

隅田川等における新たな水辺整備のあり方



平成26年2月

新たな水辺整備のあり方検討会

【目次】

はじめに	・・・	1
第1章 水辺整備を取り巻く状況		
1.1 東京都におけるこれまでの水辺整備	・・・	2
1.2 河川空間のオープン化の動向	・・・	3
1.3 他都市の先進事例	・・・	4
1.4 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた水辺空間への期待	・・・	6
第2章 新たな水辺整備のあり方		
2.1 基本コンセプト	・・・	7
2.2 にぎわい創出に向けた取組	・・・	8
第3章 隅田川をモデルとした施策の展開		
3.1 隅田川を中心とした水辺の位置付け	・・・	10
3.2 隅田川を中心とした水辺における施策展開の全体構想	・・・	13
3.3 にぎわい誘導エリアの将来像	・・・	23
3.4 にぎわい創出のための持続可能な仕組みづくり	・・・	35
第4章 今後の取組に向けて	・・・	43
参考資料	・・・	45

はじめに

かつて『水の都』と呼ばれた江戸東京の歴史の中で、隅田川をはじめとする河川は、文化や経済、生活の中心であった。現在においても河川は、都市の中の貴重なオープンスペースであり、東京スカイツリー開業を契機に、新たなビュースポットが生まれるとともに、改正された河川敷地占用許可準則を適用したオープンカフェも開業されるなど、新たにぎわいが生まれつつある。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、東京の魅力的な水辺空間の創出への期待はより一層高まってきている。

これまでも、水辺のテラスや公園と一体的な親水空間の創出、船着場の平常時利用、橋梁のライトアップ等、河川のにぎわい創出へ向けての取組が進められてきたが、この機会を捉え、首都東京の魅力をさらに高めるため、恒常的なにぎわいの創出に取り組む必要がある。河川とその周辺の街を含めた水辺を広い視野で都市機能を捉え、街と川との繋がり、人の動線、舟運の活用などを考慮しながら、都の河川・道路・公園・都市づくり等の各事業及び関係区・民間等が連携し、水辺の利活用を促進させるための総合的な戦略を考えたいうえで、個別の事業を確実に実施していくことが重要と考える。

このため、「新たな水辺整備のあり方検討会」を平成25年7月に発足させ、都・区の方針や水辺整備に関する先行的な取組、関連する各事業を踏まえながら、東京を代表する河川である『隅田川』を中心に、水辺整備の基本的な考え方について議論を重ねてきた。また、国のかわまちづくりや河川敷地占用許可準則などの制度拡充も視野に入れ、国土交通省にも議論に加わってもらった。

本報告は、東京の都市戦略である「人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間の創出」をさらに促進していくために、河川事業のみならず関連する多様な事業や利活用の手法等について広く議論を進め、今後の水辺整備のあり方を提案したものである。

本報告に基づき、都の河川・道路・公園・都市づくり及び関係区・民間等の各事業者がさらなる水辺空間のにぎわい創出に向けて関係者と連携しながら戦略的に施策構築・事業推進の方策を検討し取り組むことで、千客万来の水辺空間が実現することを期待する。

新たな水辺整備のあり方検討会 座長

岸井隆幸

第1章 水辺整備を取り巻く状況

1.1 東京都におけるこれまでの水辺整備

かつての東京の水辺は、河川や運河が縦横に走る『水の都』であり、とりわけ江戸時代には隅田川を軸に人や物資の輸送が盛んで経済活動に大きな役割を果たし、浅草や両国等の観光地が水辺周辺に展開するなど、水辺に人々のにぎわいが満ちていた。

しかし、都市が産業化していく過程の中で昭和40年代に河川の水質が悪化したことに加え、地下水の汲み上げによって地盤沈下が進行した東部低地帯を高潮や洪水、地震、津波から守るために防潮堤や水門等の整備を進めてきた結果、水害に対する安全性を確保したものの、人々の生活が水辺から遠ざかってしまった。

その後、昭和50年代に下水道の整備や河川のしゅんせつ等の浄化の取組が進み、水質が改善されると、一時中断していた隅田川の花火大会や早慶レガッタが復活した。

河川整備としても昭和55年度から「緩傾斜堤防整備事業」を、昭和60年度からは、「スーパー堤防整備事業」を実施しており、川沿いの再開発事業等にあわせて、地震への安全性と水辺環境の向上にも取り組み、水辺に向けた空間が取り戻されつつある。

また、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、より安全性を高めるために堤防や水門等の耐震対策に取り組み、平成24年には東日本大震災を踏まえた「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、耐震・耐水対策をさらに促進させている。



防潮堤



スーパー堤防



耐震対策

近年、こうした取組を背景として、人々の関心が再び河川に集まり、東京都でも良好な河川空間の形成とにぎわい創出のため、隅田川でのテラス整備やテラスギャラリーの設置等の修景整備や河川の歴史に配慮し江戸情緒を醸し出す小名木川「塩の道」の整備、防災船着場の一般開放など、人々が川に親しみやすくするための取組も進めている。



隅田川テラス



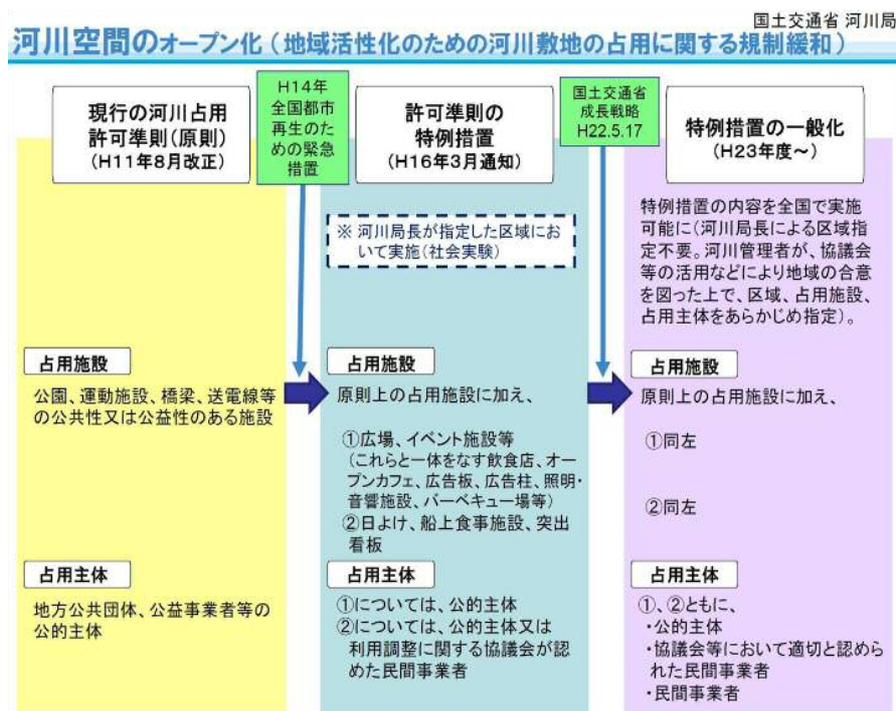
小名木川『塩の道』



防災船着場の一般開放

1.2 河川空間のオープン化の動向

河川空間利用の機運が高まる中、平成16年に河川敷地占用許可準則（以下、「準則」と言う。）の特例措置として、大阪や広島等でオープンカフェ等の先行的な取組が開始された。平成23年4月には、準則が一部改正され、地域の合意を前提とした上での河川空間における民間事業者によるイベント施設やオープンカフェ等の運営が可能となり、全国の都市で河川空間の利活用が進められている。



出典:国土交通省HP

都内では、これらの準則改正の動向を受け、隅田川、渋谷川、目黒川で、オープンカフェや広場、キッチンカー等による河川空間の利活用も進められている。



隅田川 隅田公園オープンカフェ
(台東区)



渋谷川 水辺整備イメージ
(渋谷区)



目黒川 ケータリング・カー社会実験
(品川区 五反田ふれあい水辺広場)

1.3 他都市の先進事例

○国内の事例

(大阪府、大阪市)

平成15年に策定された水の都大阪再生構想に基づき、堂島川、土佐堀川、道頓堀川等による「水の回廊」の整備が進められ、とんぼりリバーウォーク等が整備されている。民間資本の後押しを受けた水辺協議会等を中心として、八軒屋浜や北浜テラス、中之島パルクス等でのカフェテラス設置やイベント等を実施し、準則の積極的適用が図られている。



飲食店(大阪市:中之島公園)



川床(大阪市:北浜テラス)

(広島市)

平成15年に策定された水の都ひろしま構想に基づき、市内派川に多数ある荷揚げ場：雁木(がんぎ)を活用した舟運や、河川敷地へのオープンカフェ設置等の水辺のにぎわい創出に向けた取組が進められている。オープンカフェの出店にあたっては「水の都ひろしま推進協議会」がとりまとめを行い、準則の適用や地元との連携について調整を図っている。



オープンカフェ(広島市:京橋川)



オープンカフェ(広島市:元安川)

(北九州市)

沿川開発への民間投資を見込んだ河川空間の整備や、道路、橋梁、公園の基盤整備及び周辺の市街地と一体になったまちづくり、意見の公募や浄化活動などの住民参加などの取り組みを行った結果、都市のシンボルとしての河川が再生し、都市そのものの活性化につながっている。



水辺でのイベント(北九州市:紫川)



オープンカフェ(北九州市:紫川)

○海外の事例

(ロンドン)

ロンドン市内を流れるテムズ川では、観光舟運や水上バスが盛んであり、都市と川が結び付いている。さらに、水辺を生かした都市再生が行われ、川沿いを歩けるフット・パスの整備により、人が川と街を行き交っている。また、都市計画では川に近い所での高層建築を禁止しており、川と河畔の地区は空が開かれ、川が都市の軸となる空間となっている。



人道橋(ミレニアム・ブリッジ)



水辺のオープンカフェ

(パリ)

フランスの首都パリは、セーヌ川の河畔から発展してきた都市であり、河川は古くから水上交通路として利用されている。川の両岸には、歴史的建造物が並び良好な水辺景観が創出されており、街並みと調和した舟運、観光がごく自然な状態で組み込まれている。



水上バス乗船場・駐車場(ヴデット・ド・パリ)



水上レストラン

(アムステルダム)

アムステルダムでは、環状運河等の運河沿いに文化拠点や商業施設等があり、船着場が多数設置されていることから、水上交通が発達し、観光資源となっている。



アムステルダムの運河

(サンフランシスコ)

サンフランシスコのフィッシャーマンズ・ワーフでは、漁師の水揚げ場として栄えた波止場を商業施設等により観光資源化し、水辺を楽しめる空間となっている。



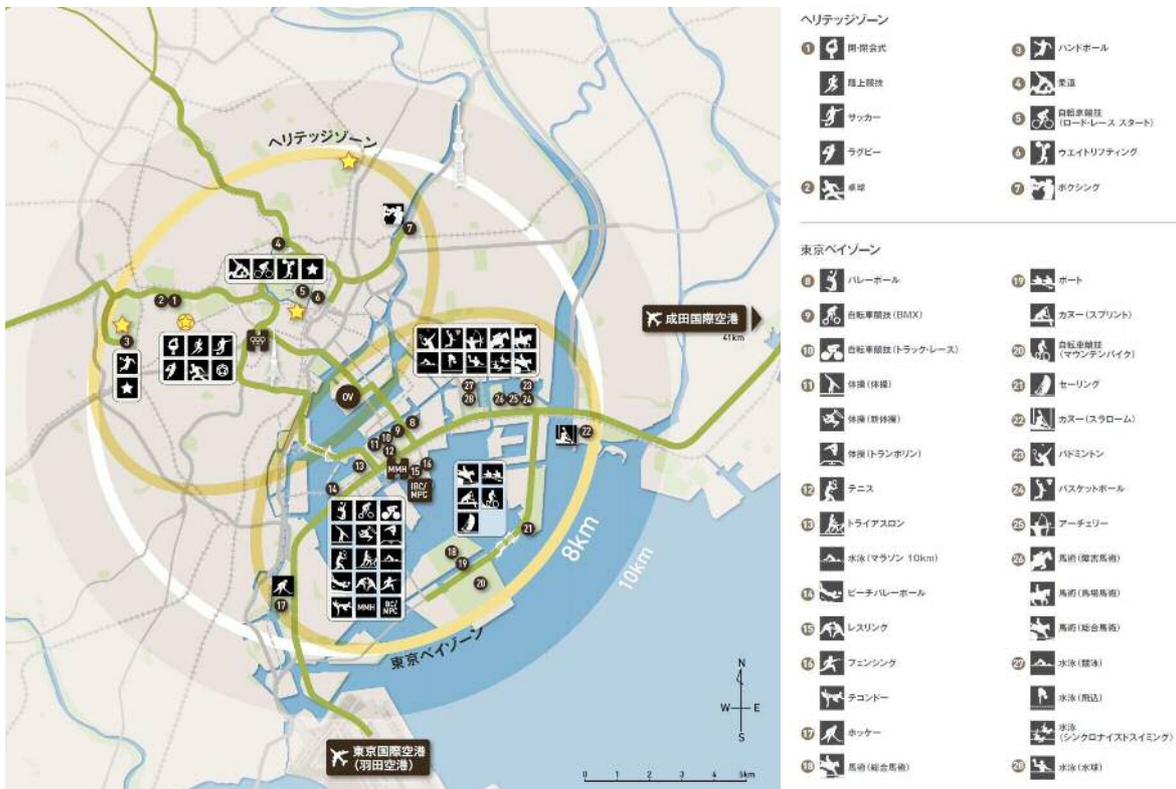
フィッシャーマンズ・ワーフの水辺のにぎわい

1.4 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた水辺空間への期待

2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、選手村やプレスセンター、多くの競技会場が東京ベイゾーンに集中する計画となっている。東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、外国人旅行客受入の強化が課題となっており、国家戦略としても羽田国際空港の発着容量の拡大や MICE 拠点の整備、空港から都心部へのアクセスの強化等が検討されている。特に、東京の臨海部では大型クルーズターミナルやお台場の統合リゾート、豊洲新市場、地下鉄の延伸等が計画・検討されており、臨海部と連携した輸送経路の充実が求められている。

一昨年に開催されたロンドンオリンピック・パラリンピックにおいても、市内の中心部を流れるテムズ川に、オリンピック・パラリンピックのシンボルマークの巨大オブジェが登場し、著名なスポーツ選手が聖火を乗せた高速ボートに乗って疾走するなど、ロンドンの象徴的な存在として世界の脚光を集めた。また、ビッグ・ベンやタワー・ブリッジを始めとする代表的な観光スポットが沿川に存在し、水上バスやリバー・クルーズ、水辺のカフェ等が充実していることから、オリンピック・パラリンピックに訪れた旅行客にテムズ川を中心としたロンドンの魅力を伝えていた。

東京オリンピック・パラリンピックに訪れる世界各国の旅行客に東京を満喫してもらうためには、臨海部と内陸部をつなぐ魅力的な観光舟運経路等を提供することが重要であり、とりわけ隅田川の舟運が大きな役割を果たす。東京オリンピック・パラリンピックを契機として、東京の新たな魅力を世界に発信していくためにも、江戸・東京文化の中心であった隅田川でのにぎわいある魅力的な水辺空間の創出への期待は非常に高い。



オリンピック会場(出展:TOKYO2020 立候補ファイル)

第2章 新たな水辺整備のあり方

2.1 基本コンセプト

人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間の創出
～水辺における人々の恒常的な利活用～

東京における水辺の利活用は、水際のテラスや公園等の親水空間の創出、まちづくりと一体となった河川整備、オープンカフェの設置等の取組により着実に進み、人々の河川への関心は少しずつ高まってきている。

かつて『水の都』と呼ばれた東京の水辺を利活用していくことは、『2020年の東京』における東京の都市の魅力を高める都市戦略の一つであり、水と緑がめぐる豊かな都市空間を創出する上でも重要な位置付けである。このことから、新たな水辺整備のあり方の基本コンセプトとして、「人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間の創出」を掲げる。

人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間を創出するためには、基盤整備だけでなく、人々による水辺空間の恒常的な利活用に結び付けていかななくてはならない。

そのためには、現在の取組に加えて、水辺を都市資源として活かし人々を誘導する機能を充実する。

【人々の活動（イベントや商業、開発等）によって生まれる水辺のにぎわい】



テラスを活用した地域のお祭り(両国)



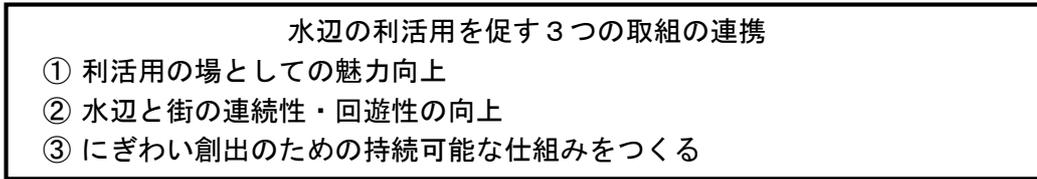
オープンカフェ(浅草)



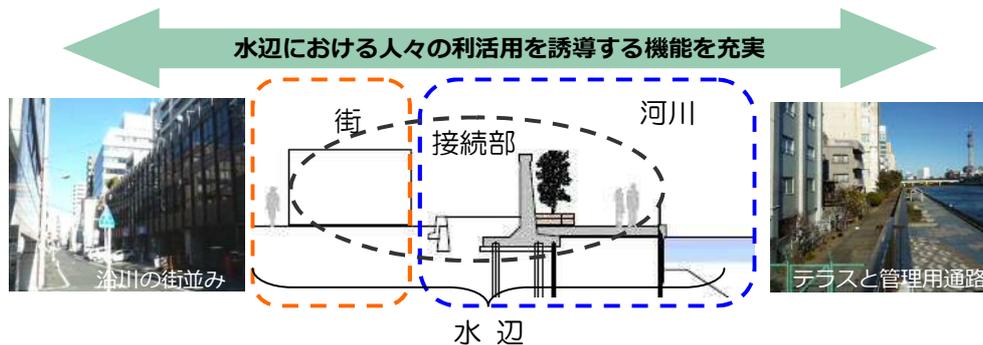
まちづくりと一体となった河川整備(大川端リバーシティ(佃・越中島))

2.2 にぎわい創出に向けた取組

(1) 基本的な考え方



「人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間」を恒常的に創出するためには、水辺の利活用を誘導する機能の充実を目的として、以下の3つの取組を連携させる必要がある。



① 利活用の場としての魅力向上

人々が集まる場所としての機能や魅力を高め、居心地の良い水辺をつくり、水辺の都市の魅力向上を図る。

Ex) オープンカフェやビュースポット、人々が憩う商業施設等を増やす等

② 水辺と街の連続性・回遊性の向上

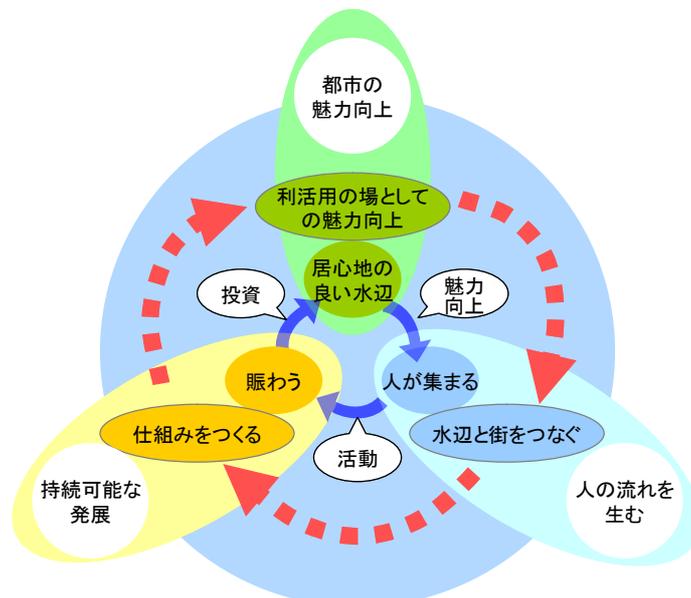
移動性や回遊性を高めることにより、人が集まりやすい環境と人の流れを生む。

Ex) テラスの連続化、バリアフリー化、交通結節機能を高める等

③ にぎわい創出のための持続可能な仕組みをつくる

水辺をマネジメントする仕組みを構築し、にぎわいの担い手・経済活動を誘導し、持続可能な発展を目指す。

Ex) 水辺空間を利活用する組織や制度を拡充する等



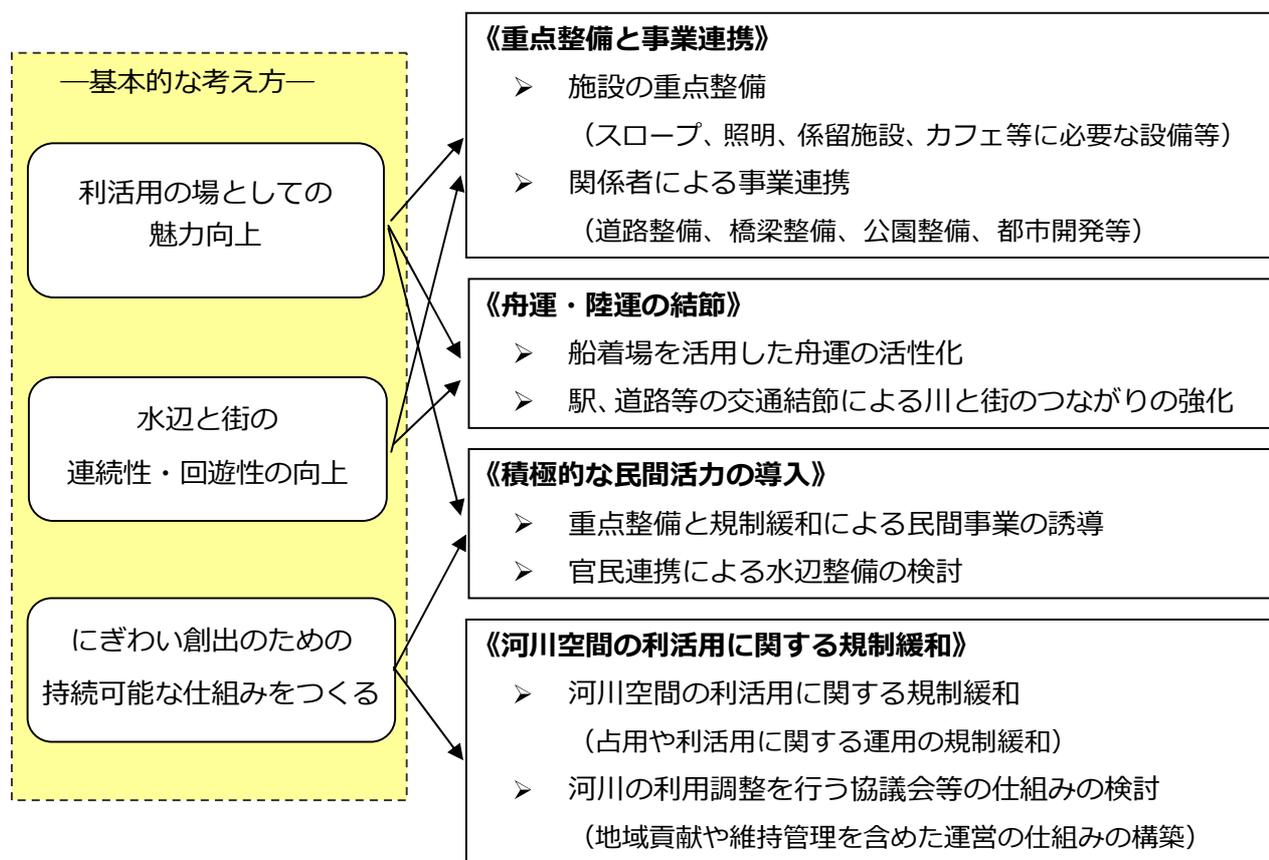
(2) 整備における基本方針

『にぎわい誘導エリア』の設定による重点的な施策展開

「利活用の場としての魅力向上」「水辺と街の連続性・回遊性の向上」「にぎわい創出のための持続可能な仕組み」が連携し、人々の活動の展開へと結びつけるためには、まちづくりの機運や民間事業の可能性等の地域のポテンシャルを踏まえることが不可欠であり、効果・効率的な整備を行うためにも施策効果の高いエリアへの重点的な施策展開が必要になる。

このことから、沿川の街とのつながりや開発・観光施設等の地域のポテンシャルを総合的に勘案して『にぎわい誘導エリア』を設定し、重点的に施策展開を実施していくことが必要である。また、河川の特성에応じて拠点を結ぶ軸の整備等の施策も必要に応じて展開していくことも考えられる。

【『にぎわい誘導エリア』における施策展開】



第3章 隅田川をモデルとした施策の展開

3.1 隅田川を中心とした水辺の位置付け

かつて東京は、『水の都』と呼ばれるほど河川と街とが近い関係にあった。その歴史は、東京の骨格となっている江戸の都市形成から始まっており、江戸の街を防衛するお濠や物流を担う舟運、上下水等の様々な目的で網の目のように河川や水路が存在していた。

その中でも隅田川は、河岸や神社仏閣、見世物小屋等が集積し、舟運や信仰、遊興等の都市機能の中心であり、庶民のにぎわいで溢れた空間であった。

現在においても隅田川と深い関わりのある浅草や浜離宮恩賜庭園・築地等は東京の魅力を発信する観光の機軸となっており、外国人観光客が多く、東京スカイツリー開業以降は新たなビュースポットが生まれている。

また、隅田川は、東京都の景観計画における景観重要河川であるとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、臨海部の関連施設と東京の中心部を結ぶ重要な水辺の軸であることから、東京の顔としての風格ある景観づくりが求められている。

これまでも地勢や歴史上の観点から、隅田川は東京を代表する河川として都市の魅力を高める上でも重要な河川として位置づけられており、都の重要な施策対象として検討が行われ、スーパー堤防や隅田川テラス、河川を利用したイベント等が展開されてきた。



橋本貞秀「東都両国ばし夏景色」(出展:特別展隅田川江戸が愛した風景 江戸東京博物館)



隅田川テラスと船着場を利用する観光客



隅田川をレース会場とした「早慶レガッタ」

《隅田川を中心とした水辺のこれまでの検討の経緯》

昭和47年～昭和49年 「低地防災対策委員会（知事諮問委員会）」

- ・ 護岸形式から土堤形式（緩傾斜堤防、スーパー堤防）への転換等

昭和59年 「隅田川宣言（隅田川水系区長会議）」

- ・ 関連9区による隅田川の活性化とアメニティの向上に取り組むことの宣言

昭和62年～平成元年 「隅田川未来像委員会（知事諮問委員会）」

- ・ 隅田川を中心にいきいきしたうおいのあるまちづくり
- ・ 街の核を軸で結ぶ水辺の拠点によるゾーンおよびネットワークの形成

平成9年～平成10年 「下町河川の明日を創る会（知事諮問委員会）」

- ・ 下町河川（江東内部河川）を「人々に親しまれ、くらしのなかに生きる川」に。
- ・ モデル地区と整備テーマ、パートナーシップの構築等

平成12年 「東京構想2000」

- ・ 「千客万来の世界都市東京」を目指した長期計画の一つとして、水辺を活用した東京の顔の創出
- ・ テラスや親水護岸等の整備によるうおいの創出、オープンカフェ等によるにぎわいの創出等

平成13年～平成16年 「下町河川『顔』づくり検討会」

- ・ 河川の賑わい創出、住民が利活用の主役になる仕組みづくり等による「水の都」東京の再生
- ・ にぎわいの拠点形成の方針、オープンカフェの誘致、船上ステージ、防災船着場の平常時利用等

平成16年 「神田川再生構想検討会」

- ・ 神田川を対象とした都市河川の将来に向けた河川再生の構想
- ・ 沿川の商業施設が活性化する賑わいある水辺、石垣や著名橋から活気と歴史を感じる水辺等

平成18年 「東京の水辺空間の魅力向上に関する全体構想」

- ・ 隅田川や運河等の水辺の魅力を高め、都市としての東京の魅力の世界へ発信するための構想
- ・ 「水辺のにぎわい」「舟運」「水辺景観」「水辺環境」の取組み

平成23年～ 「隅田川ルネサンス推進協議会」

- ・ 隅田川を中心とする水辺空間において、にぎわいの創出を目指す
- ・ 恒常的な賑わい不足を課題であるとし、「人々の関心を川に向ける」「川が文化・情報の発信拠点」「川を軸としたまちづくり」を取り組み目標として設定

平成23年～ 「2020年の東京」

- ・ 人々が集い、にぎわいが生まれる水辺空間を創出する

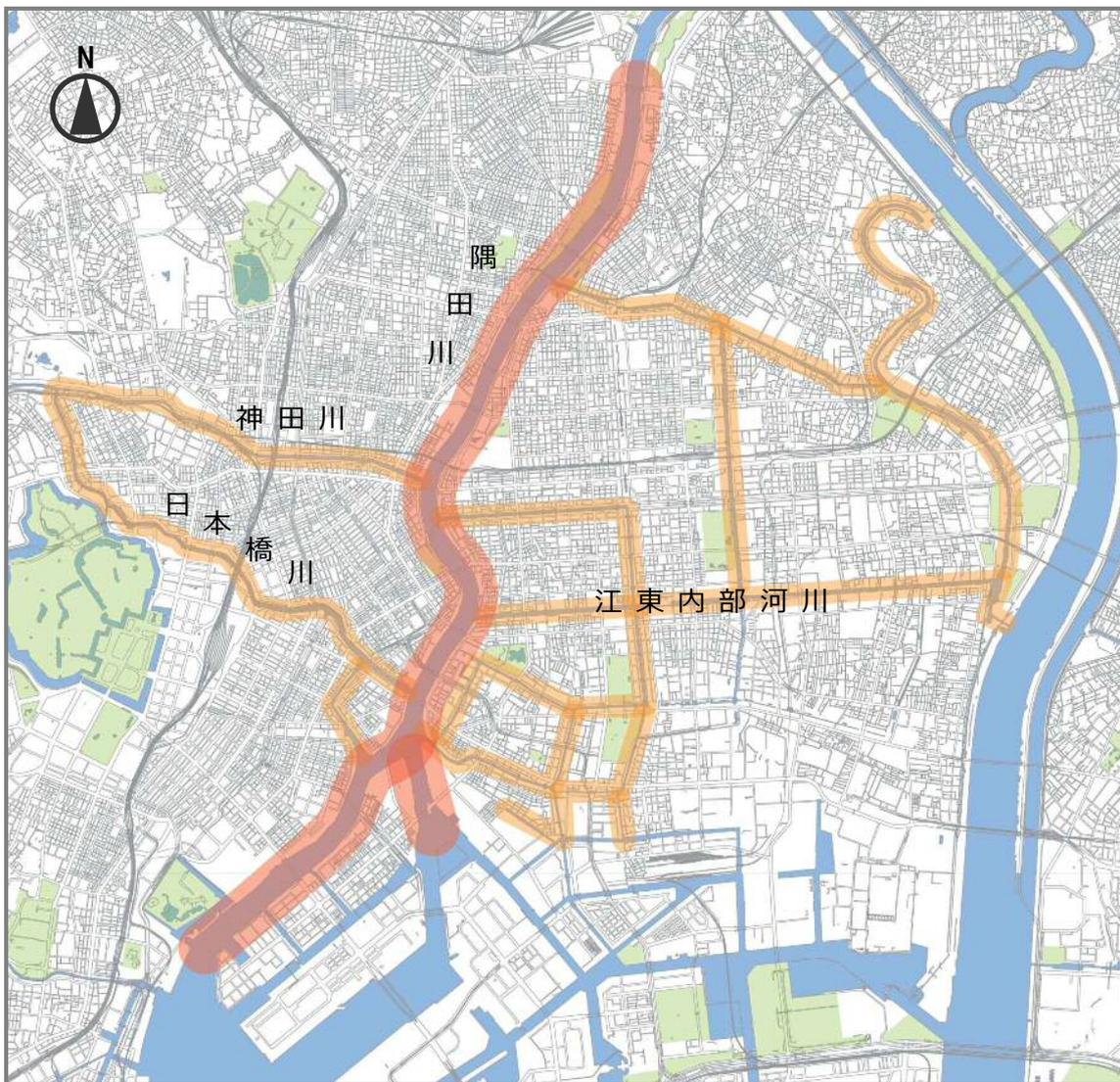
昨今の都市間競争の中、東京の歴史文化に深く関わり、都心部を流下する隅田川を中心とした水辺の整備は、これまで以上に重要性が高まってきている。

本検討は、東京を代表する河川である隅田川中心とした水辺のうち、都心部に近い下流域（河口から白鬚橋付近まで）および支川（神田川、日本橋川、江東内部河川等）を先行的な検討対象範囲として設定する。

この隅田川下流域の取組をモデルとして、今後の隅田川上流域や他河川での検討に繋がっていくことが望ましい。

制度の検討については、広く他の河川への適用を踏まえて渋谷川や目黒川等の先行事例を参考にする。

【検討対象範囲】



- ： 隅田川下流域
- ： 隅田川の支川

3.2 隅田川を中心とした水辺における施策展開の全体構想

水辺の魅力を活かした東京の顔づくり～隅田川を中心とした『川の軸』と2つの『水辺回廊』～

(1) 隅田川を中心とした水辺における施策展開の全体構想

隅田川を中心とした水辺は、地勢や歴史等の観点から東京の都市としての骨格を形作る重要な要素であり、都市の魅力を象徴する空間と言える。隅田川とその支川について総合的な戦略を考え、水辺の魅力を活かした東京の顔づくりを目指すことが必要である。

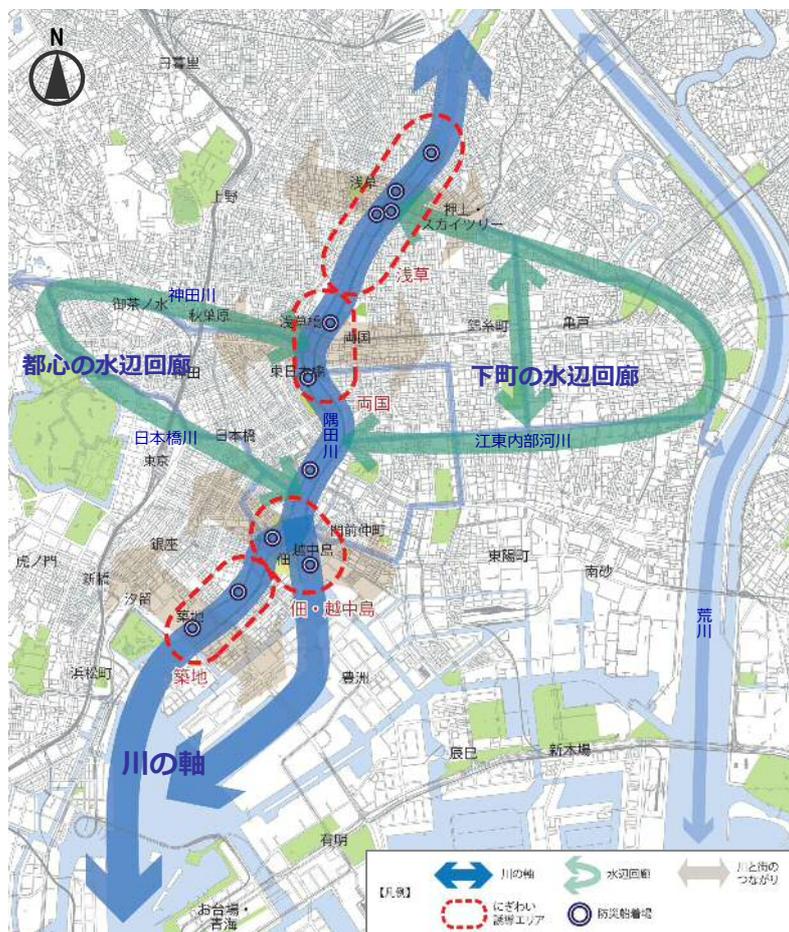
東京湾・ベイエリアに流下する隅田川と山の手方面や沿川の下町に広がる支川（神田川・日本橋川、江東内部河川等）の関係から、隅田川を水辺のにぎわい創出の基軸となる『川の軸』とし、支川を隅田川から周辺エリアへ水辺のにぎわいを拡大させる『水辺回廊』として施策を展開していくことが望まれる。

【隅田川を中心とした『川の軸』】

- 人々の活動を誘導し、川と街の結びつきを強化する「にぎわい誘導エリア」の設定
- 東京湾・ベイエリアと都心とを結ぶ「水辺の動線」の強化

【周辺エリアの『水辺回廊』】

- 隅田川を基軸として、周辺エリアへ水辺のにぎわいを拡大



(2) 隅田川を中心とした『川の軸』

1) 「にぎわい誘導エリア」の設定

『浅草』『两国』『佃・越中島』『築地』をにぎわい誘導エリアとし、重点的な施策展開を実施

隅田川を中心とした『川の軸』の核となるエリアとして、水辺での人々の活動を誘導し、川と街の結びつきを強化する「にぎわい誘導エリア」を設定し、重点的な施策展開を実施することで効果・効率的な施策展開が図れるものとする。

にぎわい誘導エリアは、「利活用の場としての魅力向上」「水辺と街の連続性・回遊性の向上」「にぎわい創出の持続可能な仕組みづくり」に関する地域のポテンシャルの高い箇所を選定することが必要である。

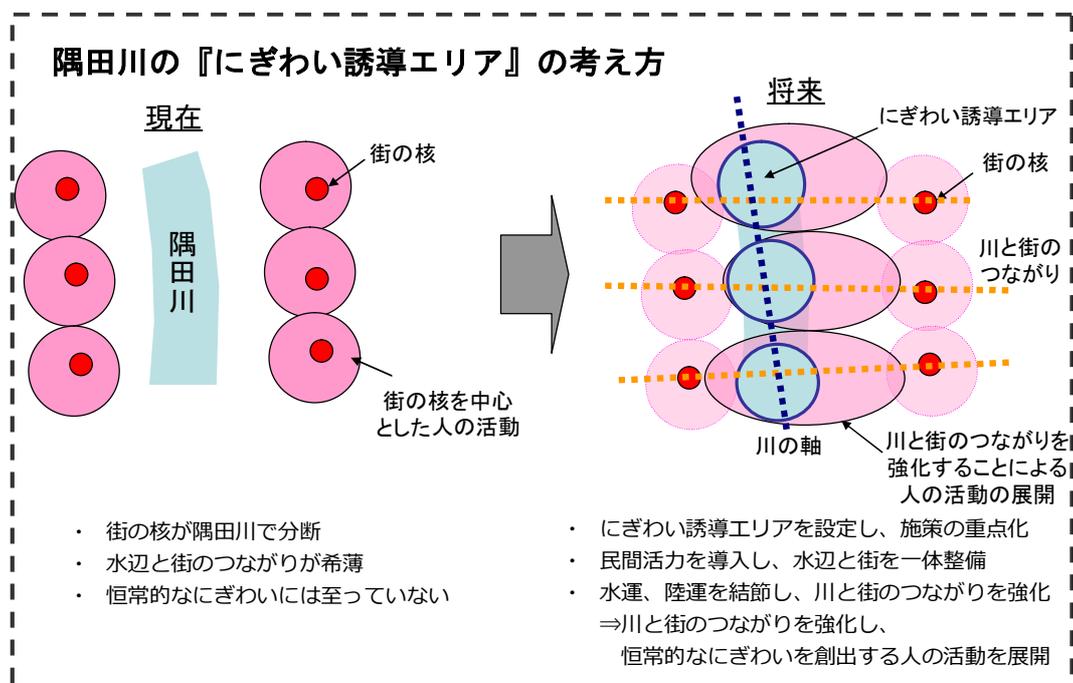
隅田川下流域では、沿川の街と河川のつながりや開発や観光施設等の地域資源等から総合的に勘案し、『浅草』『两国』『佃・越中島』『築地』がにぎわい誘導エリアとして適している。

『浅草』：浅草寺や東京スカイツリー等を含めた大規模な観光拠点

『两国』：江戸東京文化の歴史性、水陸交通が近接

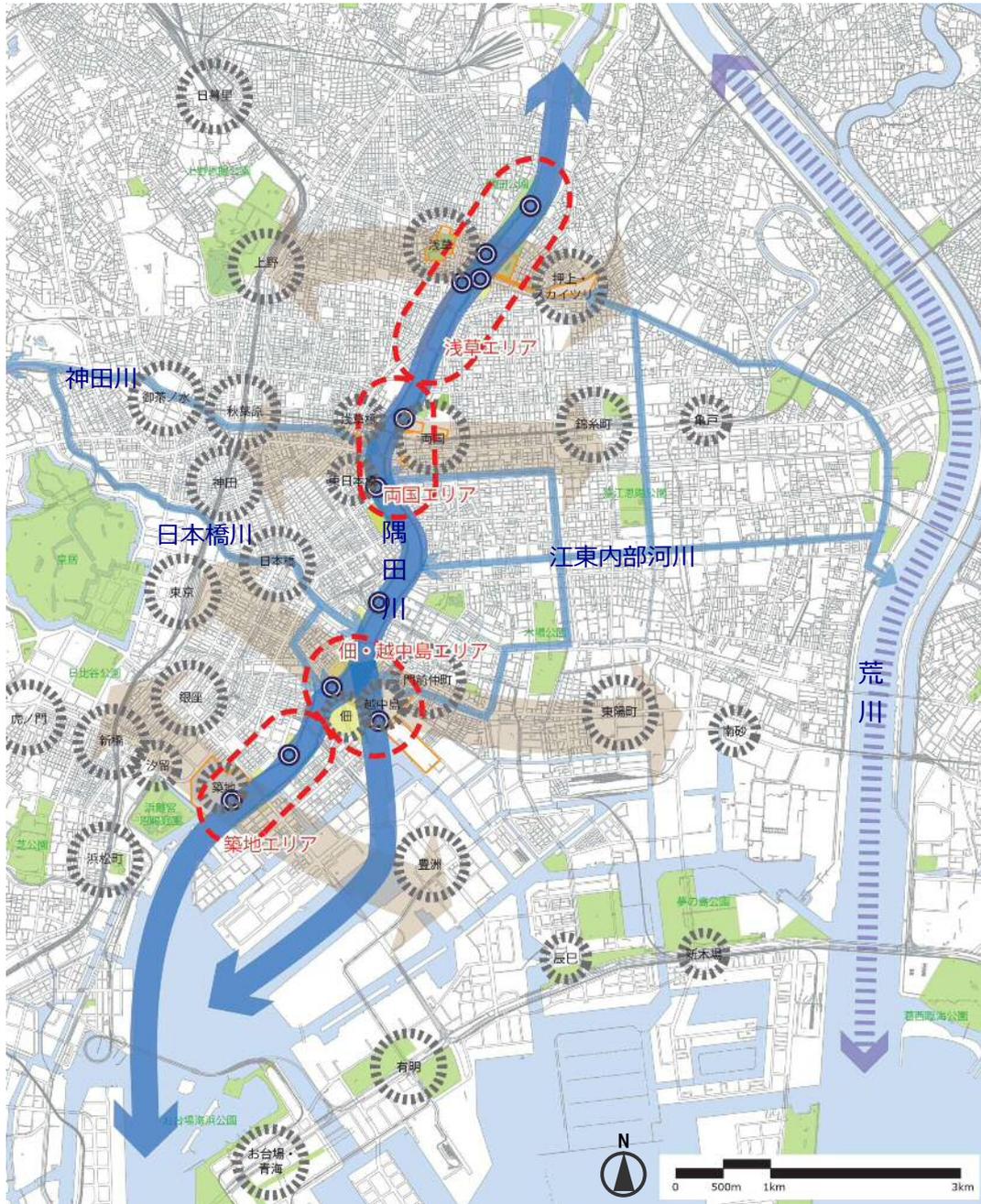
『佃・越中島』：開放的な水辺の都市空間、ベイエリアとの近接点

『築地』：築地市場や浜離宮等の観光、東京湾から隅田川の玄関口



【隅田川下流域におけるにぎわい誘導エリアと街とのつながり】

『浅草エリア』	:	上野	⇔	浅草	⇔	東京スカイツリー
『両国エリア』	:	秋葉原	⇔	両国	⇔	錦糸町
『佃・越中島エリア』	:	東京・日本橋	⇔	佃・越中島	⇔	東陽町
『築地エリア』	:	銀座・新橋	⇔	築地	⇔	豊洲



街の核
 防災船着場
 地域資源
 川と街のつながり
 川の軸
 にぎわい誘導エリア

【にぎわい誘導エリアで展開される施策例】

各エリアのコンセプトに合わせて、河川事業のみならず、地元自治体や民間企業等のそれぞれの事業者が整備や連携、規制緩和等の施策を展開していくことが望まれる。

1. 重点的な整備

- 水辺の回遊性向上施設（テラス連続化施設、橋梁アンダーパス施設等）
- 水辺へのアプローチ向上施設（スロープ、階段、橋詰の活用、照明等）
- 水辺の魅力向上整備（スーパー堤防、修景等）
- カフェ等に必要な設備（電源、上下水道等）
- 船着場の新設、拡充（船着場、一時係留施設等）
- その他（待合施設、ビュースポット、トイレ、案内板、ベンチ、日よけ等）

2. 事業連携

- 道路整備（歩道設置、自転車走行空間、無電柱化等）
- 橋梁整備（ライトアップや架け替え等）
- 公園整備（ライトアップや再整備等）
- 都市開発（区画整理や再開発等）
- 官民連携（大規模開発等での PFI や PPP 等）

3. 規制緩和・準則の特例占用等

- 準則における「都市・地域再生等利用区域」の指定
- 河川利用に関する運用の規制緩和（一時占用、一日利用制度、民間事業者の活用等）
- 防災船着場の一般開放の促進
- 河川利用に関する社会実験

【施策例のイメージ】

地域のニーズにあわせて多様な施策を有機的に組合せて展開することによって、恒常的な水辺のにぎわいが創出されるものとする。また、船着場に飲食店等の収益施設を併設する等の水辺空間の有効活用を推進し、民間事業者の活力を最大限に活かして水辺の魅力向上につなげていくことを目指すことが重要である。



テラス動線の連続化イメージ
(支川合流部の連絡橋梁等)



公園と一体化を図るスーパー堤防イメージ



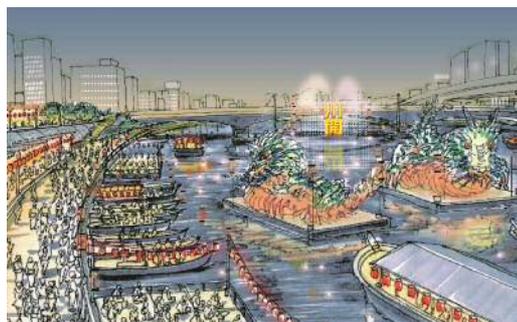
スポーツ施設やカフェ等のある水辺イメージ



大規模開発等での官民連携による
水辺のにぎわい施設（舟運ターミナル）イメージ



準則の特例占用等による水辺の利活用イメージ
(船着場や水上レストラン等)



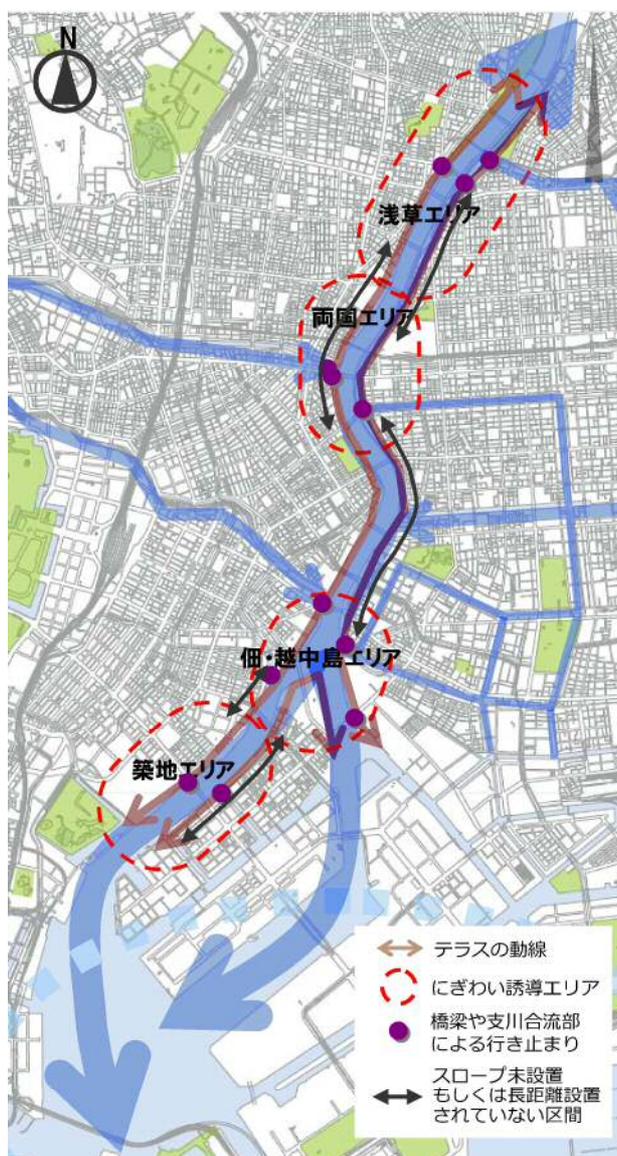
河川利用の規制緩和を活用した
水上イベントイメージ

2) 「水辺の動線」の強化

隅田川を中心とした『川の軸』におけるにぎわい誘導エリアおよびエリア間の動線として、東京湾・ベイエリアと都心とを結ぶために、水辺と街の連続性や回遊性、災害時の点検・避難路の確保等の動線としての機能を向上させる必要がある。

① 川沿いの動線の連続化向上整備

現状、支川合流部や橋梁下部等で、テラスの不連続箇所が発生しているほか、スロープや階段が未設置で行き止まりとなっている箇所がある等、川沿いの動線の連続性が十分に確保されていない。そのため、テラス整備の促進、支川合流部等の連続化整備（連続化橋梁や階段等）、橋梁部アンダーパス、スロープ設置等を行い、水辺の回遊性を向上させる必要がある。



支川合流部の不連続箇所(月島川水門)



橋梁下部の不連続箇所(吾妻橋)



連続化橋梁イメージ



浮棧橋によるアンダーパス整備例(言問橋)

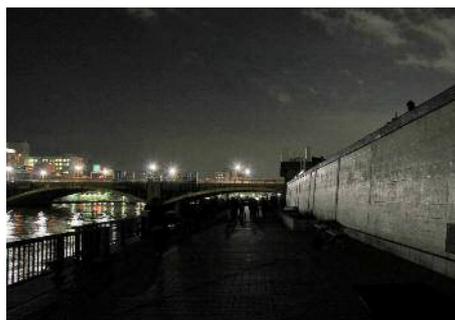
② 河川照明整備

近年、東京スカイツリー等の夜景を水辺で楽しむためにテラス等を利用するニーズが増えてきている。一方で、防災船着場付近や沿川の公園区域となっているスーパー堤防等では照明が整備されている箇所もあるが、それ以外の箇所は暗いため夜間に水辺に近づきにくい状況になっており、河川管理施設として照明を計画的に整備していくことが望まれる。

このことから、さらなるにぎわい創出が望まれる隅田川下流域については、ベースとなるテラス部分に照明を設置し、夜間の一定の明るさを確保しテラスの回遊性や誘導性、夜間景観を向上させる必要がある。

また、橋梁のライトアップや河川周辺の優れた夜間景観に配慮し、ベースとなる河川照明は「人の通行を確保し、周辺の夜間景観を引き立てる」ことを基本的な考え方とすることが望まれる。

夜間における隅田川テラスの状況と照明事例（蔵前付近）



夜間のテラスの状況



照明事例（照明設置実験）

隅田川周辺における優れた夜間景観



浅草周辺の夜景
(東京スカイツリー等)



越中島周辺の夜景
(永代橋と大川端リバーシティ等)

【照明の考え方】

照明は、「地（ベース）」と「図（アクセント）」に分けて考え、それらを重ねることで、河川全体の統一感を出しながらも各エリアの特性を反映し、隅田川をひとつづきの絵巻のように夜間景観を創出していくことが望ましい。

①「地（ベース）」の照明：基礎部分での統一感をつくりだす照明

照明の対象例：隅田川テラス等（護岸・堤防、転落防止柵、テラス舗装、階段、スロープ）

■ 安心感をもたらす照明

- ・回遊性向上に資する最低限必要な明るさの確保
- ・極端な明暗差やグレア（まぶしさ）を抑えた照明
- ・落ち着きや温かみを感じる低い色温度

■ ひきたて役としての照明

- ・河川の連続性の中で統一感のある照明
- ・自ら抑制し、図（アクセント）を引き立てる照明

■ 総合的なあかり環境の構築

- ・既存の河川照明、道路・公園の照明との調和
- ・妨げとなる広告物の抑制（長期課題）

②「図（アクセント）」の照明：各エリアの特性を反映する照明

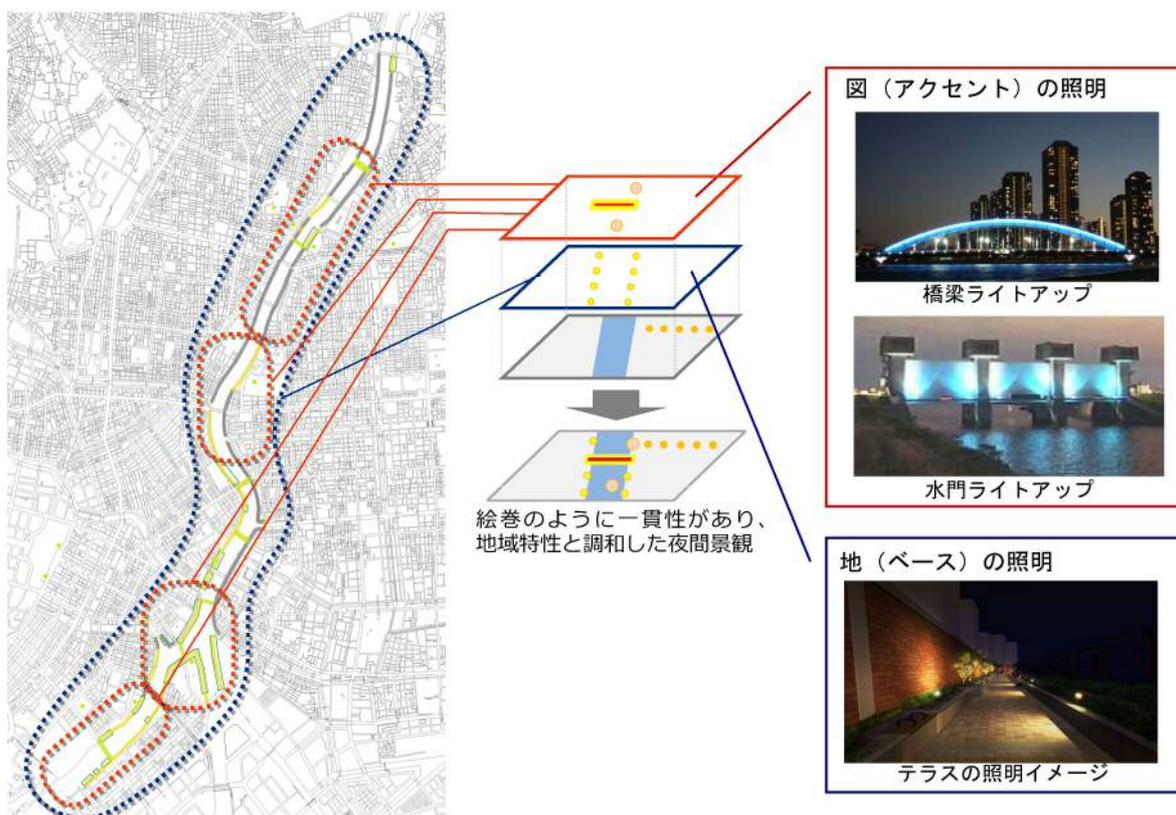
照明の対象例：

【浅草エリア】吾妻橋周辺、防災船着場、東京スカイツリー等

【両国エリア】両国橋周辺、防災船着場、なまこ壁（防潮堤）等

【佃・越中島エリア】永代橋周辺、堤防や公園の植栽、明治丸（重要文化財）等

【築地エリア】勝鬨橋周辺、築地跡地開発、浜離宮恩賜庭園等



(3) 周辺エリアでの『水辺回廊』

隅田川を中心に据え、周辺エリアへ水辺のにぎわいを拡げることが望まれる。

① 「都心の水辺回廊」(神田川・日本橋川等)

沿川開発と連携したオープンカフェや著名橋等の地域資源を舟運等で結びつける。

○再開発と連携した水辺再生

都市再生緊急整備地域等での再開発と連携した水辺再生、舟運の活性化等により、都心から水辺へ、さらには隅田川全域へとにぎわいの拡大を図る。

【考えられる方策例】

- 再開発と連携した親水空間や船着場、人道橋の設置
- 準則の特例占用を活用した川床の設置



水辺を活用した沿川開発（神田川）



開発と連携した川床等のイメージ

○沿川地域資源の活用

著名橋、江戸城石垣、お茶の水渓谷等の沿川に集積する地域資源を活かし、江戸・東京の歴史を体感できる水辺空間を創出する。

【考えられる方策例】

- 日本橋や常盤橋等の著名橋や石垣、沿川の歴史的建築物のライトアップ
- お茶の水渓谷の緑道整備、亀島川の緑化事業と連携したテラスの修景



日本橋



お茶の水渓谷

② 「下町の水辺回廊」(江東内部河川)

観光資源化した閘門等の河川施設等を公園等と連携した水辺の散策路で結び付ける。

○生活に密着した水辺の散策路

網の目のように広がる河川に沿って水辺のプロムナード整備や舟運の活性化を図り、下町の生活に密着し観光資源ともなる水辺の散策路を形成する。

【考えられる方策例】

- テラスの連続化による水辺の散策路の整備
- 沿川公園と一体的な水辺空間整備



テラスの連続化イメージ(横十間川)



公園と一体化した水辺空間イメージ

○河川施設等の観光資源化

扇橋閘門や旧中川・川の駅、東京スカイツリー周辺の北十間川等の河川施設等を活用し、川を楽しむことができる水辺空間を創出する。

【考えられる方策例】

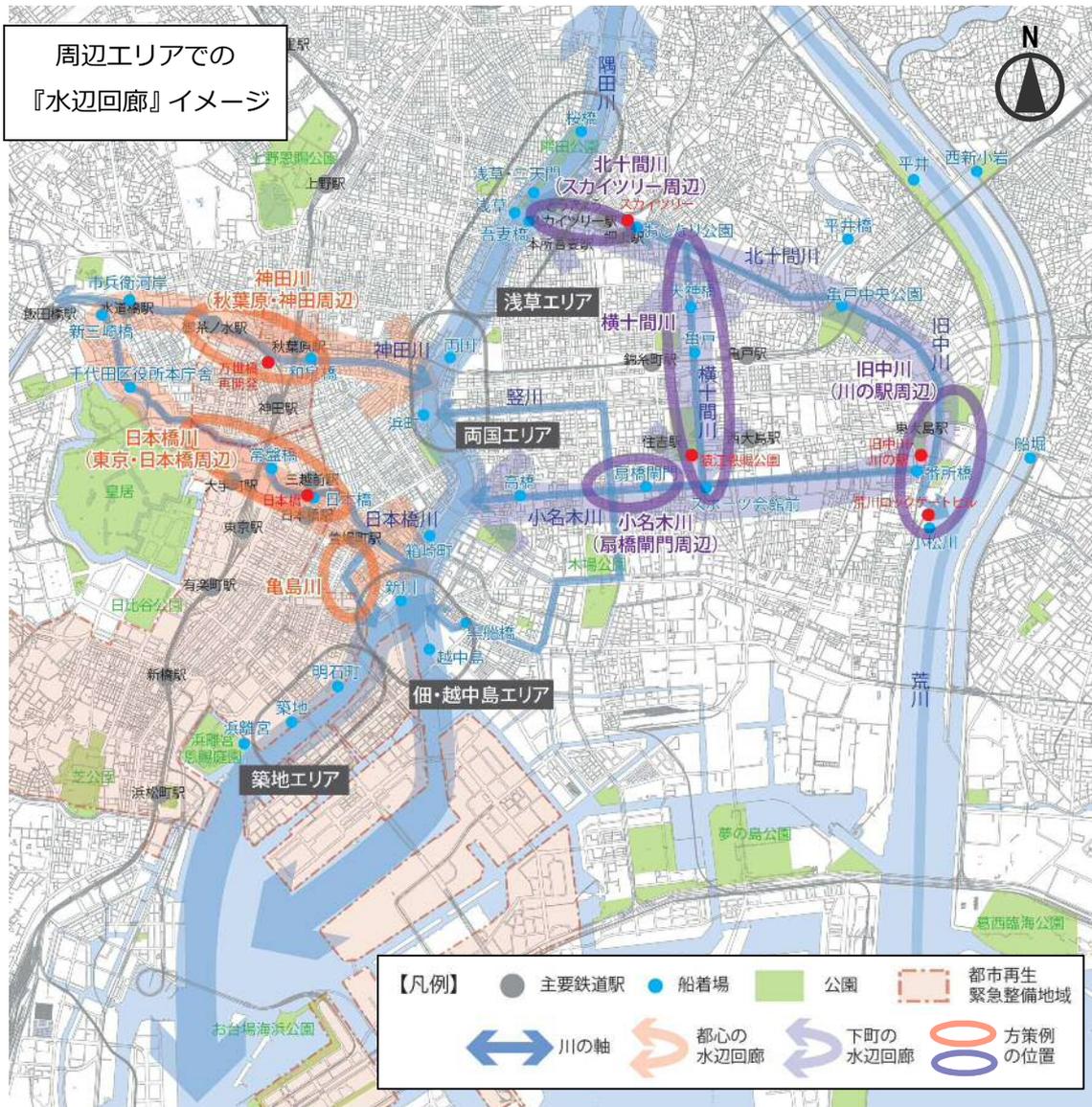
- 扇橋閘門や護岸等を活用するための船着場や遊歩道の設置
- 水陸両用バスやカヌー等の利用を想定したスロープ設置



扇橋閘門



旧中川 川の駅



3.3 にぎわい誘導エリアの将来像

にぎわい誘導エリアとして設定した4つのエリアにおける今後のあるべき姿について幅広い観点から提案するものを以下に示す。今後、実現にあたっては国等関係機関や沿川自治体、住民、企業等と調整を図っていくことが必要である。

【浅草エリア】

① コンセプト

浅草・東京スカイツリーを結ぶ にぎわいの水辺

② 地域の特性・課題

浅草エリアには、浅草寺や東京スカイツリーといった都内でも有数の二大観光拠点があり、隅田川を中心とした周辺の地域に、国内・国外を問わず多くの地域から観光に訪れている。東京スカイツリーや吾妻橋、隅田公園の桜等の魅力的な景観があり、水上バスや散歩を楽しんでいる人が多く、水辺を含む周辺地域では、三社祭やサンバカーニバル、隅田川花火大会、早慶レガッタ、灯籠流し等の年間を通した多くのイベントが実施されている。

しかし、浅草寺・東京スカイツリー間の動線が隅田川により分断されており、観光客の誘導が十分でないことや、浅草地域の水辺のにぎわいが周辺に広がっていないことが課題となっている。

よって、浅草エリアでは、浅草寺と東京スカイツリーの二大観光拠点があるという最大の特徴を活かすため、両拠点をつなぎ、水上バス等との接続を行う等の水辺の魅力向上を図ることによって、地域の核となりにぎわいのある水辺を形成していくことが重要である。



浅草エリアの水辺空間の様子



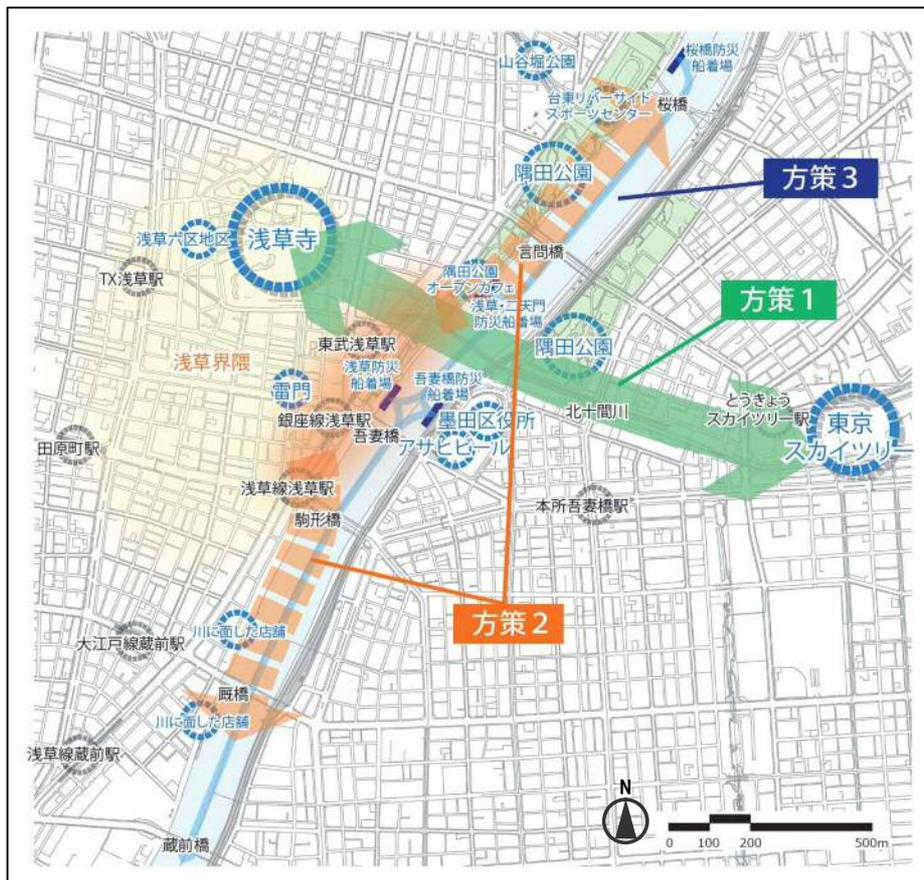
東京スカイツリーと吾妻橋

③ 取組方策

(方策1) 浅草寺・東京スカイツリー間をつなぐ動線の形成・回遊性向上

(方策2) 浅草界隈のにぎわいの水辺への拡大

(方策3) 舟運や水辺利用の活性化・多様化



<特性を示すデータ等>

- ・浅草地区の観光客数（推計） 2,075 万人(平成 24 年)^{※1}
- ・東京スカイツリータウン来場者数 約 4,476 万人(平成 24 年度)^{※2}
- ・訪都外国人の 33%が浅草を訪問（1位渋谷、2位新宿、3位銀座、4位秋葉原、5位浅草）^{※3}
- ・水上バス等乗船者数 約 80 万人（平成 24 年度）^{※4}
- ・浅草・二天門防災船着場オープン（平成 23 年）
- ・吾妻橋防災船着場リニューアル・オープン（平成 25 年）

※ 1：平成 24 年度台東区観光統計・マーケティング調査

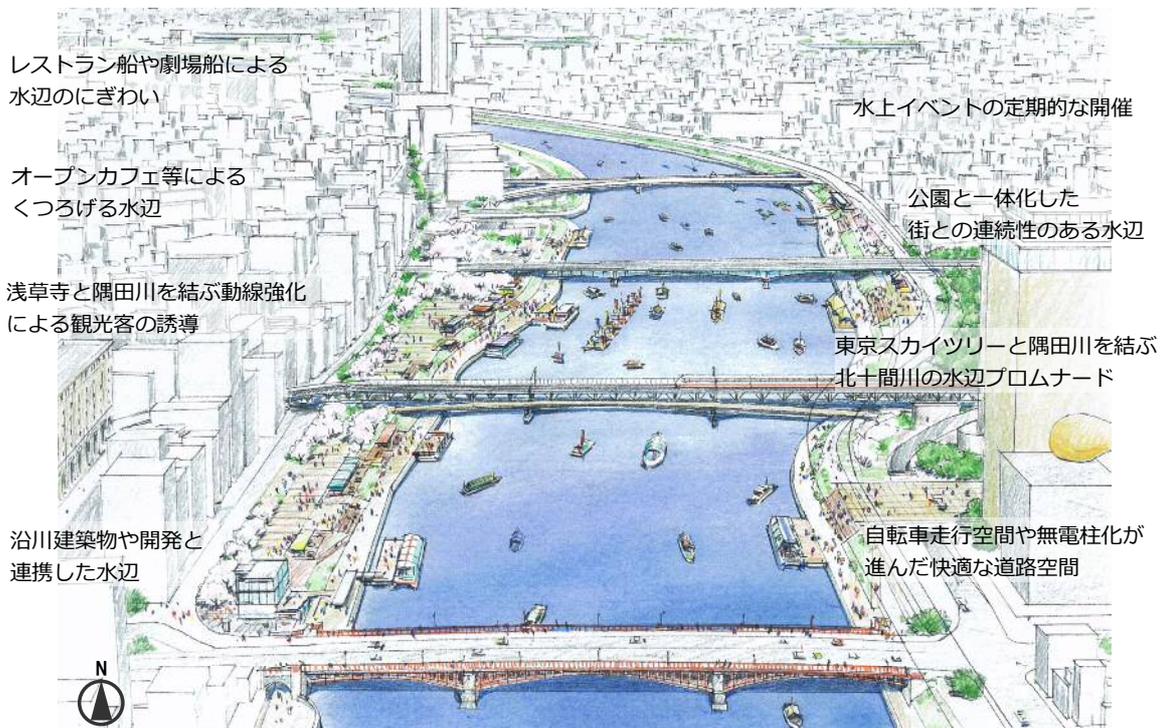
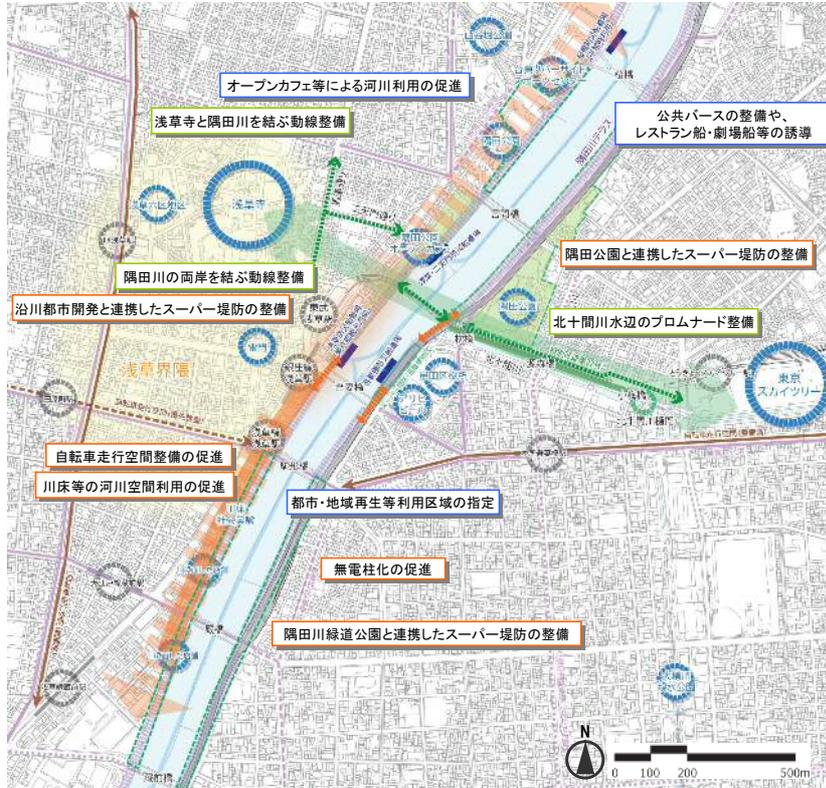
※ 2：東武鉄道プレス資料（H25.4.1）

※ 3：平成 24 年訪都旅行者数等の実態調査結果 東京都産業労働局

※ 4：平成 24 年度事業報告書 公益財団法人東京都公園協会及び事業者へのヒアリング結果

④ 施策展開イメージ

※将来像の提案であり、今後、実現にあたっては国等関係機関や沿川自治体、住民、企業等と調整が必要である。



【両国エリア】

① コンセプト

歴史・文化が息づく「水の都」東京の顔

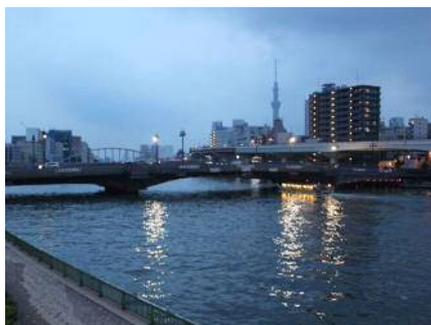
② 地域の特性・課題

両国は、かつての江戸のにぎわいの中心であった回向院や両国広小路があり、両国川開きや葛飾北斎の浮世絵等の江戸時代の文化の発信地であったことから、両国国技館や江戸東京博物館等の歴史・文化が深く根付いた施設が多く存在している。また、隅田川と神田川の合流点にあり、主要な鉄道や国道も近接することから、水運と陸運とを結節する交通拠点としてのポテンシャルが高い。

両国橋、柳橋といった歴史的な価値のある橋梁があるほか、蔵前周辺の防潮堤には、江戸情緒を醸し出すなまこ壁の修景が施されている。最近では、墨田区が「両国観光まちづくりグランドデザイン」を策定するなど、両国の歴史・文化を活かしたまちづくりの機運が高まっている。

しかし、来訪者が国技館や江戸東京博物館等といった個別施設に限定されており、両国駅周辺の人が水辺に広がっていないことや、街と水辺とのアクセスが十分に整備されていないことが課題となっている。2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、国技館がボクシング会場となるため、国内外からの参加者をおもてなす環境整備が求められている。

よって、両国エリアでは、地域に根付く歴史・文化を活かした水辺空間を創出し、水陸交通結節機能をより高めることにより、「水の都」東京の顔となる水辺を形成していくことが重要である。



両国エリアの水辺空間の様子



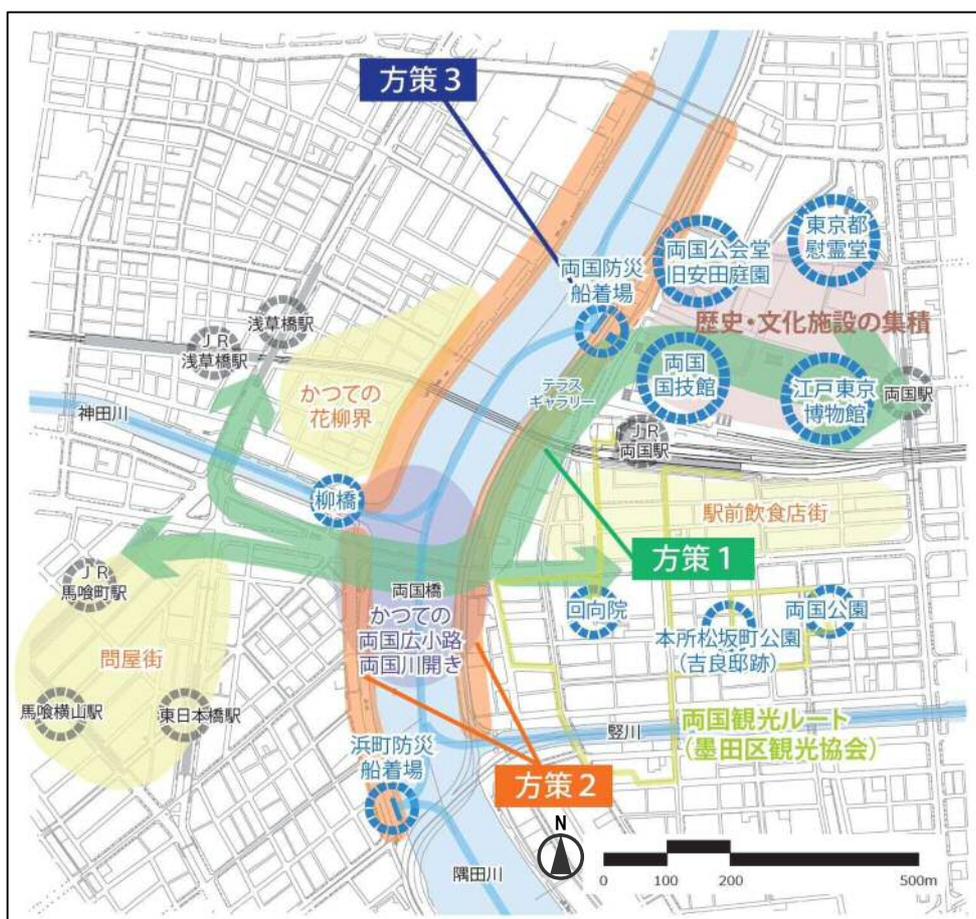
国技館・江戸東京博物館

③ 取組方策

(方策1) 駅周辺から水辺、さらに隅田川兩岸をつなぐ動線の形成

(方策2) 沿川のにぎわい創出の強化

(方策3) 水陸交通結節機能を持つ舟運拠点の形成



<特性を示すデータ等>

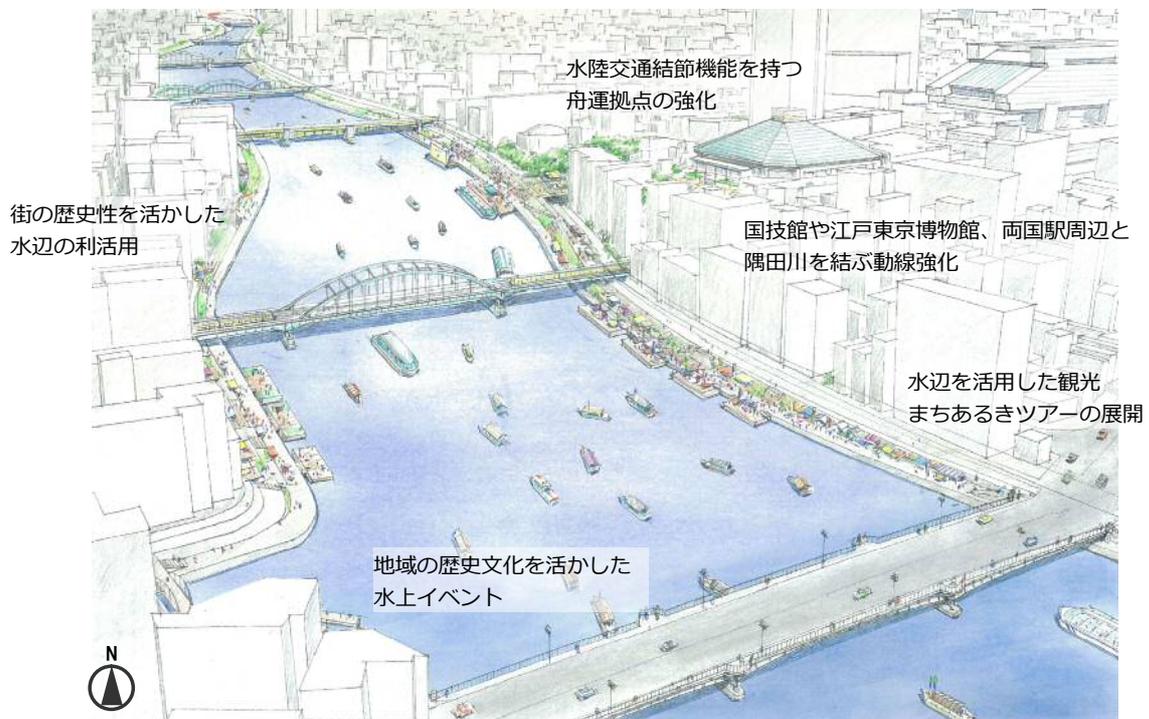
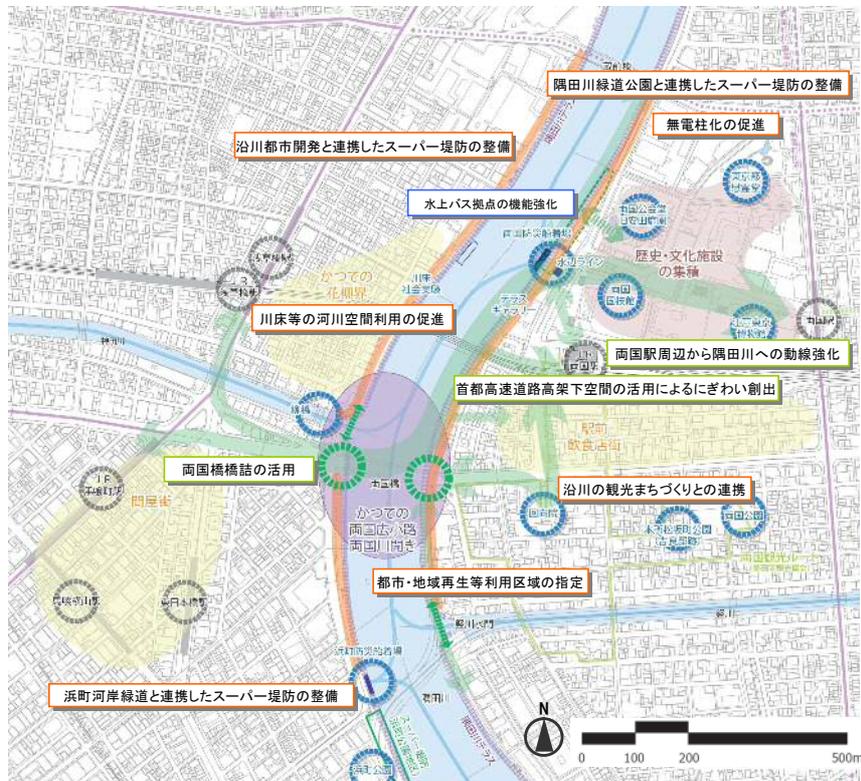
- ・両国国技館 来場者数 45万人(平成24年度)^{※5}
- ・江戸東京博物館 来場者数 110万人(平成24年度)^{※5}
- ・水上バス等乗船者数 約7万人(平成24年度)^{※6}
- ・平成25年7月 両国観光まちづくりグランドデザイン(墨田区)
- ・その他施設: 回向院、旧安田庭園、東京水辺ライン、すみだ北斎美術館(平成27年度開館予定)

※ 5: 平成25年4月1日基準 墨田区行政基礎資料

※ 6: 平成24年度事業報告書 公益財団法人東京都公園協会

④ 施策展開イメージ

※将来像の提案であり、今後、実現にあたっては国等関係機関や沿川自治体、住民、企業等と調整が必要である。



【佃・越中島エリア】

① コンセプト

開放的な河川景観が広がる 洗練された水辺都市

② 地域の特性・課題

佃・越中島エリアは、隅田川の分流点となっており、開放的なオープンスペースや高層マンション、中央大橋等から洗練された都市空間の景観を形成している。スーパー堤防の整備に伴う公園や高層マンションの整備が進んでおり、水辺の公園を多くの地域住民が散歩やジョギング等で利用している。

周辺には、富岡八幡宮の門前町として栄えた門前仲町やもんじゃ焼きで有名な月島、佃の古い街並み、国の指定重要文化財で舟運のシンボルである「明治丸」等があり、発展著しい豊洲地区にも近接している。また、越中島防災船着場は屋形船等の利用が多く、ベイエリアとも近接する舟運の要所としても水辺の魅力向上への期待が高い。

しかし、駅からの動線が不十分で水辺での滞留機能が少ないことや、カフェ等の水辺でくつろげるような施設がないことが課題となっている。

よって、佃・越中島エリアでは、水と緑のあるオープンスペースと舟運、地域資源を活かし、人々が憩い、活動する場となる水辺空間を整備することによって、開放感のある洗練された水辺都市としての水辺を形成していくことが重要である。



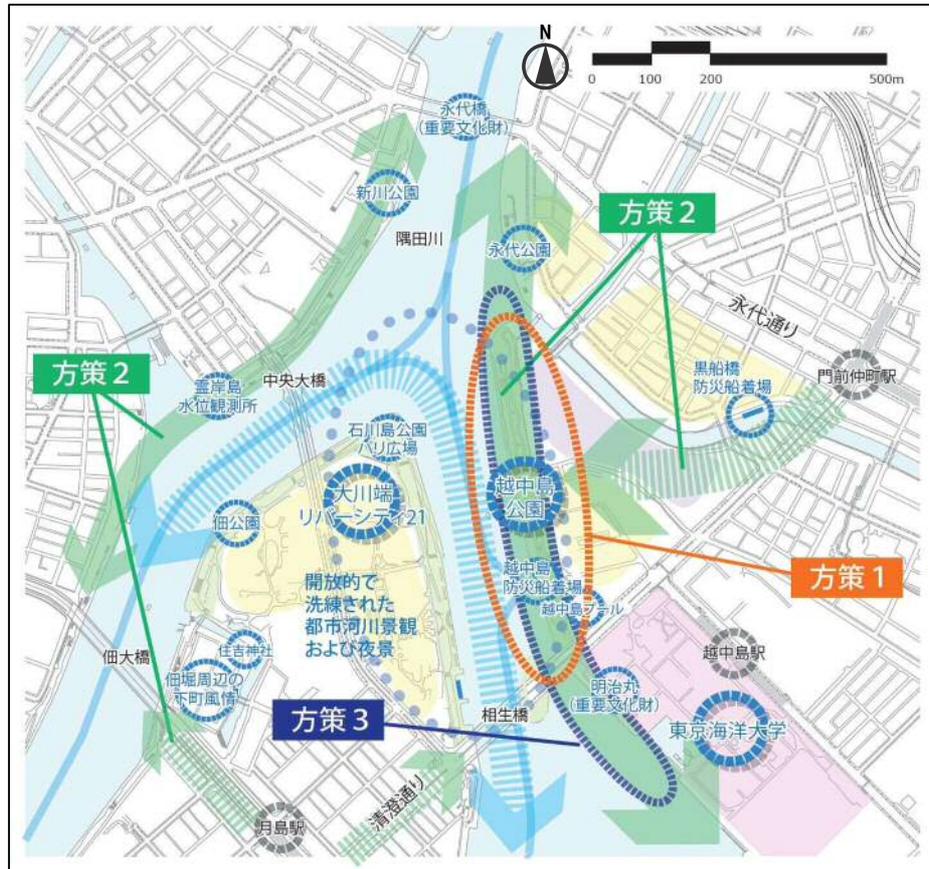
佃・越中島エリアの水辺空間の様子

③ 取組方策

(方策1) 沿川開発と連携し、公園や船着場を活かしたにぎわい拠点の形成

(方策2) 駅から水辺への動線形成と水辺の回遊性向上

(方策3) ベイエリアと接続する舟運拠点の形成

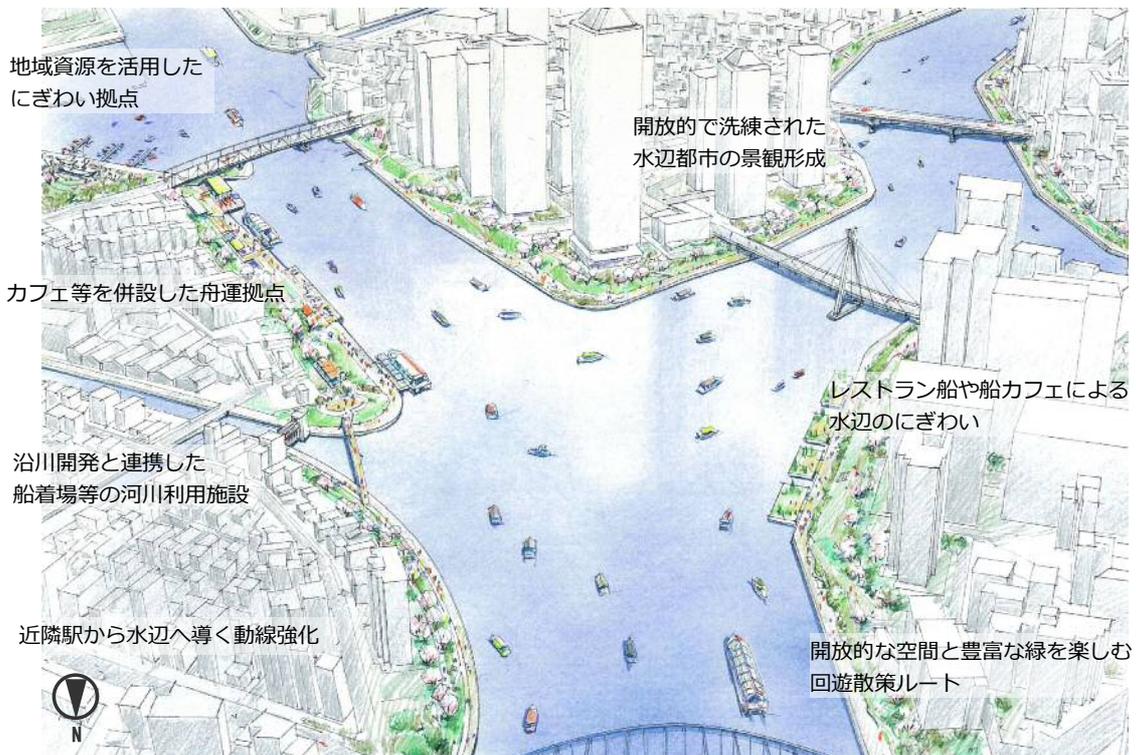
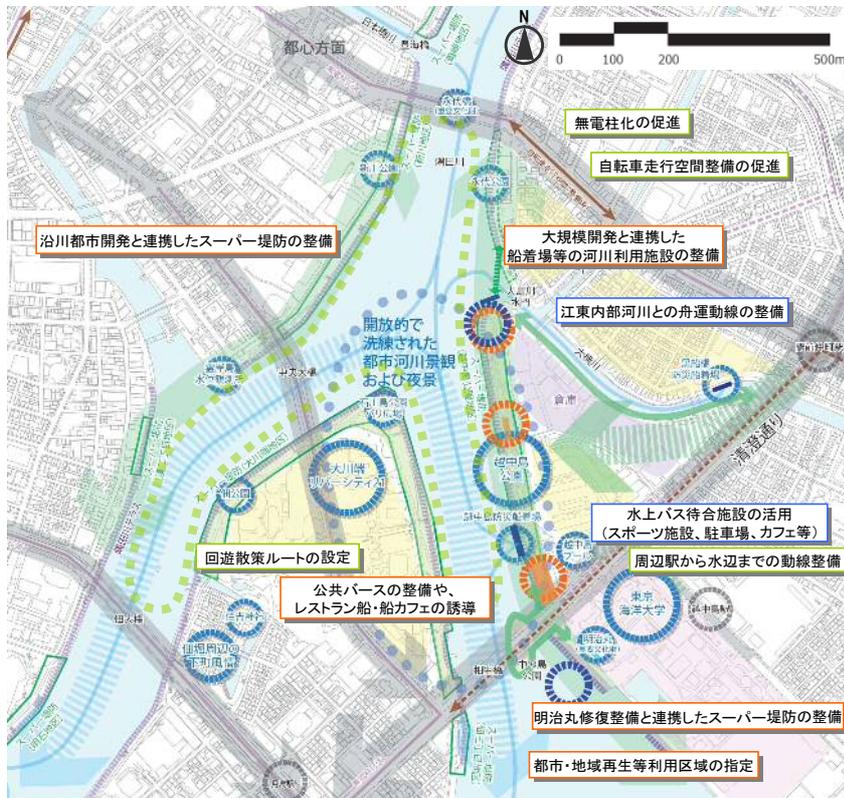


<特性を示すデータ等>

- ・エリア内のスーパー堤防整備率 約6割：大川端地区、越中島地区など(平成24年度末)
- ・エリア内の沿川公園率 延長比 約5割：越中島公園、石川島公園、佃公園、新川公園、永代公園等
- ・防災船着場の一般開放利用回数 3,381回(全体利用の9割)(平成24年実績)
- ・大川端リバーシティ、中央大橋、隅田川分流点による景観

④ 施策展開イメージ

※将来像の提案であり、今後、実現にあたっては国等関係機関や沿川自治体、住民、企業等と調整が必要である。



【築地エリア】

① コンセプト

海・川・街を接続する 隅田川の玄関口

② 地域の特性・課題

隅田川の玄関口となる築地エリアは、築地市場や浜離宮恩賜庭園、勝鬨橋を有しているだけでなく、近くには銀座や近年開発が進む勝どき地区、東京オリンピック・パラリンピック選手村予定地の晴海地区がある。特に、東京の食を支えるだけでなく、築地ブランドとして食文化の発信地となっている築地市場には、場内・場外を問わず絶えず国内外からの観光客が訪れている。また、対岸の勝どき地区では、隅田川テラスを会場の一部とした「太陽のマルシェ」が開催されるなど、水辺の利活用が進められている。

東京オリンピック・パラリンピックを見据えた銀座や築地等の観光ポテンシャルを踏まえた水陸交通結節や駐車場等の拠点としての機能が求められるほか、中央区の昼夜間人口比率は区部で第2位であり昼間就業者が多いことから、首都直下地震における帰宅困難者対策等の防災機能も必要とされている。

隅田川では、橋梁の桁下が低いことから、屋形船等の背の低い船舶しか通航できないが、河口部に位置し港湾区域に隣接する築地エリアでは、橋梁による船舶の制限が少ない空間である。市場の移転に伴い、環状2号線の整備が進められるとともに大規模な開発が想定される等、新たなまちづくりへの期待が高まっている。

そのため、今後進められる築地周辺のまちづくりと連携した水辺整備や水陸の交通結節拠点の整備、築地・銀座への来街者への駐車スペースの確保が課題となっている。

よって、築地エリアでは、海・川・街の接続点という特徴を活かし、これらの連携を強化するとともに、築地市場の移転等にあわせた新たなまちづくりと連携した水辺整備を行い、隅田川の玄関口となる水辺を形成していくことが重要である。



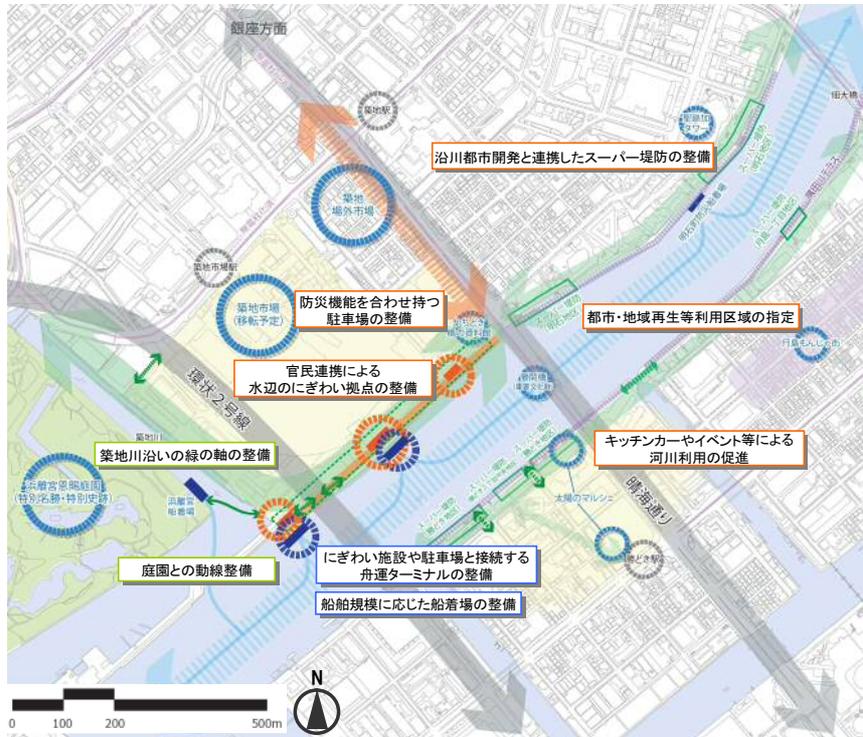
築地エリアの水辺空間の様子



築地市場

④ 施策メニュー

※将来像の提案であり、今後、実現にあたっては国等関係機関や沿川自治体、住民、企業等と調整が必要である。



3.4 にぎわい創出のための持続可能な仕組みづくり

(1) にぎわい創出の取組を持続させるための課題

かつての隅田川等の水辺は、交通や商業等の人々の営みに深く関わりを持ち、生活の一部として恒常的なにぎわいを見せていた。水質の悪化や水上交通の減少等により人々の生活は水辺から離れ、人々の営みとして利活用されていた河川の用途の減少と共に水辺の恒常的なにぎわいも減少した。現在、テラス等の整備により親水性は向上したが、かつてのにぎわいにあふれた水辺のような恒常的な人々の活動との結びつきは十分とは言えない。

これまでに隅田川等では、地域住民がテラスで花の手入れを行う「花守さん」活動や地域のお祭り等のイベント等が行われてきたが、恒常的ににぎわいを創出していくためにはこのような地域の担い手との連携が重要である。

また、オープンカフェ等の地元による水辺の利活用が少しずつ行われるようになってきたが、水辺の利活用のノウハウや地域合意形成手法等の実績が少なく準則の特例占用等の制度が十分に活用されていない状況にある。

このことから、人々の活動との連携や制度の活用を促進していく上で、地域イベントの場や飲食施設等の地域や民間事業等のニーズに合わせた多様な機能が求められている。



「花守さん」活動の様子



地域イベントの様子

(2) にぎわい創出のための持続可能な仕組みの方向性

- 水辺を利活用する人々の活動を育成する
- 積極的に民間活力を導入する制度の活用を進める
- 恒常的に人々が水辺に集う多様な利活用を展開する

にぎわいを恒常的に創出していくためには、基盤整備だけではなくかつての隅田川等のように、水辺を利活用していく人々の活動に結び付けることが重要である。そのためには、これまでの隅田川等での取組に加えて、人々の活動をさらに活性化させる経済活動を誘導していくことが必要である。

このことから、持続可能なにぎわい創出の仕組みの方向性としては、水辺を利活用する活動を育成することでにぎわい創出の担い手を増やし、民間活力（投資、知恵、ノウハウ）を積極的に導入する制度の活用を促進し、担い手の様々なニーズを活かした多様な水辺の利活用を展開していくことで、水辺の魅力を高め、さらなる水辺の利活用に結びつける持続発展型の取組を目指していく必要がある。

民間活力を活用した地域や民間が主体となった水辺の活用



隅田公園オープンカフェ（台東区）



元安川オープンカフェ（広島市）



道頓堀川とんぼりリバーウォーク（大阪市）



那珂川河畔オープンカフェ（福岡市）
（写真提供：福岡市）

【恒常的なにぎわい創出のための方策例】

方策例 1) 水辺を利活用する場や環境の創出

水辺を恒常的に利活用していくためには、人々の活動を促していく上で舞台となる場や環境を創出していくことが必要である。

例えば、アート作品や大道芸等の表現空間、水上ステージ等の水辺のイベントの場、季節ごとの花（春は菜の花と桜、秋はコスモス、防潮堤壁面のバラ等）を楽しむことをテーマとした水辺等を創出することが考えられる。

また、無料Wi-Fiスポットやサイン等の整備によるインターネット環境や多言語化への対応を拡充し、多様な地域情報の共有や外国人観光客へのサービス向上につなげ、水辺を利活用しやすい環境の創出が考えられる。



「ヘブンアーティスト（大道芸）」の活動の場



水上ステージ（紫川 北九州市）

方策例 2) 準則の特例占用等の活用促進

民間事業等のにぎわいを誘導するためには準則の特例占用等の活用を促進していくことが必要である。そのためには、水辺の利活用の可能性を目に見える形で示していくことや多様な活動組織の繋がりを生み出していくことが重要である。また、準則の特例占用等を活用する際に必要な協議会等の運営や情報発信等の地域の取組に対しても支援が必要である。

例えば、かつての水辺のにぎわいを取り戻すことをテーマとした「両国広小路棧敷」や水辺を感じながら飲食ができる「川床（かわてらす）」のような取組を社会実験として先行的に実施し認知度向上や課題抽出によりさらなる取組の促進を図っていくことや、水辺の利活用を求める地域や民間ユーザー等の情報交換の場と連携し利活用の機運を高めていく等が考えられる。



両国広小路棧敷



川床（かわてらす）イメージ

方策例 3) 水辺での活動組織等への支援

人々が水辺を利活用していくためには、その利活用を支援していくための人や資金、知識等の原資やノウハウが必要である。

例えば、「花守さん」のような活動のノウハウを伝える場の拡大や水辺を活用して地域のにぎわいを創出するイルミネーションや地域イベント等を展開している協議会の活動や地域団体への支援の検討、オープンカフェや地域イベント等の事例から運営手法やテラス一日利用制度の活用等の水辺の利活用に関する知識や情報の提供を行っていくことが考えられる。



地域の風物詩にもなっている
目黒川イルミネーション（五反田）



水辺にキッチンカーを展開した地域の
イベント（勝どき：太陽のマルシェ）

方策例 4) 官民連携による事業推進と河川施設の多機能化

地域や民間と連携した水辺空間を創出する手法として、水辺空間の整備や利活用の需要の可能性が大きい場合は、公共と民間がお互いにメリットを得られる形で整備や管理運営について連携していくことが効果・効率的である。

例えば、堤防・船着場・飲食施設・駐車場等の用途を持つ河川施設の多機能化し、水辺の多様な利活用を図るために、種地となる河川敷地を用意する等により、PFI 等の官民連携を進め、民間活力（投資、知恵、ノウハウ）を活用していくことが考えられる。

また、船着場や駐車場等の施設運営による利益の一部を水辺の魅力を上向きさせる活動や地域貢献等の原資とすることにより水辺の恒常的な利活用につなげていくことも考えられる。



船着場や飲食店等の機能を持つ河川施設
（川の駅はちけんや 大阪府）



河川施設と一体となった駐車場
（川の駅はちけんや 大阪府）

方策例 5) 水辺の維持管理や地域貢献等の取組推進

水辺を積極的に地域や民間で利活用していく際に水辺全体の魅力を高める取組につなげ、さらなる利活用を誘導していくことによって持続的なサイクルを生み出すことが必要である。

例えば、ボート等の水上アクティビティで水辺を利活用する NPO と連携し船着場の運営を委託することで施設の維持管理と平常時のさらなる利活用とを合わせて運用することや、オープンカフェ等の事業の条件として定期的なイベントの開催や周辺のイルミネーションを行う等の地域環境の向上を図ることが考えられる。



NPOによる船着場の運営管理
(横浜黄金町桜棧橋)



オープンカフェと周辺のイルミネーション
(京橋川リバーウィン)

【恒常的なにぎわい創出のための準則活用等への提案】

- 広域の協議会にて隅田川下流域の全体の視点からエリアごとの利用方針を調整し、都市・地域再生等利用区域^{※1}を指定
- にぎわい誘導エリアごとに地域のニーズを活かした取組を実現
- 地域が主体となったにぎわい誘導エリアの運営“水辺のエリアマネジメント”に向けた検討

※1 準則に基づく、都市および地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（地域合意の上で、オープンカフェ等の占有が可能になる区域）

（１）準則の特例占有等の活用促進に向けた課題と方向性

これまでも市内では、隅田川、渋谷川、目黒川において準則の特例占有等を活用してオープンカフェや広場、キッチンカーによる活用等が進められてきた。

しかしながら、個別案件ごとに協議会を立ち上げて利用調整を行っているため、利活用の方向性や協議会設立、地域合意形成のノウハウの有無や解釈についてそれぞれの考えで行われるため、地域や民間事業者に制度の活用が十分に広がっていない状況にある。

よって、全体の視点から見た上で、水辺の利活用手法や占有条件等を整理し、情報を提示することで地域や民間事業者の発意・参入を促すことが重要である。

また、民間事業等による水辺の利活用に伴う地域への貢献についても、個別で実施するよりも一定の地域内で効率的に実施するほうが効果的である。

他都市の事例を見ると、一定範囲の流域を対象とした広域の協議会による利用調整や船着場等の河川施設を適切に維持管理できる財団法人等による施設運営により、利活用の方向性の統一や効率的な地域貢献等を行っている。

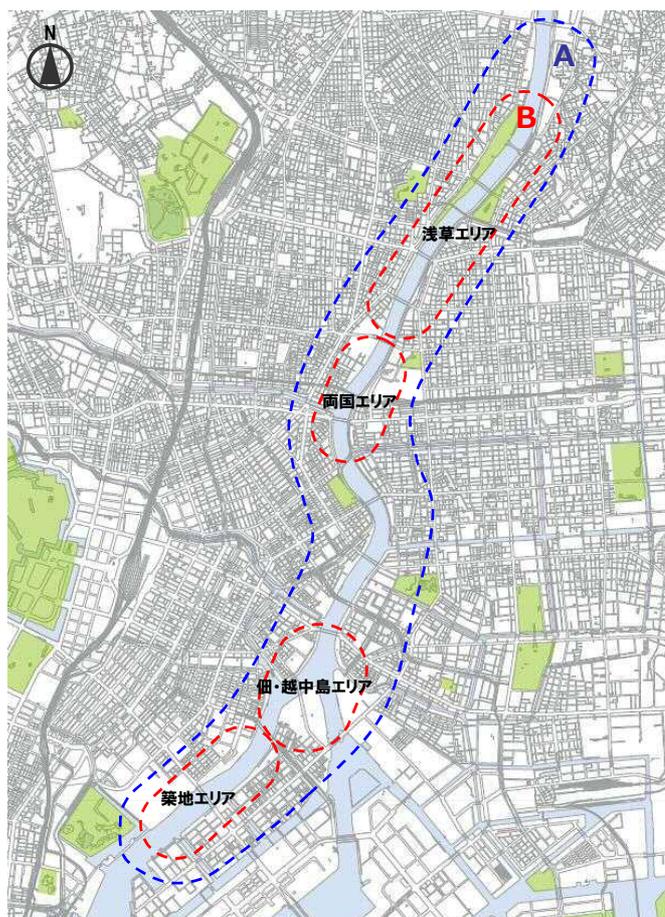
《準則の特例占有等の活用事例》

	東京	他都市
事例	隅田公園オープンカフェ（台東区） 渋谷川環境整備（渋谷区） 五反田ふれあい水辺広場（品川区）	道頓堀とんぼりリバーウォーク（大阪市） 堀川納屋橋地区（名古屋市） 京橋川リバーウィン（広島市）等
協議会	占有案件ごとに個別の協議会により利用調整を実施	一定範囲の流域を対象とした協議会により利用調整を実施
占有者	区、民間事業者	民間事業者、協議会、NPO、公益財団法人等
地域貢献	占有施設周辺の清掃やだれでもトイレの設置、河川事業のPR等	地域のにぎわいづくりやオープンカフェ事業の勧誘、事業協賛金を活用したイベントやイルミネーション等

こうした課題を克服し、にぎわい誘導エリアで積極的に民間事業等を誘導していくための手法として、広域の協議会にて隅田川下流域の全体の視点から利用方針を調整し、都市・地域再生等利用区域を指定して地域による水辺の利活用を誘導した上で、エリアごとに地域のニーズを活かした取組を実現していく二段階の仕組みが考えられる。

こうした広域の協議会については複数区による利用調整の考え方等を整理する必要がある、実現に向けて国や沿川区等の関係機関との協議・検討を進めていくことが望ましい。

広域の協議会と地域の取組展開のイメージ



A：広域の協議会

- ▶ にぎわい誘導エリアの利用方針を調整し、都市・地域再生等利用区域を指定
- ▶ 複数区による利用調整等

B：地域における取組の実現

- ▶ 地域の発意を活かした水辺のにぎわいの創出
- ▶ 効率的な河川施設の維持管理や地域貢献等
- ▶ 地域が主体となったにぎわい誘導エリアの運営（地域イベントや水辺の利活用のルール等の設定）等

(2) 地域や民間が主体となったにぎわい誘導エリアの運営（水辺のエリアマネジメント）

にぎわい誘導エリアで水辺の利活用を推進していく上で、あわせて水辺の魅力を高める取組を展開していく必要がある。将来的にはにぎわい誘導エリアの運営手法として、地域や民間が主体となった「エリアマネジメント^{※2}」の考え方を導入していくことが望ましい。

※2「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み」（エリアマネジメント推進マニュアル 国土交通省）

《にぎわい誘導エリアにおけるエリアマネジメントのイメージ》



水辺の積極的な活用

- **準則等を活用した民間事業等の誘導**
事業者公募や準則活用等に向けた企画立案や合意調整を行い、民間事業者による水辺空間の活用を促し、にぎわいを創出する。
- **イベント等のにぎわい創出・情報発信**
水辺でイベントや地域のお祭り等を開催する。ソーシャルネットワークを活用して河川や地域の情報を発信して話題性のあるエリアづくりを行う。
- **エリアマネジメント活動資金の確保**
使用料、公共施設管理委託業務等により地域還元や活動の資金を確保する。



水辺の魅力を高める取組

- **水辺の付加価値を高める地域ルール策定と運用**
水辺の活用、店舗・サインのデザイン等に関するルールを策定し、運用する。
- **公共施設や水辺環境等の維持管理**
テラスや船着場、駐車場等の施設の日常的な維持管理を行い、人々の利用に適した維持管理を行う。
- **安全確保、警備**
パトロールやカメラの設置や防災訓練の実施により防犯性を向上させる。

【エリアマネジメントにおける役割分担の例】

公 共	護岸等の基盤部整備および維持補修、水防および災害対応等
エリアの 運営組織	事業者公募、地域合意調整、利活用のルール策定と運用、テラスや船着場・駐車場等の施設の運用管理、地域貢献等
民 間	にぎわい施設の整備や運営、イベント等、

第4章 今後の取組に向けて

(1) 新たな水辺整備に関する具体的な計画の検討

本検討会の提案の実現に向け関係機関の調整を図り、具体的な計画を検討する必要がある。東京の顔となる水辺空間の創出するためには、まずは基軸となる隅田川の計画を先行的に検討し、新たな水辺整備を先導していくことが重要である。

(2) にぎわい創出のための持続可能な仕組みづくりの推進

本検討会で提案した仕組みについては引き続き検討を行い、特に全体の視点からの利用方針の調整や複数区の調整を図る広域の協議会やにぎわい誘導エリアの運営手法について、法的な解釈や人材、運営費用等の現実的な課題について検討を進める必要がある。

また、水辺のエリアマネジメントにあたっては、沿川開発に伴う民間事業による水辺の管理・運営等の社会実験等を用いた検討を進めていくことで地域への具体的な提示や現実に応じた課題の把握等を行っていくことが重要である。

(3) 東京の顔となる河川景観の形成

東京の顔となる風格ある河川景観を形成するため、テラスや防潮堤等の河川施設や準則活用による占用施設について、河川空間のデザイン指針や地域の特性を活かしたデザインルールの適用等の検討を進めていく必要がある。

また、河川と沿川の街並みの総合的な景観を形成していくために景観計画による景観誘導や屋外広告物条例等の取組と連携していくことも必要となる。

(4) 沿川の土地利用に関するまちづくりとの連携

隅田川において、安全性と環境性を両立するスーパー堤防を整備するためには、緩やかな勾配の堤防をつくるために一定規模敷地が必要となる。しかしながら隅田川沿川には小規模な敷地が密集している箇所もあり、今後のスーパー堤防整備を推進していくためには、地域特性を踏まえた区画整理や再開発等の都市開発との連携が不可欠となる。

また、水辺における恒常的なにぎわい創出の要素として、沿川に美術館等の文化施設や商業施設等の人々が集まる機能を持つ施設を誘導していくことが望ましい。

これらのことから、沿川の土地利用に関するまちづくりとの連携が重要である。

(5) 計画設計段階での維持管理への配慮

人々の活動を水辺に誘導する新たな施設整備や地域・民間による河川施設の運営を行っていくことを目指す上で、整備後の維持管理への配慮は十分に行うべきである。計画設計段階で極力メンテナンスフリーを目指していくような資材選定や維持管理手法の検討を行っていくことが重要である。

(6) 国の制度の活用

国土交通省では、地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携による河川や水辺の整備・利用を行う『かわまちづくり支援制度』を推進している。

持続可能で活力ある地域づくりを支援するために、広く地域や自治体が連携していくためにも、『かわまちづくり』制度の活用とさらなる発展が不可欠であり、国・自治体・住民が一丸となって事業展開していくように検討を進めていく必要がある。とりわけ、水辺のにぎわい創出に資する河川整備やエリアマネジメントを実施する民間事業者の活動等に対する支援が囑望される。

平成25年12月に設置された「水辺とまちのソーシャルデザイン懇談会」では、民間活力を積極的に引き出すための規制緩和等により、市民や企業を巻き込み「育てる」ことを視野に入れた、まちづくりと一体となった魅力ある水辺空間の創出を推進していくことを目指している。

(7) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて

東京オリンピック・パラリンピック開催にあたり、その中心8km圏内に位置する隅田川下流域は、海外からの観光客を迎え入れる東京の顔として重要な社会基盤である。

本報告は、東京オリンピック・パラリンピック開催後の長期的な観点も含めた将来像を提案したものであるが、東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外を含め多くの観光客が東京を訪れることから、多くの人々が東京の水辺空間に目を向ける貴重な機会となる。

品格のある水辺景観や観光舟運の活性化、バリアフリー化の推進、多言語化への対応等の来訪者をおもてなす魅力的な水辺空間を創出するとともに、関係機関や沿川自治体等との調整や地域と連携した上で後世に誇れる水辺づくりを地域とともに実現していくことが望まれる。

参考資料

- (1) 準則の特例占用等を活用した先行事例 . . . 参一 1
検討会における議論に用いた都内での準則の特例占用等を活用した先進事例の紹介資料について掲載する。
- (2) にぎわい誘導エリアの抽出に関する地域ポテンシャル . . . 参一 18
にぎわい誘導エリアの抽出に関する地域のポテンシャルを整理した資料を掲載する。人々の活動を誘導し、川と街の結びつきを強化するための地域のポテンシャルとして、沿川の街と河川のつながりや、開発や観光資源等の地域資源を踏まえ、にぎわい誘導エリアを抽出した。
沿川の街と河川のつながりとしては、水辺に近接する鉄道駅や航路設定されている船着場、主要道路等から水陸交通結節に関するポテンシャルを整理し、開発や観光資源等の地域資源としては、水辺と近接する鉄道駅や主要な観光資源、特定都市再生緊急整備地域、東京都や区による都市計画等のビジョンから、まちづくりや利活用に関するポテンシャルを整理した。
- (3) 荒川水系 隅田川流域河川整備計画 . . . 参一 20
- (4) 2020年の東京 . . . 参一 58
- (5) 2020年の東京へのアクションプログラム2013 . . . 参一 59
- (6) 東京都景観計画（概要） . . . 参一 60
- (7) 設置要綱 . . . 参一 67
- (8) 検討経緯 . . . 参一 68
- (9) 委員名簿 . . . 参一 69

(1) 準則の特例占用等を活用した先行事例

①隅田公園オープンカフェ（台東区）

隅田川河川区域のオープンカフェ

～河川敷地占用許可準則に基づく常設施設～

はじめに

東京都台東区では、平成25年夏、水辺空間を活用した地域活性化の取り組みとして、隅田川の河川区域に、東京都の管理河川では初めてのオープンカフェを開設した。

台東区は、東京23区部の中心より、やや東側に位置し、南は千代田区と神田川を隔てて中央区に接し、西は文京区、北は荒川区、東は隅田川を境にして姉妹区の墨田区に隣接しており、人口約18.5千人、面積10.08k㎡と23区で一番小さな特別区である。しかし、江戸時代から庶民で賑わう上野や浅草といった東京を代表する観光地を有している。



隅田川のすぐ近くには浅草寺が建ち、雷門や仲見世、江戸町風の意匠で統一された街並みなど、平日でもたくさんの観光客で賑わっている。また浅草は、浅草寺の初詣から始まり、三社祭、隅田川花火大会、浅草サンバカーニバル、東京時代まつり、羽子板市と一年中、多くの人が集まるイベントが開催される街である。

オープンカフェの対象地である隅田公園は、桜の名所でもあり、桜の花ごしに、東京スカイツリーの眺望が楽しめる。



1. 東京スカイツリー建設による観光客回遊の変化

平成20年、隣接する墨田区押上地区で東京スカイツリーの建設が始まった。年間4000万人といわれるスカイツリータウンを訪れる人々をいかに台東区へ回遊させるかを課題とし、台東区でも、スカイツリーへの誘導案内板の設置、スカイツリーのビュースポットとしての隅田公園の整備、新たな防災船着場の建設に伴う平常時の観光への活用、また、東京藝術大学及び墨田区と連携し、

隅田川沿いにアート作品を設置して回遊性を高めるGTS（藝大・台東区・墨田区の頭文字）アートプロジェクトなどの取組みを進めてきた。

平成22年3月、建設中のスカイツリーが東京タワーの高さを超えた頃から、それまで人通りが少なかった隅田川沿いは、スカイツリーがよく見えるビューポイントとして、多くの観光客が訪れるようになり、オープンカフェ予定地も公園整備によって展望広場ができたこともあり、たいへん多くの人がスカイツリーを見物に集まり、盛んにカメラのシャッターを切るようになった。



GTSアートプロジェクト作品

2. オープンカフェの検討を始める

区議会でもスカイツリーの観光への活用が議論され、平成21年2月の一般質問で「水辺にオープンカフェなどの憩いのスポットを創出しては。」との質問に対し、吉住区長が「積極的に検討していきたい。」と答えたことを契機に、区の内部でオープンカフェの検討を始めた。平成22年8月には、関係所管の担当者で広島、大阪の水辺の活用事例を視察し、現地の担当者にも話を聞き、参考とさせていただいた。

平成23年3月には、隅田公園内の現オープンカフェの200mほど下流側で仮設店舗を2区画出店し、様々なメニューを提供しながら利用者等へのニーズ調査を行うオープンカフェモデル事業を実施した。しかし、事業開始直後に東日本大震災が発生したため十分な数のサンプルがとれなかったが、この場所で食べたい料理ジャンル、カフェの立地、リピ



オープンカフェモデル事業

ート意欲などのアンケートでは、「以前から、このような場所があればいいと思っていた。」、「セーヌ川の畔のようなイメージがある。」、「スカイツリーを見ながらというのが気に入った。」、「観光地として根付くように頑張りたい。」、「犬の散歩の途中でも寄れるので、とても嬉しい。」など、たいへん好意的な意見が多く、事務局としても非常に手ごたえを感じた。

一方、東京都では、かつて江戸の華として名を馳せた「隅田川」の賑わいを取り戻すため、水辺を活用した新たな賑わい創出を進めるため、国内外の水辺の都市づくりに造詣の深い学識経験者を始め、隅田川流域の四区（中央区、台

東区、墨田区、江東区)の行政と観光団体、及び東京都の関係部局が連携を図る場として、「隅田川ルネサンス協議会」を設置し、様々な取組みを開始した。

こうした隅田川エリア全体での動きとも歩調を合わせた、隅田公園オープンカフェの計画は、すべての人に受け入れられる施策であることを疑わなかった。

3. 近隣住民と重ねた意見交換会

平成23年2月、オープンカフェモデル事業の実施にあたり、近隣住民に対する説明会を開催した。その席上、多くの参加住民から「公園内に店舗ができる」と街区からの眺望が妨げられる」、「食べ残しのゴミなどが散乱する」、などの様々な意見が次々と出された。このため、河川敷地占用許可準則の要件とされる、地域の合意形成を図る必要から、住民との話し合いを重ね、理解を得ることが必要だとの判断に至った。

その後一年以上にわたり住民との意見交換会を重ねていくうちに、住民側も自主的な検討会を組織し、近隣住民の中での話し合いも行われるようになった。

平成24年3月、近隣住民の検討会より、河川敷地占用許可準則に規定される「河川敷地の利用調整に関する協議会」で検討して欲しい事項がまとめられた要望書が提出された。

要望の内容は、大きく3つに分けられ、①店舗建物に関することとして、外観や高さ、開放感をもたせることなど。次に、②運営方法に関することでは、営業時間、アルコールの提供やテイクアウトによるゴミの発生など。③運営事業者に関することでは、既得権化の防止、駐輪対策、衛生管理や地元町会への協力などであった。

これを受けて区では、平成24年7月、学識経験者、近隣住民検討会のメンバーを含む地元住民の代表、台東区商店街連合会、浅草商店連合会、浅草観光連盟、浅草料理飲食業組合の各代表、税理士、台東区議会議員、河川管理者(東京都)及び台東区の職員で構成する「隅田公園オープンカフェ協議会」を河川敷地の利用調整に関する協議会として設置し、協議会での議論の中で、住民からの要望書の内容をできる限り尊重した形で募集要項をまとめあげ、地域の合意形成を図った。

また、並行して河川管理者である東京都建設局河川部とは、地域の活性化について議論を交わし、オープンカフェ整備予定地における上載荷重の上限設定などについて調整を進めていった。

4. 隅田公園オープンカフェ協議会での議事内容

第1回 平成24年7月2日

- (1) 協議会設置要綱について
- (2) 協議会委員の紹介及び会長、副会長の選出
- (3) 河川敷地占用許可準則の一部改正について
- (4) 先進事例の紹介（広島市・京橋川オープンカフェ）
- (5) 近隣住民検討会からの要望書について
- (6) 都市・地域再生等利用区域指定要望書（利用計画書）について
- (7) 協議会での検討事項と今後の進め方について

第2回 平成24年7月28日

- (1) 広島市ヒアリング結果・・・近隣住民との関係
- (2) 隅田公園の公園施設の配置計画について
- (3) 都市・地域再生等利用区域指定要望書（利用計画書）について

第3回 平成24年8月9日

- (1) 隅田公園オープンカフェのコンセプトについて
- (2) カフェ利用者の推計及び売上シミュレーションについて
- (3) 店舗の配置計画について

第4回 平成24年9月11日

- (1) 協議会傍聴願いの取扱いについて
- (2) 都市・地域再生等利用区域指定要望書の添付書類について
- (3) オープンカフェ募集要項の検討について

第5回 平成24年10月3日、

オープンカフェ募集要項の検討について

第6回 平成24年10月23日

オープンカフェ募集要項の検討について

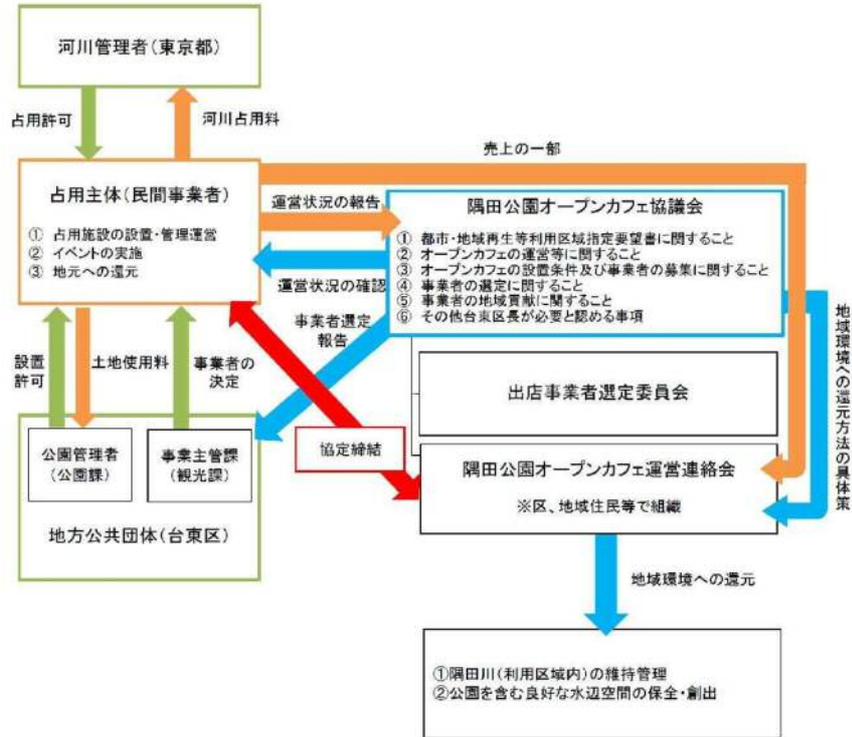
第7回 平成24年11月22日

- (1) オープンカフェ事業者募集について
- (2) 事業者選定委員会について
- (3) 運営連絡会について

第8回 平成25年2月4日

- (1) オープンカフェ事業者選定結果について
- (2) 運営連絡会設置要領の修正について

事業スキーム



5. 事業者の募集から決定まで

7回の協議会で議論を重ね、まとめた募集要項を平成24年12月の区議会で説明して了承を得たので、12月10日より一般公募を開始した。募集開始から事業者決定までの流れは、以下の通りである。

平成24年	
12月10日	募集要項の公表（公募開始）
12月25日	募集要項に対する質問受付締切
平成25年	
1月8日	質問に対する回答の公表
1月24日	応募書類の提出締切 ※6事業者提出
1月30日	選定委員会による一次審査（書類審査）実施
2月4日	選定委員会による二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）実施 ※6事業者参加 採点結果及び協議による応募者順位の決定

募集期間中、NHKのニュースで取り上げられるなどしたため、30件以上の問合せがあったが、結果的に6事業者からの応募があった。

一次書類審査、二次審査のプレゼンテーション、ヒアリングを経て、最終的に採点順位の1位「タリーズコーヒージャパン株式会社」と2位の「株式会社松竹サービスネットワーク」の2事業者が出店候補者として区に報告され、最終的に区が出店予定者として決定した。

選定理由としては、タリーズ社は、国内カフェ業界での実績や公園立地への出店意欲、水辺を活かした活性化の提案などが評価された。また、松竹サービス社は、浅草地区に密着した着地型観光開発に取り組んでいる事業者と連携して、カフェの店舗を水辺と街をつなぐハブとして、地元団体とも協働して、浅草全体の活性化を提案していることが評価された。

その後、両事業者が、河川占用、公園占用などの諸手続きを進め、店舗の建築工事から開店準備などを行い、平成25年10月にオープンした。開業後は、隅田公園オープンカフェ協議会の下部組織となる運営連絡会が、事業者及び地元とともに地域活性化に向けた活動を行っている。

6. EAST TOKYO エリアの拠点となる施設に

平成24年5月に東京スカイツリーが開業すると、人々がスカイツリータウンに飲み込まれ、回遊がそこで完結してしまい、それまで賑わっていた隅田川沿いは、また以前の通行量に戻ってしまった。これも想定していたことではあるが、新たな街の魅力づくりを急ぐ必要を痛感している。そうした意味からも、今回のオープンカフェが広く話題をもたらして、スカイツリーから観光客の回遊を促し、この周辺地域が活性化するためにも役割は大きい。

今後、このオープンカフェが、隅田川流域の広域エリア（東京の東側エリア）の拠点施設となり、流域の他の場所にも水辺の賑わいを創出する施設などができると、海外における水辺の文化・生活と同様に、多くの人々が集い、多種多様な文化が創造されていくようになると思われる。

そして、EAST-TOKYO が新たな観光ブランドとして、東京の東側にはこんな面白いところもあるぞ！と、世界に向けて発信していけるようになればと期待しているところである。



②渋谷川環境整備（渋谷区）

渋谷川河川上空の整備概要

1 渋谷川について

二級河川。河川管理者は東京都だが、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、一部の許可等の権限が区に委譲されている。

2 背景

東京都が策定した「渋谷川・古川河川整備基本方針」（平成20年5月）及び「渋谷川・古川 河川整備計画」（平成20年10月）に基づき、また東急東横線の副都心線との相直化を契機とした渋谷駅中心地区の開発に伴い、今後の渋谷川（稲荷橋～並木橋下流）の整備について地元住民と行政により検討するため、渋谷川上流部意見交換会（平成22年7～12月 全5回）が東京都主催で開催され、八幡橋から下流については、多自然型護岸として整備するなど一定の方針がなされた。

その後、平成23年4月に、国において河川法に基づく「河川敷地占用許可準則」の改正が行われ、都市及び地域の再生に資する場合には、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」「占用方針」「占用主体」を定めた上で、河川上空を占用できる施設として、広場やイベント施設などが可能となった。（平成24年11月9日に渋谷区指定）

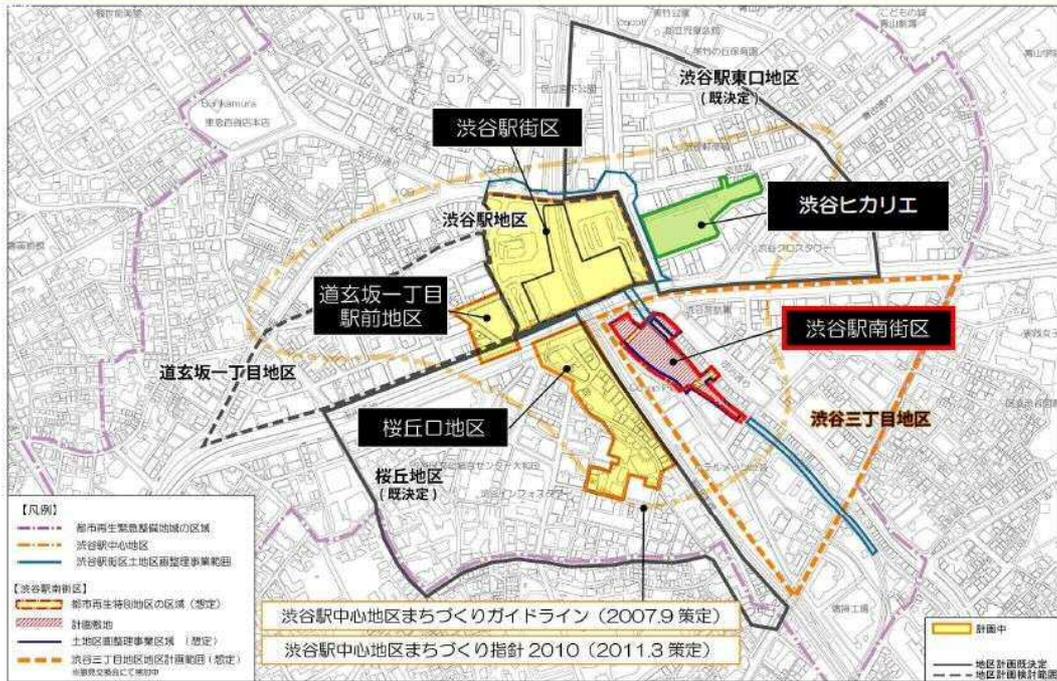
渋谷駅南街区の再開発に合わせ、区では、上記の改正準則を活用した渋谷川の環境整備を検討するために、準則第22第5項に基づいて地元住民と行政による渋谷川環境整備協議会（平成23年12月～平成24年11月 全5回開催）を開催し、並木橋～八幡橋間の整備方針を定めた。

3 渋谷川（稲荷橋～金王橋）の整備方針

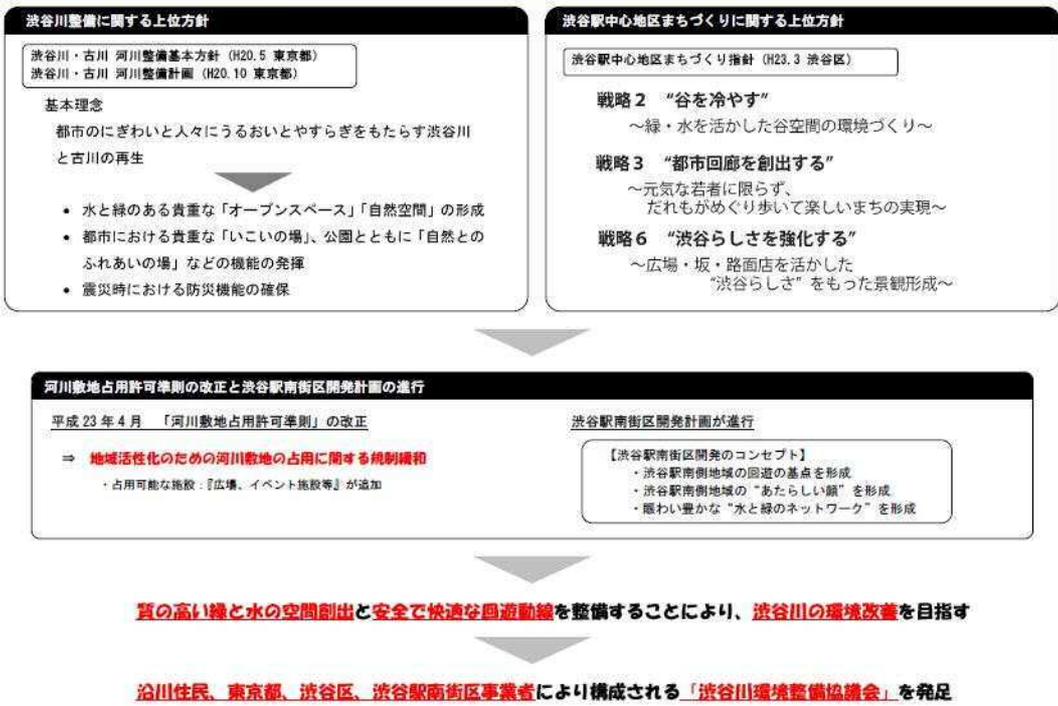
- 1 稲荷橋側に「3丁目のゲートとなる広場」、金王橋側に「地域の核となる広場」を設置。（河川上空の占用）
- 2 東京都下水道局が所管する清流復活水の活用による水景施設を設置。
- 3 南街区事業者が、都市再生特別地区の提案に基づく地域貢献として整備する。

1. 渋谷駅南街区開発概要

■渋谷駅周辺の開発計画

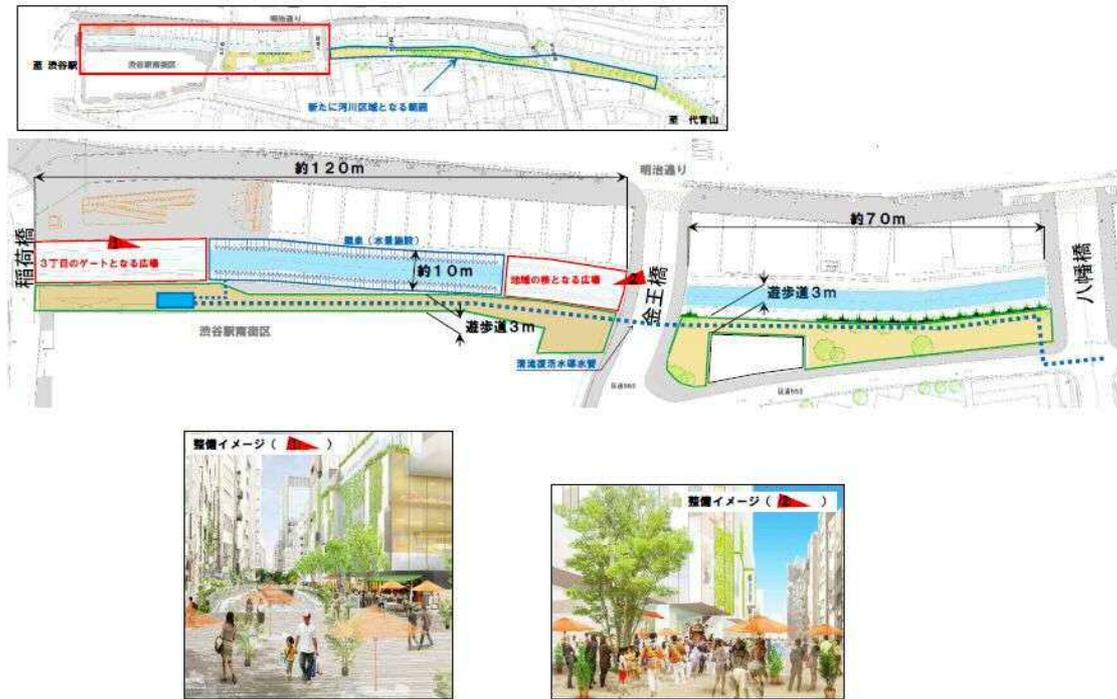


渋谷川環境整備までのながれ



■ 渋谷川環境整備の概要

【第1区間：「渋谷川環境整備協議会」対象区間 - 稲荷橋～八幡橋】



河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者
渋谷区長

渋谷区では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成23年3月8日付け国河政第135号通知）を踏まえ、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係る要望等を十分に考慮した上で、準則第22に基づき、下記のとおり都市・地域再生等利用区域を指定します。

記

- 1 都市・地域再生等利用区域
 - (1) 指定範囲
 - 二級河川 渋谷川の河川区域内のうち
 - 東京都渋谷区渋谷三丁目地先で
 - 別図に示す区域
 - (2) 指定年月日
 - 平成24年11月9日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

- ① 準則第22第3項第1号に掲げる「広場」
(稲荷橋及び金王橋近傍に新設するイベント広場)
- ② 準則第22第3項第11号に掲げる「その他都市及び地域の再生等のために利用する施設」による水景施設のための排水管梁
(稲荷橋から金王橋区間内に設置する施設)

(2) 許可方針

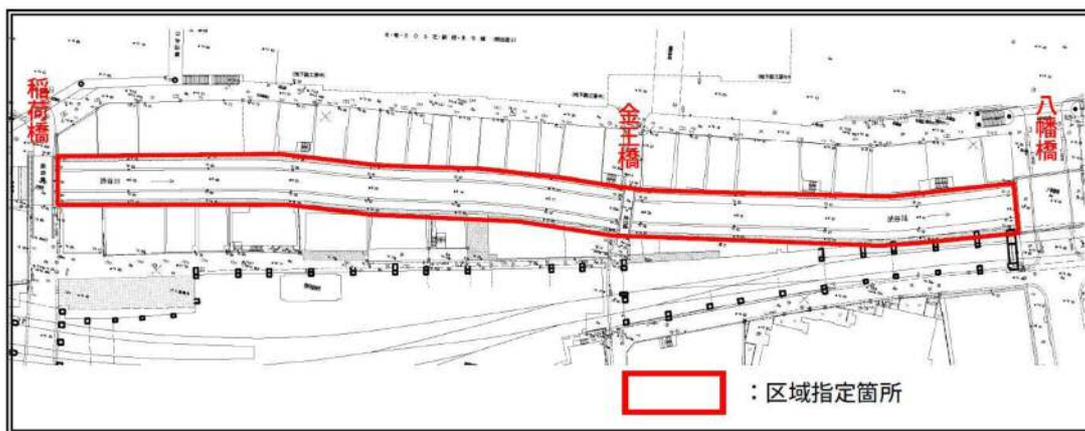
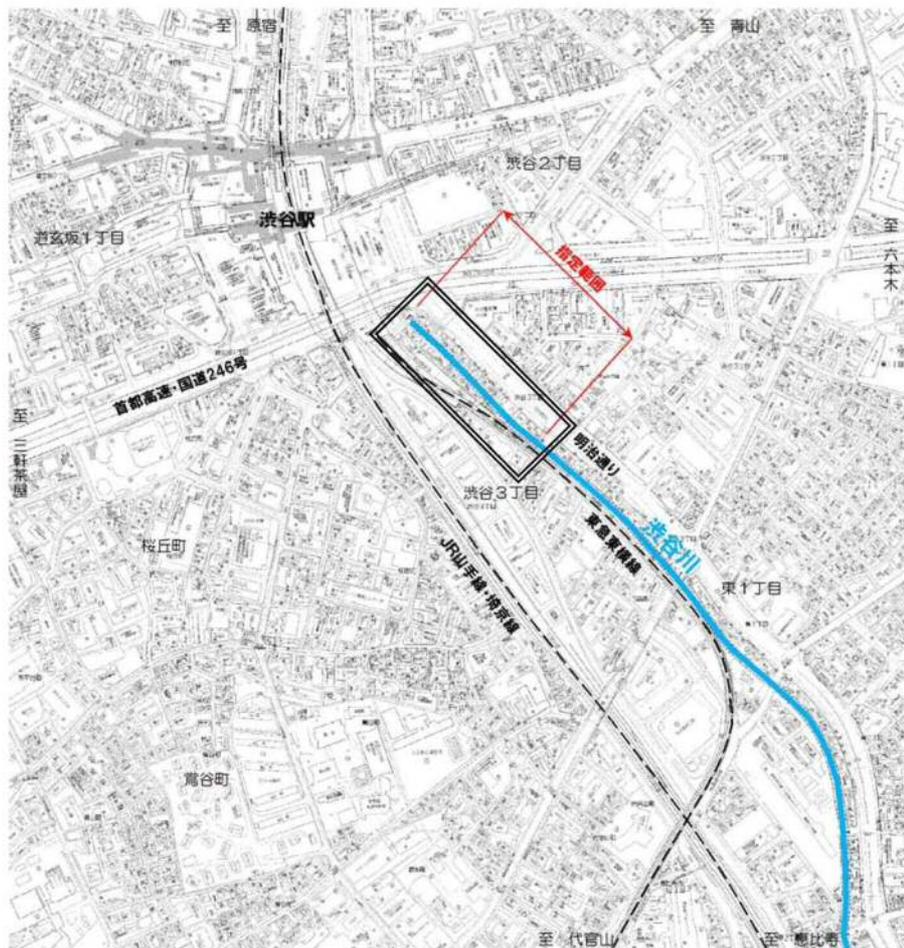
上記(1)に係る施設の占用を可能とする要件を付すべき条件は下記のとおりとする。

- ① 流水の占用、土地の占用及び建築物又は工作物（以下「占用施設」という。）の新築及び変更については、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）、河川法施行令（昭和40年政令第14号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、工作物設置許可基準（平成6年建設省河治発第72号）及びその他関係法令の規定を遵守しなければならない。
- ② 法第24条、第26条第1項の許可を受けようとする者は、占用施設の設置により河川及び河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査する必要があるため、事前に、構造や施工方法について、計画協議及び設計協議を東京都建設局河川部長に行うこと。
- ③ 占用許可の期間は、10年以内とする。
- ④ 本件許可の更新または変更を申請する場合は、改めて、「渋谷区が主催する渋谷川環境整備協議会による地域の合意」（以下「地域の合意」という。）を得たうえで、期間更新の申請を行うこと。
ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- ⑤ 本件占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑥ 洪水、高潮及台風等の緊急時における情報伝達体制（夜間及び休日を含む。）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずるとともに、占用施設の点検等行うこと。
- ⑦ 占用施設の維持管理を十分に実施すること。
- ⑧ 騒音防止策等の措置を講ずること。
- ⑨ 占用施設の利用者により排出されたごみは適正に処理すること。
- ⑩ 賑わいのある良好な水辺空間の保全や創出を図る河川貢献策として、地域の合意を得たうえで、区長と協議のうえ実施すること。
- ⑪ 東京都河川流水等占用料徴収条例（平成12年東京都条例第95号）に基づき、河川流水等占用料を納付すること。
- ⑫ 以上の許可条件のほか、河川管理上必要な条件を付すことがある。

3 都市・地域再生等利用区域の占用主体

準則第22第4項第1号で規定する準則第6第1号に掲げる者とする。

【別添1】都市・地域再生等利用区域の指定範囲について



【別添2】許可条件

許 可 条 件

第1条 本件許可を受けた者は、許可区域が広範囲に及ぶため、許可に係る行為を実施することによって、他の者の河川の自由使用を著しく妨げることがないよう努めるとともに、他の者の水面等の利用や河川管理用の通路を確保するものとする。

第2条 本件許可を受けた者は、本件許可の対象となる区域及び許可の内容について、現地に看板を設置するなど適切な方法により公示するものとする。

第3条 本件許可を受けた者は、占用施設について営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用させることができる。この場合、本件許可を受けた者は施設使用者と使用契約を締結し、施設使用者を適切に指導監督すること。

2 施設使用者と使用契約を締結したとき又はその契約を変更したときは、その内容を河川管理者に報告するものとする。

3 使用契約を締結するときは、対象となる施設の使用の具体的内容（使用する施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他必要な事項を契約の内容とし、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

(2) 施設使用者は、本件許可を受けた者の指導監督に服すること。

(3) 施設使用者が行う工作物の設置等の状況によっては、契約を変更し、又は無効とすること。

(4) 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、本件許可を受けた者の意思表示により契約を解除できること。

第4条 本件許可を受けた者は、施設使用者に占用施設を使用させて施設利用料を得る場合、その収入を当該占用許可に係る河川の施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てるものとする。

2 前項に規定する施設利用料の徴収及び活用状況は、毎年度ごとの状況を翌月末までに渋谷区長へ報告しなければならない。

第5条 本件占用許可に係る行為の実施に際しては、付近の道路の通行等にも影響を及ぼす恐れがあるため、あらかじめその実施内容等が分かる図書を作成し、関係機関と調整すること。

2 イベント等の実施によって発生したごみは適切に処理するなど、本件許可区域の清潔の保持に努めるものとする。

3 洪水等の緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者が安全、円滑に避難できるよう努めるものとする。

第6条 占用施設の廃止、占用許可期間の満了その他の事由によって設置した工作物の用途を廃止したときは、速やかに廃止届を提出し、原状に回復するものとする。

第7条 この占用許可に係る行為の実施に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。

第8条 次号の一に該当するときは、この許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し若しくは新たに条件を付し、又は工作物の設置方法の変更若しくは除却、工作物の設置により生じた若しくは生ずるべき損害を除却し若しくは予防するために、必要な措置をとることを命じることがある。

(1) 河川法その他の関係法令に違反したとき。

(2) この許可に付した条件に違反したとき。

(3) この許可に係る行為若しくは設置した工作物が、河川管理上支障となるとき。

(4) その他区長が公益上やむを得ない必要があると認めたとき。

第9条 この許可に伴い生じる占用料については、東京都知事の定めるところにより納付するものとする。

③五反田ふれあい水辺広場（品川区）

目黒川の利活用事業について

目黒川利活用協議会

●設立目的

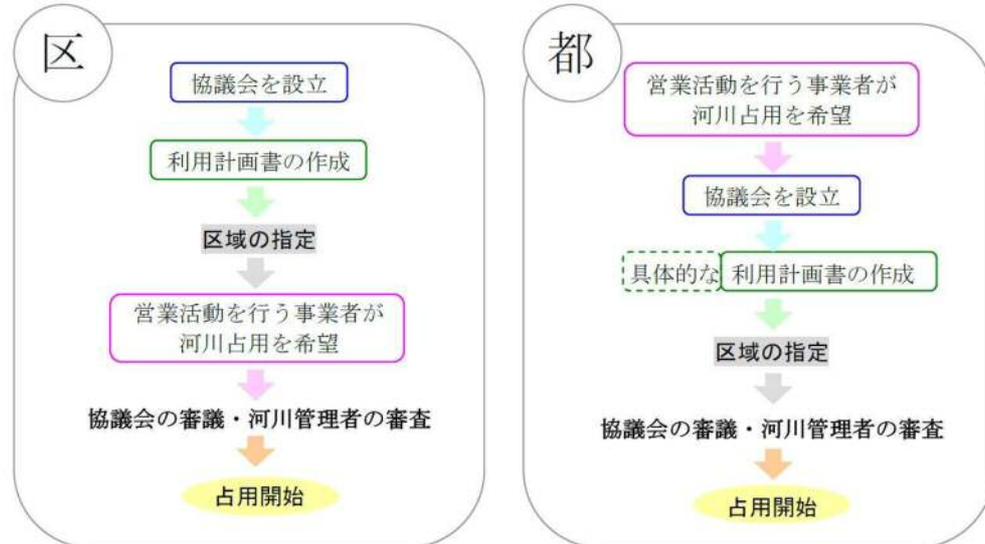
河川敷地占用許可準則の改正に伴い、目黒川の河川空間において、民間事業者と連携しながら水辺空間の賑わいを創出することで、周辺地域の活性化を図る。

●経緯

- 平成23年11月11日（仮称）目黒川の利活用に係る協議会準備会 開催
- 平成23年12月（仮称）目黒川の利活用に係る協議会 設立
- 平成23年12月21日（仮称）目黒川の利活用に係る協議会（第一回）開催
- 平成24年1月 協議会の正式名称決定「目黒川利活用協議会」
- 平成24年11月28日 目黒川利活用協議会（平成24年度第一回）開催
- 平成25年2月13日 目黒川利活用協議会（平成24年度第二回）開催

利活用の流れについて1（都と協議）

区域の指定をするために、（仮称）目黒川の利活用に係る協議会（第一回）で協議した利用計画書（案）をもとに、東京都と協議を行った。
協議当初、区と都の考え方はそれぞれ以下のおりであった。



補足：区は当初、営業活動を行う事業者（以下、事業者）が河川占有を希望したときに即対応できるように、区域の指定を完了させておくべきと考えていた。

利活用の流れについて2（現状）

東京都との協議の結果、以下のとおりとなった。

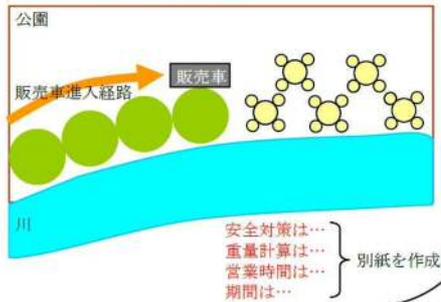
調整案



協議会で決めた利用計画書（イメージ）



東京都が求める利用計画書（イメージ）



平成 25 年度予定

●目黒川利活用事業概要（社会実験）

1. 目的 河川空間において賑わいを創出し、周辺地域の活性化につなげる。
2. 内容 ケータリングカーによるランチの提供
3. 場所 五反田ふれあい水辺広場内河川区域
4. 期間 H25年3月11日～5月31日
5. 施設使用者 ビストロマルシェ



五反田ふれあい水辺広場のケータリングカー

●平成 25 年度目黒川利活用協議会（予定）

平成 25 年 9 月 目黒川利活用協議会（平成 25 年度第一回）開催

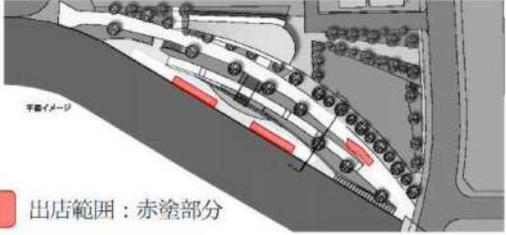
- ・社会実験の結果報告
- ・今後の事業展開の方針確認等

平成 25 年 12 月 目黒川利活用協議会（平成 25 年度第二回）開催

現行制度における課題

- 今後さらに水辺の利活用を推進する上で、エリアマネジメント等のまちづくり団体に直接支援をしていただく制度の設立

目黒川利活用事業計画

目的	<ul style="list-style-type: none"> 河川空間において賑わいを創出することで、周辺地域の活性化につなげていく。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ケータリングカーにより周辺住民および会社員にランチを提供する。 (アルコール販売不可)
事業実施場所 広域図／	<p>河川区域内</p>  <p>The map shows the Sagami River flowing through the city. A red box highlights the 'Itoya Fureai Mizuata Plaza' (五反田ふれあい水辺広場) and an adjacent area labeled '拡大図' (Expansion Diagram). An inset map shows a detailed view of the '河川区域' (River Area) with red dashed lines indicating the layout of catering cars along the riverbank.</p>
実施期間	<p>3～5月（火曜日を除く。） 11：00～17：00 営業時間は制限内で区と協議して決定する。 (12：00～13：30は原則営業すること。)</p>
ケータリングカー 出店範囲図	<p>河川高水敷：12m×2m 河川管理用通路：5m×2m 最大3台（河川高水敷を優先して使用すること。）</p>  <p>The diagram shows a top-down view of the catering car layout. A red shaded area at the bottom indicates the '出店範囲' (Outlet Range). A legend below the diagram states: '出店範囲：赤塗部分' (Outlet Range: Red shaded part).</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 目黒川の魅力をPRすること。 週4日程度以上出店すること。土日の営業も行うこと。 五反田ふれあい水辺広場において地域のイベント等が開催される時は営業できない場合があります。 食品衛生法又は東京都食品製造業等取締条例で定めている営業許可を受けること。 ケータリングカー出店により出た排水は、施設使用者が持ち帰ること。 営業中はゴミ箱を設置し、販売後は持ち帰ること。 営業終了後、広場内を30分程度清掃し、ゴミ等はすべて持ち帰ること。 清掃終了後、速やかに車両を回送すること。 会場内の設営、撤去、誘導、警備、衛生管理等はすべて施設使用者が行うこと。 事業実施にあたっての広報物や事業実施場所等における掲示物には、目黒川の利活用事業であることを標記、掲載すること。 中間報告書（営業日・メニュー・価格・販売個数・売上額）を作成し、毎月報告すること。また、事業終了後すみやかに終了報告書を作成し、報告すること。 営業にあたっては、騒音や臭い等が公園利用者の迷惑にならないよう配慮すること。 電気が必要な場合は発電機を準備し、火災に備えて消火器を必ず常備すること。

■平面図

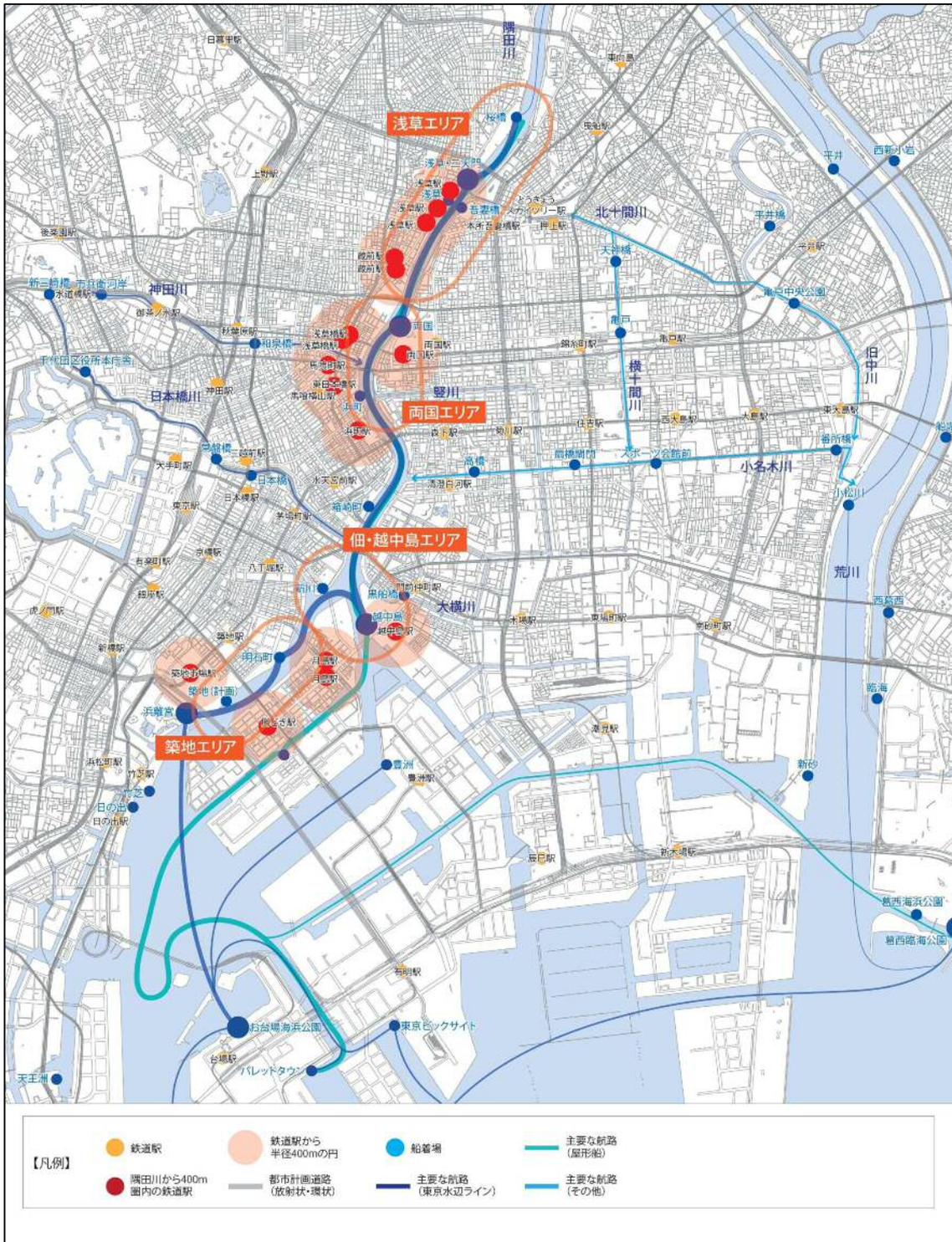


■イメージ

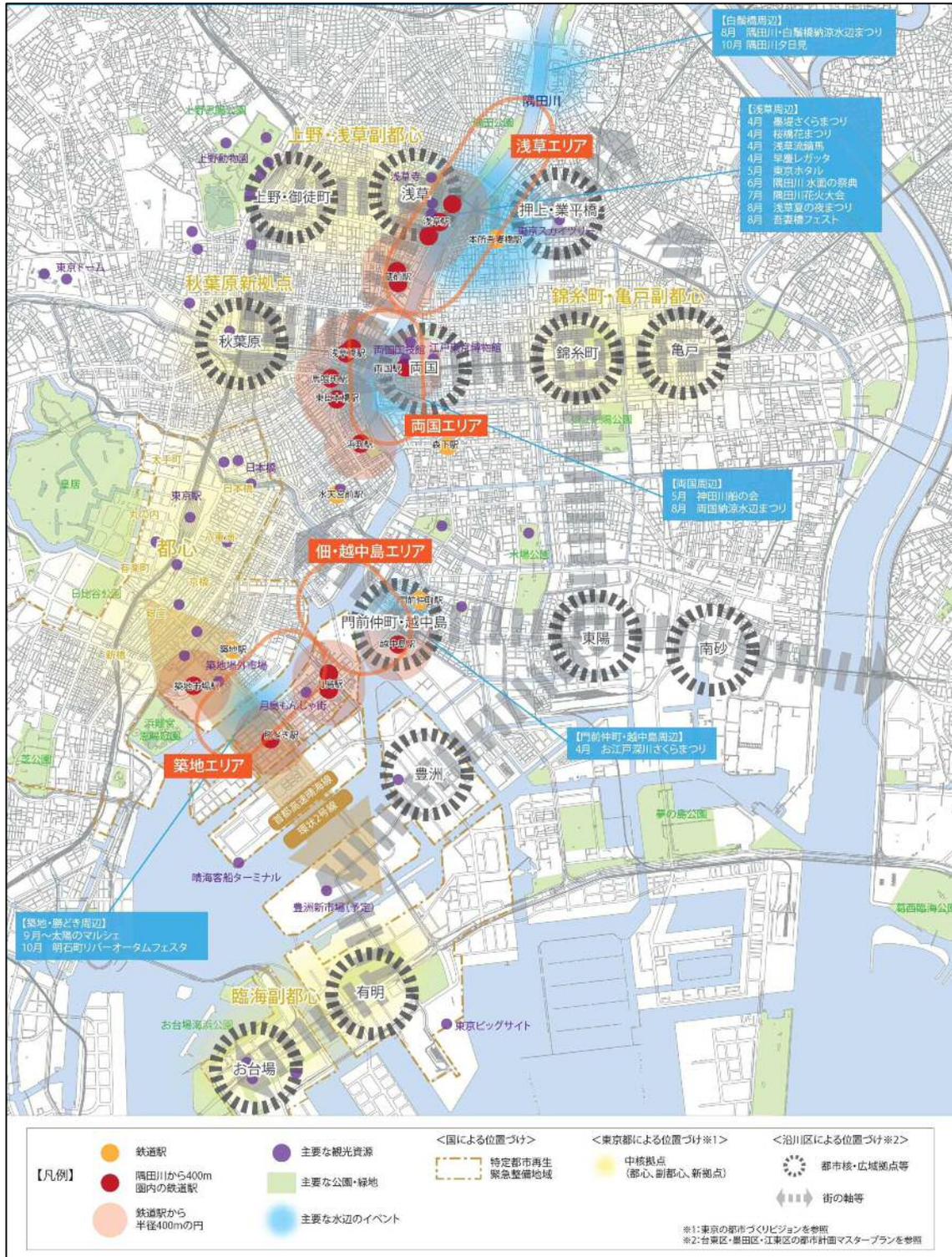


(2) にぎわい誘導エリアの抽出に関する地域のポテンシャル

【沿川の街と河川のつながり（水陸交通結節に関するポテンシャル）】



【開発や観光資源等の地域資源（まちづくりや利活用に関するポテンシャル）】



(3) 隅田川流域河川整備計画

荒川水系

隅田川流域河川整備計画

平成19年6月

東京都

目次

第1章 河川及び流域の概要	1
第2章 河川整備の現状と課題	9
第1節 洪水・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	9
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	12
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項	15
第3章 河川整備計画の目標に関する事項	21
第1節 計画対象区間及び計画対象期間	22
第2節 洪水・高潮等による災害発生の防止または軽減に関する事項	22
第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持に関する事項	23
第4節 河川環境の整備と保全に関する事項	24
第4章 河川の整備の実施に関する事項	25
第1節 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される 河川管理施設等の機能の概要	25
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	34
第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	36
第1節 河川情報の提供に関する事項	36
第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項	36

第1章 河川及び流域の概要

隅田川は、北区にある岩淵水門で荒川から分派した後、埼玉県を流域とする新河岸川を合流させ、東京の東部低地帯の沿川7区（北区、足立区、荒川区、墨田区、台東区、中央区、江東区）を流下し、東京湾へ注ぐ荒川水系の一級河川である。本河川の対象河川となる法定管理区間としては、隅田川本川、中流部で合流する旧綾瀬川、河口部の月島川及び隅田川派川である。流路延長は隅田川が23.5km、旧綾瀬川が0.43km、月島川が0.53km、隅田川派川が0.9kmである。流域面積は上流部の新河岸川流域をあわせて690.3km²であるが、支川及び派川は流域がない。

隅田川はもともと荒川の下流にあたり、江戸時代のころには「浅草川」、「隅田川」、「荒川」、「宮戸川」と呼ばれていた。明治43年の水害を契機に荒川放水路が作られ、その後、昭和39年の河川法改正により放水路の方を荒川、岩淵の水門から下流東京湾までの区間を正式に隅田川という名称とした。

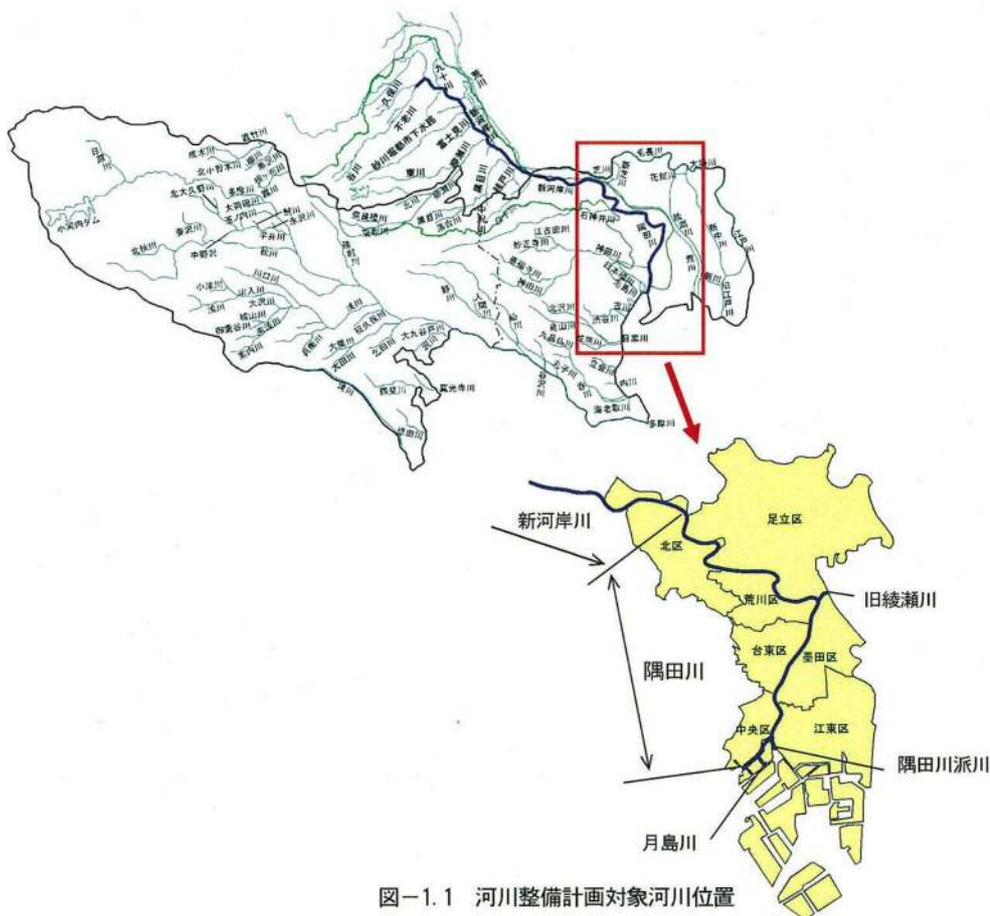


図-1.1 河川整備計画対象河川位置

江戸幕府が開かれた以降、河川を利用した舟運が経済を支え、関東一円から利根川水系を経由して東京湾へ繋がる隅田川は、その川岸の周辺に多くの倉庫が建ち並び、運送業や旅客業が発展した。また、屋形船や釣り舟、猪牙舟、渡し舟等による川遊び、堤防での花見、花火見物などが盛んになった。

明治時代に入って工業化が進むと、船便による利便性の良さから川沿いに多くの工場が作られたが、貨物輸送の手段が徐々に近代化され、船便から鉄道さらに自動車輸送へと移行するに従い、船便の利用は減少していった。経済の高度成長の影で、工場や家庭からの有害な排水の増加が水質を悪化させ、また、高潮や洪水から住民を守るための防潮堤等の治水工事により川に近づくことが出来なくなり、人々の意識を川から遠ざけることとなった。

戦後の高度経済成長期には、工場等の排水による水質汚濁により「生き物は生息できない」と言われ、悪臭のため川に近寄るのも敬遠されるほど汚染されていた。しかし、その後の下水道整備や河道のしゅん濇などにより、近年ではかなり水質が改善されてきている。

支川の旧綾瀬川は、荒川から分岐し、隅田川に合流する河川である。本来は綾瀬川の本流であったが、荒川放水路の完成で綾瀬川筋から分断された下流部が旧綾瀬川となった。

月島川は、隅田川から分岐し、朝潮運河に至る河川である。佃島地先に、東京湾しゅん濇工事の揚土で、明治 25 年に月島一号地（現、月島 1～4 丁目）、同 27 年に月島二号地（現、勝どき 1～4 丁目）が造成され、この月島一号地と二号地の間を埋め残された水面が月島川と名付けられた。月島川の名は、「築島」から転じた地名に由来する。

隅田川派川は、隅田川から中央区佃二丁目の北端で分かれ東に分流し、佃二・三丁目と江東区越中島一・二丁目の間を流れる、延長 0.9 km の水面である。豊洲貯木場で東西に分かれ、それぞれ豊洲運河と春海運河につながる。



出典：葛飾北斎「絵本隅田川兩岸一覽」

図-2.1 江戸の隅田川・両国橋

(地形・地質)

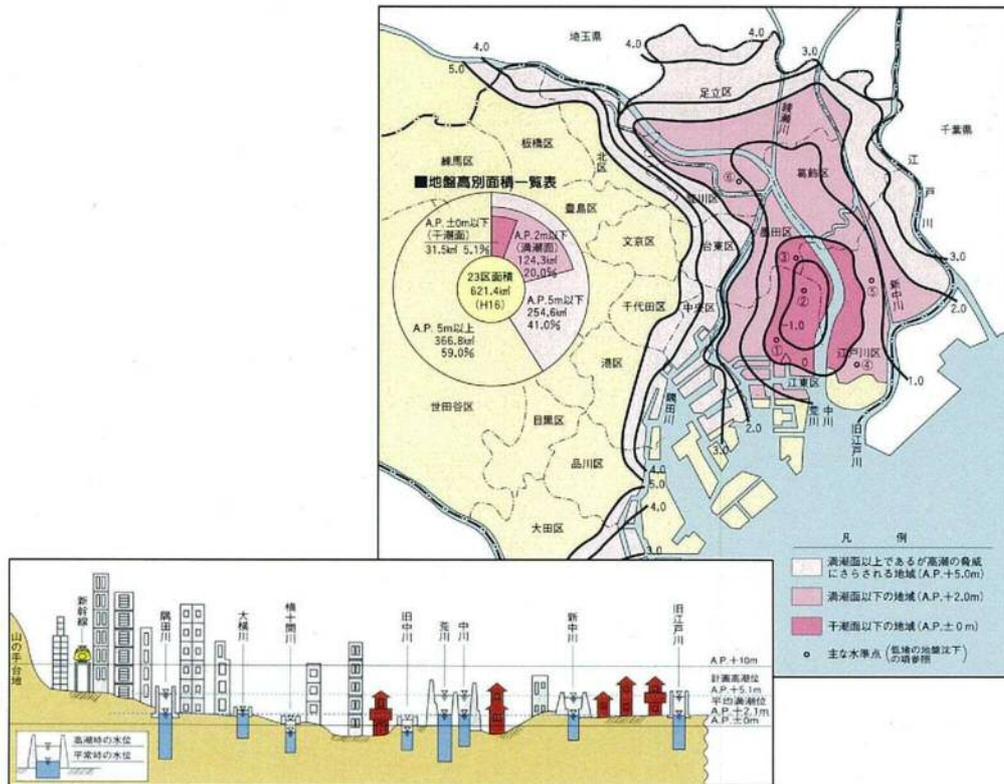
隅田川が流下する地域は、東部低地帯と呼ばれ、軟弱な沖積層に厚く覆われた地域である。

隅田川沿川は、高潮の脅威にさらされる地域 (A. P. +5.1m以下) であり、右岸側は満潮面以上であるが、左岸側はほとんどが満潮面以下 (A. P. +2.0m以下) である。(図-1.3) 明治以降の産業の発展に伴い、左岸側の江東三角地帯を中心に地下水の汲み上げが盛んに行われ、干潮面以下 (A. P. ±0m以下) の地域もある。現在では地下水の揚水規制等の諸規制により地盤沈下はほぼ停止している。

隅田川沿川の地質構造は、重量構造物の支持層ともなり得る固くしまった洪積層 (江戸川礫層、東京礫層) とその上部の軟弱層である沖積層に区分できる。沖積層は、最も新しい地質時代である沖積世 (1万年前～現在) に形成された地層であり、おおよそ20m程度堆積している有楽町層とその下部の七号地層から構成される。沖積層は水を多量に含んでいるため液状化現象を引き起こす地層であり、また、一時期地下水の揚水によって地盤沈下を引き起こしてきた。

※A. P. (Arakawa Peil)

明治6年10月、現在の中央区新川2丁目地先の隅田川に設置された、壺岸島量水標の最低潮位をもって定められた水位を標準とした高さの表示方法で、荒川水系において使用されている。



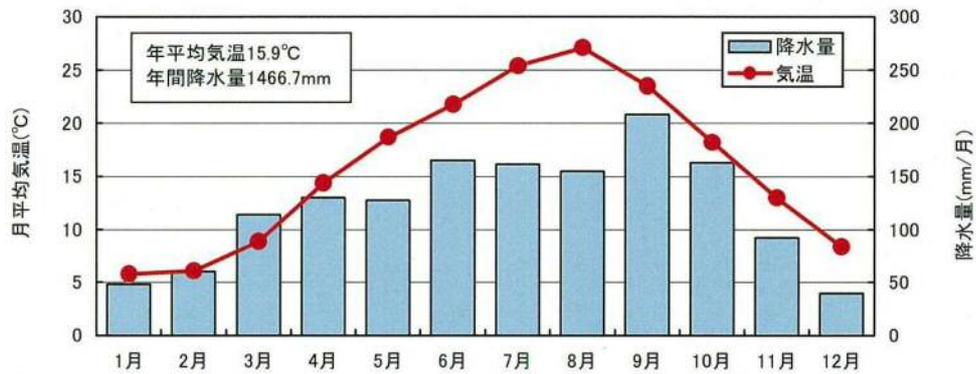
出典：「東京都の低地河川事業」東京都建設局河川部

図-1.3 東部低地帯の地盤高

(気 候)

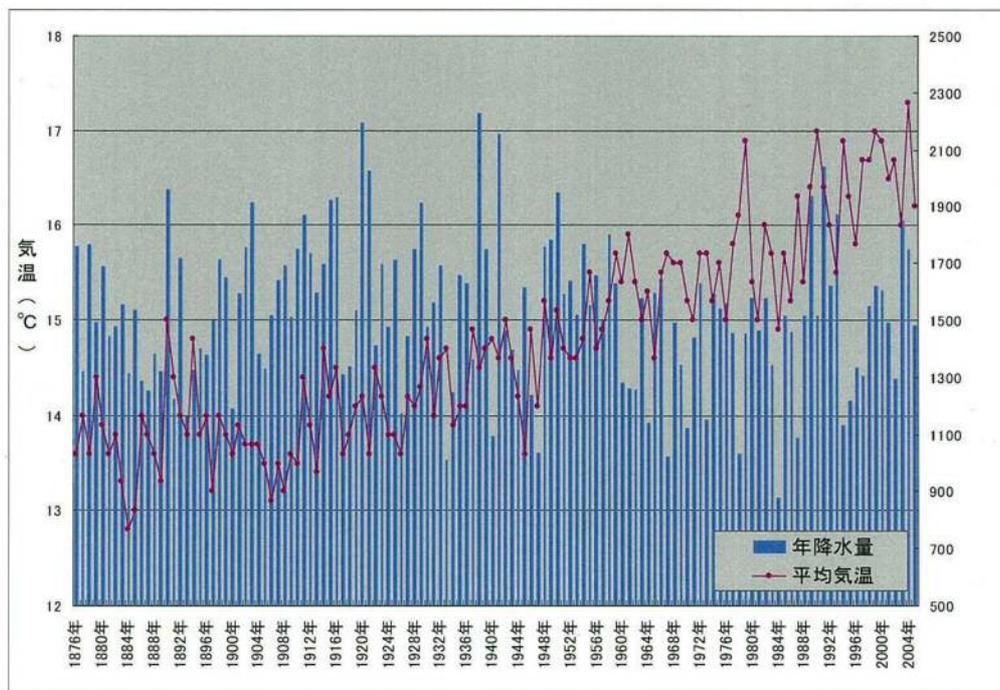
隅田川沿川の気候は、太平洋側気候に属し、夏は南東の季節風が吹き蒸し暑く、冬は乾燥した晴天の日が多い。また、エネルギー消費の増加と緑地の減少により、都市独特の局地気候であるヒートアイランド現象も出現している。

東京における近年の年間平均気温は16℃前後であり、過去100年で約2℃程度上昇している。年間平均降水量は1881年から2000年の平均で1500mm程度であり、全国平均約1700mmに比べると降雨量は少ない。近年雷雨等による1時間に100mm近い降雨となる集中豪雨が多くなっている。



資料：気象庁資料

図-1.6 東京の月別平均気温及び降水量 (1971年～2000年の平均)

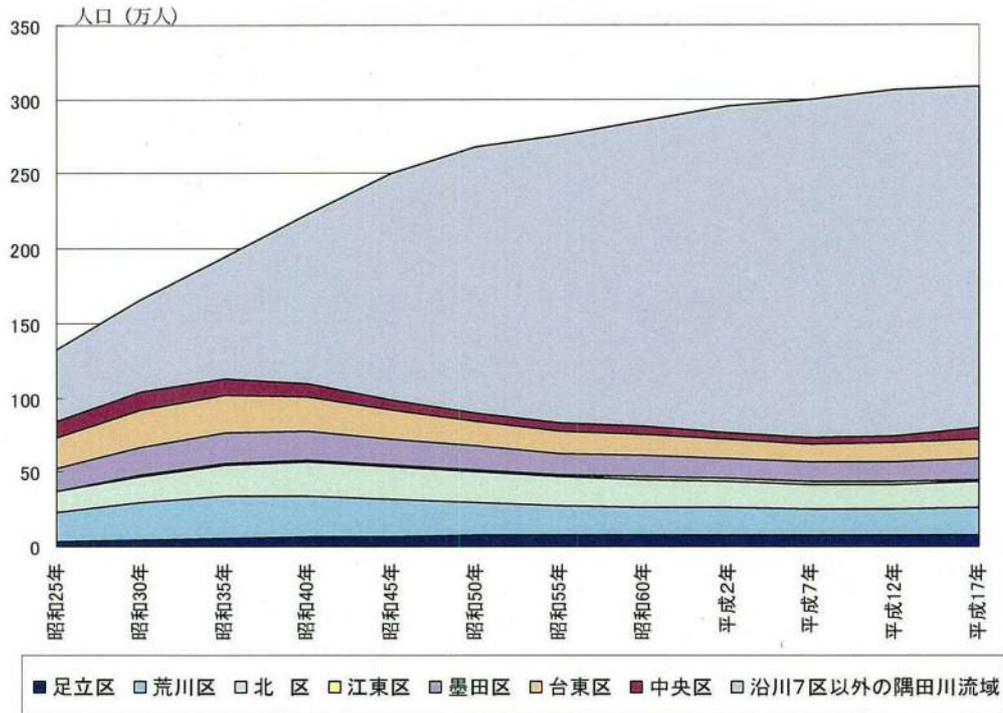


資料：気象庁資料

図-1.7 過去130年間における東京の平均気温・年降水量の推移

(人 口)

隅田川の沿川7区の人口を合わせると約80万人であり、流域全体では約300万人に達する。人口の変遷をみると、東京都区内では昭和40年から減少傾向にあり、平成7年から平成12年度あたりは横ばい傾向に変わり、平成12年度以降はやや増加傾向となっている。流域全体としては常に増加傾向にある。



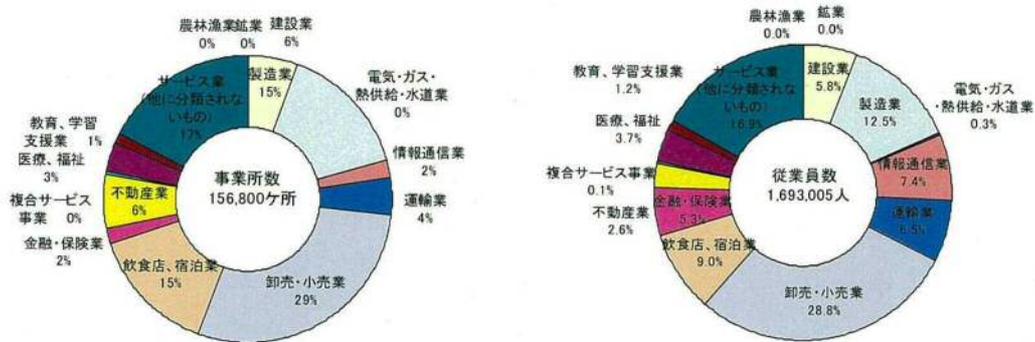
資料：国勢調査より作成（平成17年度は速報値）

図-1.8 隅田川流域内人口の変遷グラフ

(産 業)

沿川内の産業構造は、人口動向、流域内の資産、土地利用と密接な係わりを持ち、雨水の流出形態を変様させ、治水行政にも影響を及ぼす。

隅田川沿川7区の事業所数は約16万事業所である。その約29%が卸売・小売業で占められ、以下、サービス業、飲食店・宿泊業、製造業、建設業、不動産業の順になっている。また、関係7区の従業者数は約170万人であり、その約28.8%が事業所数と同様に卸売・小売業で占められている。これらのことから、隅田川沿川の産業は、商業特性が強いことがわかる。



	産業大分類	事業所数 (所)	従業者数 (人)
ABC	農林水産業	17	134
D	鉱業	9	151
E	建設業	8,659	97,903
F	製造業	23,396	211,439
G	電気・ガス・熱供給・水道業	35	4,619
H	情報通信業	3,208	124,563
I	運輸業	6,479	110,757
J	卸売・小売業	45,283	488,155
K	金融・保険業	2,496	90,235
L	不動産業	9,437	43,575
M	飲食店、宿泊業	22,809	151,703
N	医療、福祉	5,462	62,191
O	教育、学習支援業	1,826	19,953
P	複合サービス事業	387	1,865
Q	サービス業 (他に分類されないもの)	27,297	285,762
	総 数	156,800	1,693,005

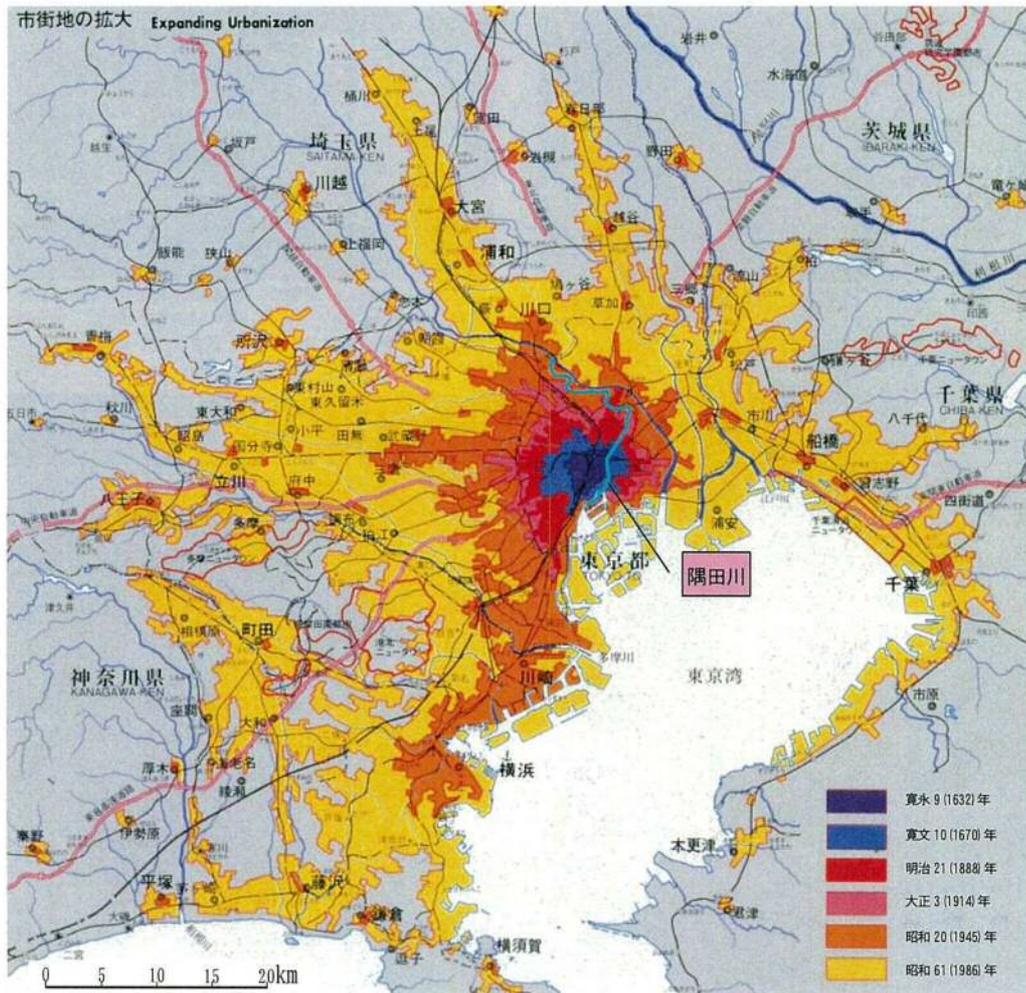
資料：「平成16年度 東京都統計年鑑」

図-1.9 隅田川流域沿川7区の事業所数及び従業者数

(土地利用)

隅田川沿川は江戸時代から市街地の中心にあり、昭和20年代には隅田川の沿川は市街化しており、昭和60年代には流入する支川の流域にも市街化が進んでいる。

隅田川は上下流で土地利用の特徴に違いがみられる。おおよそ白鬚橋より下流の地域では中高層のオフィスビルやマンション（集合住宅）、倉庫などが建ち並ぶとともに河口付近では超高層ビルも建設されている。また、白鬚橋より上流側では、主に中低層の工場・住宅が建ち並ぶ、工業・住居の混在地域となっており、近年では高層マンションの建設が進んでいる。



出典：「東京の都市計画百年」東京都

図-1.10 市街地の拡大

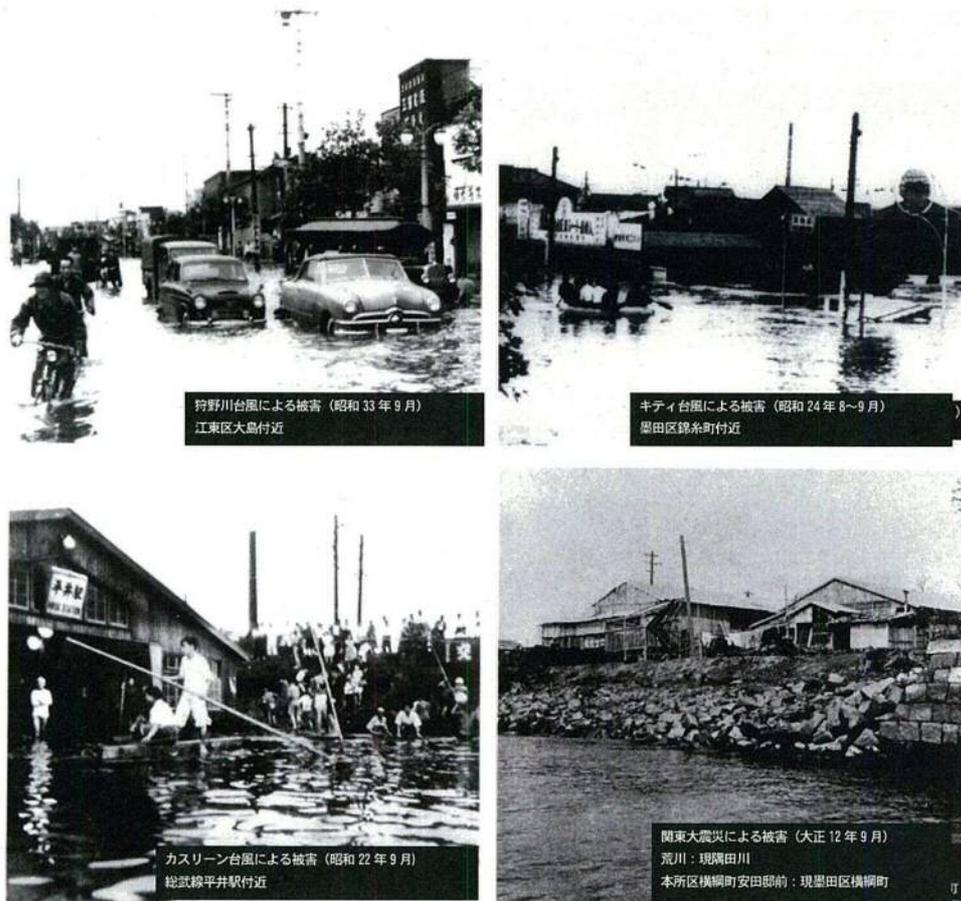
第2章 河川整備の現状と課題

第1節 洪水・高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 (水害)

隅田川は東部低地帯を流れ、さらにその東側にはより地盤の低い江東三角地帯が広がる。元来低地帯で地盤が軟弱であったことに加え、地盤沈下が進行した結果、高潮、洪水、大地震等の自然災害に対して極めて脆弱な地域となっている。

このため、荒川放水路(現、荒川)開削の契機となった明治40年、43年の大雨や、既往最大の高潮(A.P.+4.2m)を記録した大正6年の台風、カスリーン台風(昭和22年)、キティ台風(昭和24年)、狩野川台風(昭和33年)など多くの水害に見舞われてきた。

中でも、昭和24年8月に発生したキティ台風による高潮被害は、床上浸水73,751戸、床下浸水64,127戸、死傷者122人という被害を出した。また、昭和33年9月に発生した狩野川台風では床上浸水123,626戸、床下浸水340,404戸、死傷者200人を数える大災害となった。



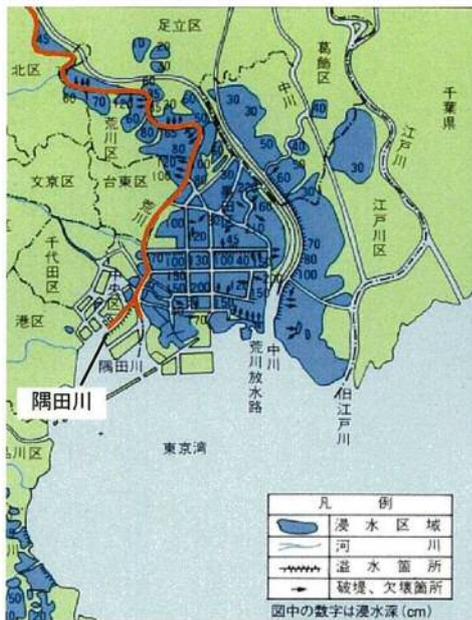
出典:「隅田川」東京都建設局河川部

図-2.1 過去の水害

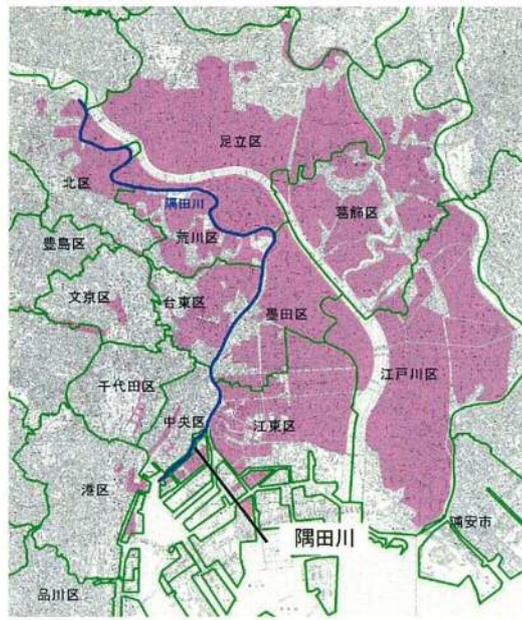
表-2.1 主な水害記録

年別	昭43.8	大6.10	昭13.8.9	昭22.9	昭23.9	昭24.8.9	昭33.7	昭33.9	昭36.10	昭41.6	昭46.8	昭51.9	昭53.4	昭54.10	昭54.7	昭54.10	昭57.9	昭57.11	昭60.7	平元.7-8	平3.9	平5.8	平11.8	
区分	(1910)	(1917)	(1938)	(1947)	(1948)	(1949)	(1958)	(1958)	(1961)	(1966)	(1971)	(1976)	(1978)	(1979)	(1981)	(1981)	(1982)	(1982)	(1985)	(1989)	(1991)	(1993)	(1999)	
災害種別	暴風雨	暴風雨	暴風雨	台風	台風	台風	台風	台風	台風	台風	台風	台風	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	台風	集中豪雨	
	(洪水)	(高潮)	(高潮)	(洪水)	(洪水)	(高潮)	(洪水)	(高潮)	(高潮)	(豪雨 洪水)		(洪水)	(洪水)	(洪水)	(洪水)	(洪水)	(洪水)	(洪水)	(洪水)	(洪水)	(洪水)	(洪水)	(洪水)	
責任 (ハザード別)	995.2	952.7	978.6	992.5	972.0	985.9	966.1	970.7	965.0	981.9	986.2	—	—	976.1	—	968.6	965.0	—	—	—	—	980.0	965.0	—
瞬間最大雨量 (mm/h)	45.1	16.5	30.2	34.7	38.8	12.6	17.9	76.0	48.1	30.0	48.0	65.0	62.0	47.0 大島 48.5	80.0	51.0 大島 84.5	65.0	53.0	81.0	70.0	60.0	76.0	115.0	
総雨量 (mm)	283.9 (7~11日)	161.6 (28~1日)	144.1 (31~1日)	166.8 (13~18日)	156.0 (15~18日)	64.9 (31~1日)	108.5 (22~23日)	444.1 (22~27日)	162.3 (8~11日)	235.0 (27~28日)	205.5 (30~31日)	220.0 (8~9日)	100.0 (9日)	120 204.0 大島 255.0	86.0 (22~23日)	269.0 (31~11日)	78.0 (20日)	86.0 (14日)	276.0 (31~1日)	269.0 (18~19日)	284.0 (26~28日)	125.0 (29日)		
風向・最大風速 (m/s)	NW9.9	SSE39.6	S31.0	NW15.0	NNW18.7	ESE24.9	S28.8	WNW20.5	NNW14.8	N15.5	N11.0	—	—	S17.5 (S38.2)	—	NNW14.4 (NNE28.8)	NNE35.0	—	—	—	—	—	WNW35.0 (N35.0)	
潮位 (A.P.m)	—	4.21 (S46.7)	2.89	2.50	3.15	2.89	2.91	2.39	—	—	—	—	—	3.55	—	—	2.67	—	—	—	—	—	—	
浸水面積 (km ²)	201.43	86.60	77.90	114.32	28.64	92.01	29.46	211.03	32.37	87.82	7.14	3.83	2.29	1.47	4.70	19.59	16.16	5.87	2.62	0.82	1.78	3.42	154	
床上浸水家屋 (戸)	133,307	131,334	42,867	80,041	529	73,751	13,459	123,626	4,949	16,159	561	2,190	2,081	180	3,074	6,854	7,574	1,012	1,588	1,929	561	2,454	2,900	
床下浸水家屋 (戸)	44,750	49,004	65,703	45,167	16,516	64,127	22,970	340,404	89,848	86,373	9,906	6,022	4,863	1,550	10,588	35,167	16,712	5,232	6,052	2,755	3,120	5,079	2,193	
死者 (人)	45	509	7	6	1	18	3	36	1	2	2	0	2	6	0	—	0	0	0	0	0	0	0	
傷者 (人)	117	961	27	3	22	104	130	164	4	1	2	—	—	93	—	4	—	—	—	—	—	—	—	
行方不明 (人)	7	54	4	2	1	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
損害家屋 (戸)	破壊流失 27,594	流失949 全壊258 半壊 4,716	流失7 全壊395 半壊 1,091	流失40 全壊76 半壊158	流失2 全壊196 半壊133	流失18 全壊50 破壊流失 387	流失42 全壊230 半壊590	流失2 全壊25 半壊7	半壊5	全壊2 半壊1	全壊25 半壊24 一部破壊 136	全壊2 半壊1	全壊33 半壊345 一部破壊 1,444	全壊1 半壊1 一部破壊 6	全壊2 半壊1	全壊2 半壊1	—	—	—	—	—	—	—	—

出典：東京都建設局河川部資料



昭和24年8.9月 10号キティ台風



昭和33年9月 22号狩野川台風

出典：東京都都市計画局資料

図-2.2 実績浸水範囲

(治水事業)

東部低地帯の地盤沈下が顕著になり高潮災害の危険性が高まる中、昭和34年に発生した伊勢湾台風による高潮災害の教訓は、東京東部低地帯の高潮対策の見直しを迫るものであった。それまでの基準から伊勢湾台風級の高潮（A. P. +5. 1m）に備えるため、隅田川の防潮堤整備が昭和38年から始まり、昭和50年に概成している。

その後、地震に対する安全性をより高めるため、コンクリートによる直立の防潮堤を改築し、盛土による緩傾斜型堤防の整備を昭和55年から、スーパー堤防の整備を昭和60年から実施している。さらに、スーパー堤防等の整備に先行して、防潮堤前面の地盤改良等による耐震対策を目的としたテラス整備を昭和62年から開始している。これらのテラスやスーパー堤防等の整備は、地域の安全性を確保するだけでなく、都民が川に親しめる機会を創出している。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として大地震に防潮堤や護岸の損壊に伴う地震水害を防ぐため、平成8年からは緊急耐震対策事業も進められている。

月島川については、関係区による防災（高潮対策）工事が昭和46年～昭和52年にかけて行われ、一部は遊歩道として利用されている。

隅田川上流域の石神井川や空堀川では、河川や下水道など治水施設の整備とともに、流域の対策を併せて行う総合的な治水対策を実施している。

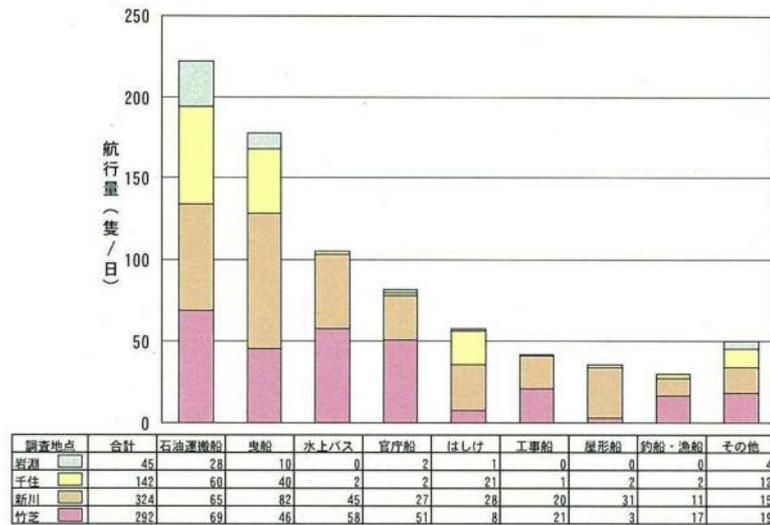
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 (舟運の利用)

隅田川は古くから舟運が盛んであり、運輸や交通手段として利用されてきた。現在でも隅田川は作業船、屋形船、プレジャーボート等多くの種類の船舶が航行している。特に、水上バスの定期運行が行われていることや、原木いかだを曳船により運搬していることが特徴であると言える。

近年の物流は鉄道や自動車輸送が主流になってきたが、いまなお隅田川の船舶航行量は多い。船舶航行量は新川地区がもっとも多く、上流に行くにしたがい少なくなっていく。船種は石油運搬船と曳船が大半を占めている。



図-2.3 水上バスの運行



出典：「災害時支援のための公共船着場整備事業基本計画策定委託報告書」平成9年3月、東京都建設局

図-2.4 船種ごとの航行量 (平成8年12月19日調査)

(水辺空間の利用)

隅田川の水面はレガッタ等のボート競技にも利用されているほか、毎年7月末には、花火大会が桜橋～蔵前橋間で行われ、代表的な夏の風物詩となっている。この他、スーパー堤防等でのイベント、オープンカフェテラスの試行、平成15年度に創設した「テラス護岸等一日利用制度」を活用したドラマの撮影等の利用が見られる。また、屋形船や作業船等の係留も見られる。

表-2.2 隅田川及び隅田川沿川にて開催されている主な行祭事・イベント

イベント名	開催日	開催場所
隅田公園梅まつり	2月下旬	隅田川 隅田公園 (台東区側)
江戸流しびな	3月上旬	隅田川 吾妻橋付近
隅田公園桜まつり	3月下旬～4月上旬	隅田川 隅田公園 (台東区側)
桜橋花まつり	4月上旬	隅田川 隅田公園 (台東区側)
浅草流鏑馬	4月上旬の土曜	隅田川 隅田公園 (台東区側)
墨堤さくらまつり	3月下旬～4月上旬	隅田川 隅田公園 (墨田区側)
早慶レガッタ	4月中旬の日曜日	隅田川 (両国橋～白鬚橋) 4,000m
浅草南部大川まつり	7月上旬	隅田川 (浅草橋地域)
隅田川花火大会	7月最終土曜日	隅田川 (今戸付近、駒形橋～蔵前橋間)
浅草夏の夜まつり	8月上旬 9月上旬	隅田川 隅田公園・テラス (台東区側)
ウォーターフェア隅田川レガッタ	8月上旬	隅田川 (吾妻橋～桜橋)
大東京 和おどり	8月中旬	隅田川両岸川沿い (吾妻橋～桜橋間)
隅田川おどり	8月下旬	隅田川 隅田公園 (墨田区側)
中央区大江戸まつり盆おどり大会	8月下旬	隅田川 区立浜町公園
わんぱくトライアスロン	9月上旬	隅田川 隅田公園 (台東区側)
ハゼ釣り大会	11月下旬	隅田川 (今戸中学校前～東武鉄橋)
稚魚放流会	9月、11月	隅田川 浜町公園に面するテラス



早慶レガッタ



隅田川花火大会



オープンカフェテラスの試行 (明石地区)



イベント利用 (あらかわ遊園付近)

図-2.5 水辺空間の利用

(河川水の利用)

中央区箱崎地区において、インテリジェントビルや都市型高層住宅等を対象に、わが国初の河川水の持つ「熱」を利用した熱供給事業が行われている。これは、隅田川の水が外気温に比べ、冬は暖かく夏は冷たいという、年間を通じて安定している特性を利用したものである。河川水の熱源としての利用はこの他、「大川端リバーシティ 21」(中央区)、「リバーサイド隅田」(墨田区)においても行われている。



図-2.6 箱崎地区 (白線内が供給地域)

出典：(社)日本熱供給事業協会HP

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 (水質)

隅田川は、河床勾配がほとんどないこと、全川が感潮域になっており海水の遡上による影響をうけること、屈曲部も多いことなどから河川水が滞留しやすい特徴がある。加えて、流域には隅田川に排水している水再生センター及び浄化センターが3カ所（平成18年現在）あり、河川水に占める下水処理水の割合は高い。河川水質は下水処理水の影響を強く受け、全窒素の濃度が高く、溶存酸素量が少なくなっている。

隅田川の水質は、昭和30年代頃に比べて下水道の普及や利根導水路事業による浄化用水の流入等によりかなり改善されており、現状ではBOD5mg/l程度を推移している。環境基準値は平成8年まではD類型であったが、水質の改善により平成9年よりC類型に設定されている。ただし、最近においても魚の浮上事故が発生しており、原因として、大雨時に底泥の巻き上げによる有機物の拡散が、微生物を大量発生させ、酸素が消費されてしまうこと等が考えられる。また、隅田川は下水処理水の割合が高く魚に影響を与える全窒素の濃度が高いため、今後の課題として現状の水環境のさらなる向上を目指す必要がある。

また、旧綾瀬川、月島川、隅田川派川の水質については、隅田川本川と水域が連続しており、ほぼ同様の水質である。

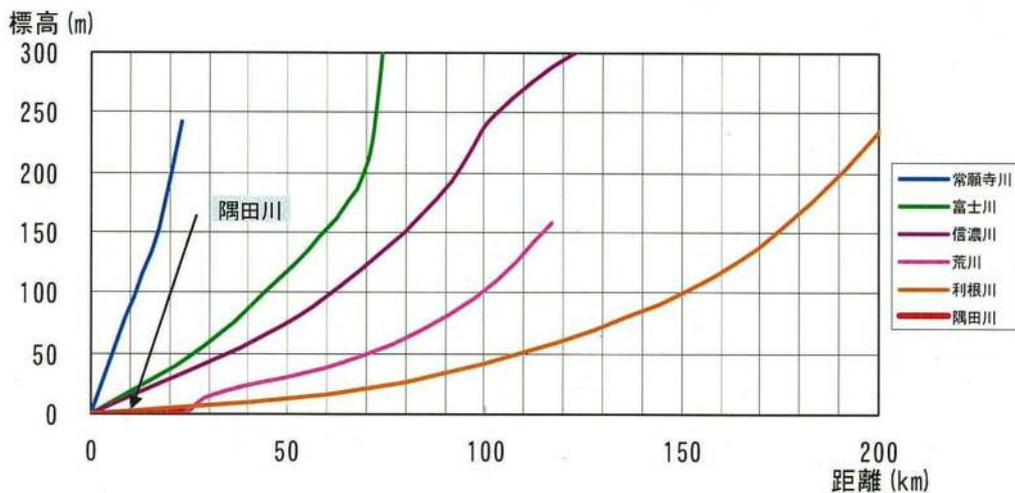
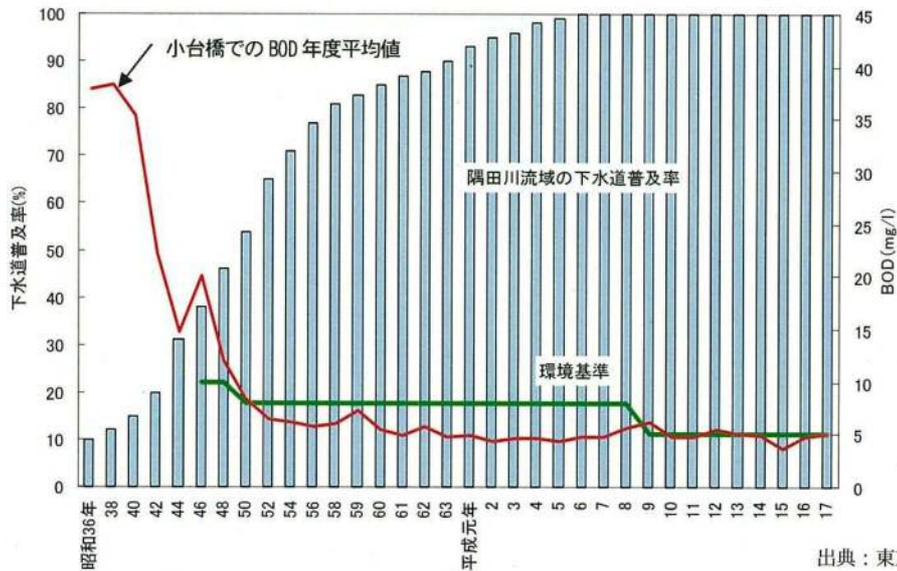


図-2.7 主要河川との河床勾配比較



出典：東京都環境局資料

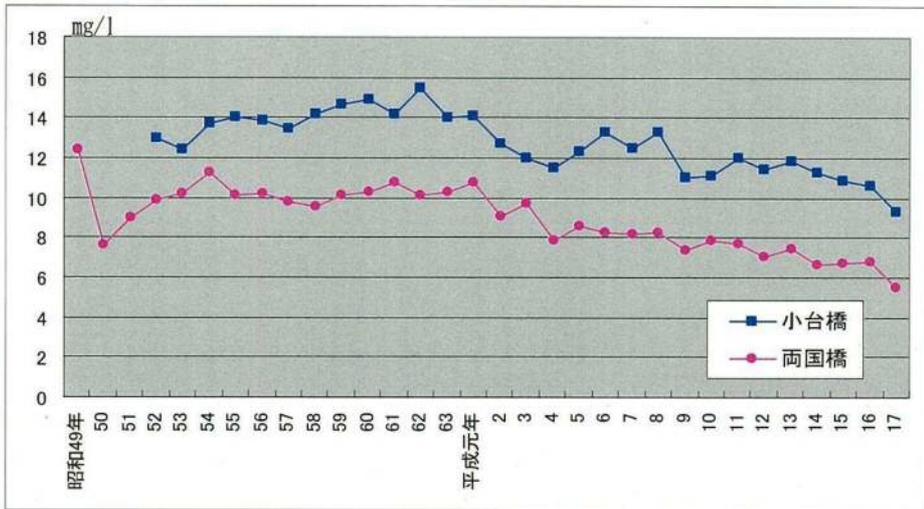
図-2.8 隅田川の水質の変化

表-2.2 河川水質環境基準 (参考)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	2.5mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN /100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	2.5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	2.5mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN /100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	5.0mg/l以下	5mg/l以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l以上	-

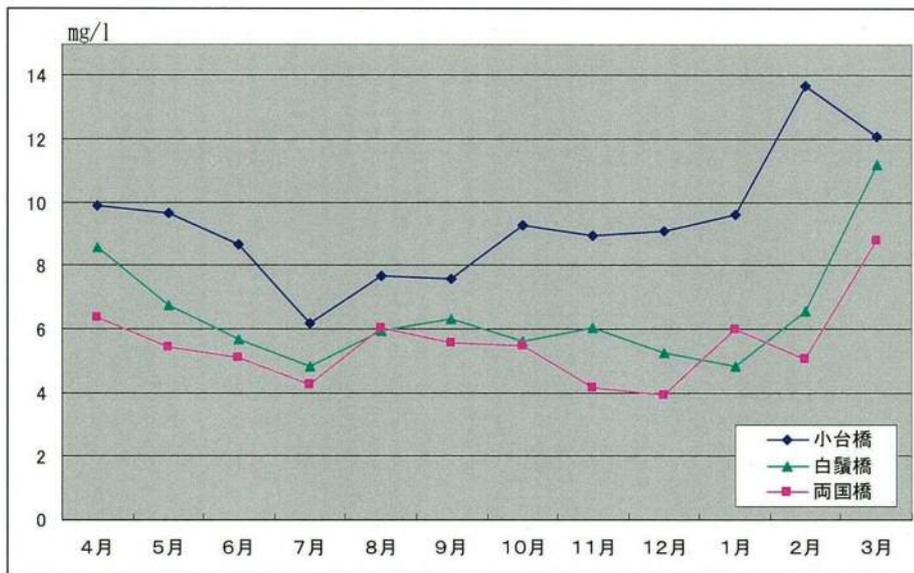
備考
1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級： 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度



出典：東京都環境局資料

図-2.9 隅田川における全窒素の経年変化



出典：東京都環境局資料

図-2.10 隅田川における全窒素の月別変化（平成17年度）

表-2.3 隅田川及び東京湾内湾における全窒素

	隅田川（小台橋）	東京湾内湾（st. 5）	環境基準値（海域のみ設定）
平成10年度	11.1mg/l	2.90mg/l	1.0mg/l
平成17年度	9.361mg/l	2.64mg/l	1.0mg/l

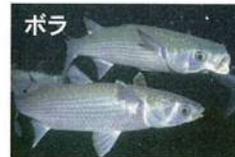
資料：環境局資料

(生き物)

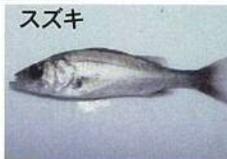
水質の悪化から両国花火大会や早慶レガッタが中止された昭和36年当時のBODは37.8mg/lであり、生き物が棲めない「死の川」と言われたが、水質が浄化されるにつれ生息生物も増え、平成15年度の調査では17種の魚類が生息している。ハゼ類、サッパ、コノシロ、モツゴ等の魚類が確認されており、魚類の餌となる底生生物も多く確認されている。

また、隅田川の周囲には鳥類の生息に適した荒川河川敷やヨシ原、公園等が存在し、河口付近ではユリカモメやカワウなどの海鳥等が、岩淵水門付近ではカワウやサギ、カモ等が多くみられる。

ウナギ	モツゴ	ウロハゼ
サッパ	コイ科 (Cyprinidae)	マハゼ
コノシロ	ドジョウ	アシシロハゼ
カタクチイワシ	ナマズ	アベハゼ
コイ	アユ	スジハゼ
ギンブナ	カダヤシ	シモフリシモハゼ
フナ属 (Carassius sp.)	スズキ	ヌマチチブ
タイリクバラタナゴ	ブラックバス	チチブ
オイカワ	ブルーギル	チチブ属 (Tridentiger sp.)
ウグイ	ボラ	ハゼ科 (Gobiidae)
ウグイ属 (Tribolodon sp.)	ウキゴリ	イシガレイ
アブラハヤ	ビリンゴ	



： 「東京都の保護上重要な野生生物種」

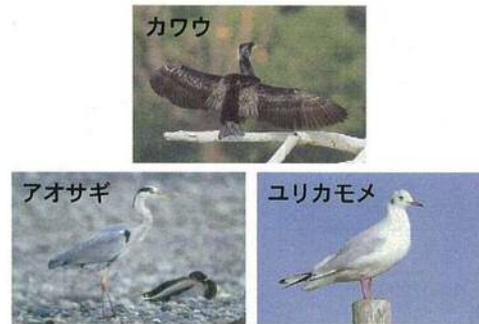


出典：「河川水辺の国勢調査(平成15年)」東京都建設局

図-2.11 隅田川でみられる魚類

カワウ	イソシギ	ツグミ
ダイサギ	ユリカモメ	セッカ
アオサギ	セグロカモメ	シジュウカラ
カルガモ	ウミネコ	アオジ
コガモ	ドバト	オオジュリン
オカヨシガモ	キジバト	カワラヒワ
ヒドリガモ	ツバメ	スズメ
オナガガモ	イワツバメ	ムクドリ
ホシハジロ	ハクセキレイ	オナガ
キンクロハジロ	セグロセキレイ	ハシボソガラス
ハマシギ	ヒヨドリ	ハシブトガラス
ジョウビタキ		

※「東京都の保護上重要な野生生物種」は該当なし



出典：「河川水辺の国勢調査(平成13年)」東京都建設局

図-2.12 隅田川でみられる鳥類

(河川環境整備)

隅田川沿いの東京東部地域を過去の歴史と文化の蓄積を生かしながら、うるおいのある「水の都」への再生を図るため、従来型の直立堤防から水辺に親しみやすい緩傾斜型堤防の整備に昭和55年から着手し、さらに市街地との一体整備により、耐震性・治水の安全性が向上するスーパー堤防を整備している。また、隅田川のテラス整備は耐震性と親水性の向上を目的とし、生き物への配慮も行いながら事業を進めている。

また、平成9年に制定された東京都景観条例では、景観基本軸を設定しており、隅田川及びその両側50mを平成11年に「隅田川景観基本軸」として指定し、一定規模以上の建築行為等につき届け出を義務づけている。



図-2.13 隅田川河川環境整備の状況

月島川沿いに歩道整備と高・低木が植栽され、散策や生活動線として利用されている。また水面はプレジャーボート等の一部が不法占用となっており、水面利用の適正化が必要である。



図-2.14 月島川の現状

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

(隅田川及び沿川地域の将来像)

隅田川は、東京の歴史を刻み、伝統や文化を培い、そして人々の心のふるさととして都市と人間の生活に深い関わりを持ってきた河川であり、まちとのつながりが深い河川である。そのため、河川単独ではなく、地域との関わりの中でまちづくりと連携した河川整備を進めていく必要がある。

隅田川の将来像について検討された「隅田川未来像委員会報告」(平成元年7月)においても、「隅田川を中心にいきいきとしたうるおいのあるまちづくり」という基本理念を掲げている。

上記のことから、「地域と連携し、賑わいと親しみのある隅田川」を河川整備計画の目標として定め、河川の整備を実施していく。

なお、地域と密接に関わり合った川としていくためには、河川整備だけでは限界がある。沿川自治体や地域住民、NPO等との連携と協働が不可欠であり、関係者の相互の努力によって、「水の都」東京の再生を図っていく。

第1節 計画対象区間及び計画対象期間

(計画対象区間)

本河川整備計画区間は、隅田川本川及び派川、旧綾瀬川、月島川とする。

表-3.1 計画対象河川

河川名	延長 (km)	上流端	下流端	備考
隅田川	23.5	左岸：北区志茂五丁目地先 右岸：北区志茂五丁目地先	左岸：中央区勝どき三丁目地先 右岸：中央区築地五丁目地先	荒川からの分派点・岩淵水門から東京湾まで
隅田川派川	0.9	左岸：江東区越中島一丁目地先 右岸：中央区佃二丁目地先	左岸：江東区越中島二丁目地先 右岸：中央区佃三丁目地先	
旧綾瀬川	0.43	左岸：墨田区墨田五丁目 右岸：足立区千住曙町	左岸：墨田区堤通二丁目 右岸：足立区千住曙町	隅田水門から隅田合流点まで
月島川	0.53	左岸：中央区月島三丁目地先 右岸：中央区勝どき一丁目地先	左岸：中央区月島四丁目地先 右岸：中央区勝どき二丁目地先	月島川水門から朝潮運河地先

(計画対象期間)

本河川整備計画の対象期間は、整備対象区間や関連諸計画を考慮して、概ね30年間とする。

本河川整備計画については、洪水等に対する整備水準の見直し、流域の状況の変化や新たな知見、技術革新等により、計画対象期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとする。

第2節 洪水・高潮等による災害発生の防止または軽減に関する事項

(高潮、洪水対策)

隅田川本川及び派川、旧綾瀬川において、高潮による災害の発生の防止及び軽減に関しては、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が、東京湾及び主要河川に対して最大の被害をもたらすコースを進んだときに発生する高潮 (A. P. +5.1m) に対して、安全であることとする。また、洪水による災害の発生及び軽減に関しては50mm/hr 規模の降雨により生じる本川・支川の洪水を安全に流すことを目標とする。

- ・高潮を防御するために必要な防潮堤の高さ (計画高) は、[潮位 + 偏差 + 高潮の遡上 + 波打上高] の総和として決定している。
- ・潮位は昭和26～34年までの台風期 (7～10月) の朔望平均満潮位をとり、A. P. +2.10mとしている。
- ・偏差は気圧の低下と風の吹き寄せによる海面上昇の高さのことである。右図のように東京に高潮をもたらした大正6年台風、キティ台風、さらに伊勢湾台風と3つの台風をモデルとして、仮定した5つのコースにあてはめて計算している。隅田川以東の河川は3.0mと設定している。
- ・高潮の遡上は風の吹き寄せによる河川水位の上昇のことである。
- ・波打上高は模型実験と伊勢湾台風旧の最大風速を考慮して算出している。



図-3.1 隅田川における防潮堤の計画緒元

(地震水害対策)

大地震時の防潮堤損壊等による水害を防ぐため、防潮堤前面のテラス整備（根固め）及びスーパー堤防等の整備を行う。また、水門についても必要に応じて耐震対策を行う。

災害時の避難経路として、テラスまたは河川管理用通路の利用を配慮する。

災害時の救助や救援物資の輸送等に水上交通を活用するため、沿川自治体と協力して防災船着場の整備を推進する。

また、高潮発生時や地震水害時に水門等の施設の操作を正確かつ迅速に行うため、光ファイバー等を利用した水門管理システムを整備していく。

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持に関する事項

隅田川は多くの種類の船舶が航行し、レガッタ等のボート競技にも利用されている。また、屋形船、プレジャーボート等の利用も多い河川である。

これらの多様な船舶が安全に航行できる航行空間の確保・維持を図るため、必要なしゅん濇を行うとともに、防災船着場の整備と水上バス等による平常時利用の推進に努める。

さらに、船舶の適正な係留対策を進める。

また、水辺の魅力向上については、平成18年策定の「東京の水辺空間の魅力向上に関する全体構想」と連携した取組を進める。



図-3.2 浅草・両国地域における今後10年間の取組イメージ

出典：「東京の水辺空間の魅力向上に関する全体構想」

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

隅田川では、水辺とふれあえる空間の確保や親水性の向上を図るため、スーパー堤防やテラスの整備を行う。また、統一性のあるサインの設置や、スロープ整備等のアプローチのバリアフリー化を図る。

全川にわたり、洪水の流下、水質維持・向上及び河川の舟運機能を維持するため、しゅん濇を実施する。

河川環境の整備と保全のための施策の展開にあたっては、地域住民、NPO、沿川自治体、関係機関と連携し、各々の役割分担のもとに行う。

(上流域)

テラス部分は、当面背後地の再開発がない場合はテラス部に修景を施し、早期の開放に努めるとともに、干潟の整備等、動植物の生息・生育環境に配慮した整備を行う。また、堤防やテラスの緑化等、沿川の市街地・公園・緑地・緑道と協調した一体的な整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図る。

(下流域)

白鬚橋下流部では概ねテラス整備が完成しており、適切な維持管理に努める。また、利用者が連続して散策できるようテラスの連続化を進める。

月島川では、適正な係留船対策を進めるとともに、隅田川のテラスとのネットワークを図りながらテラス整備を推進していく。

第4章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 河川工事の目的、種類及び施行の場所

隅田川では50mm/hr規模の洪水を安全に流下させるとともに、伊勢湾台風級の高潮対策及び地震水害対策として、スーパー堤防整備及び緩傾斜型堤防整備、テラス整備、河床掘削等の河川改修を行う。

改修に際しては、動植物の生息・生育や景観、空間利用状況、船舶の航行等水面利用等の河川環境に配慮していく。

なお、旧綾瀬川については洪水時に隅田水門の閉鎖により荒川からの流入がないため、隅田川と一体的に整備をする。月島川では、テラス整備を行う。

上記対象河川では必要に応じて係留船対策を行う。

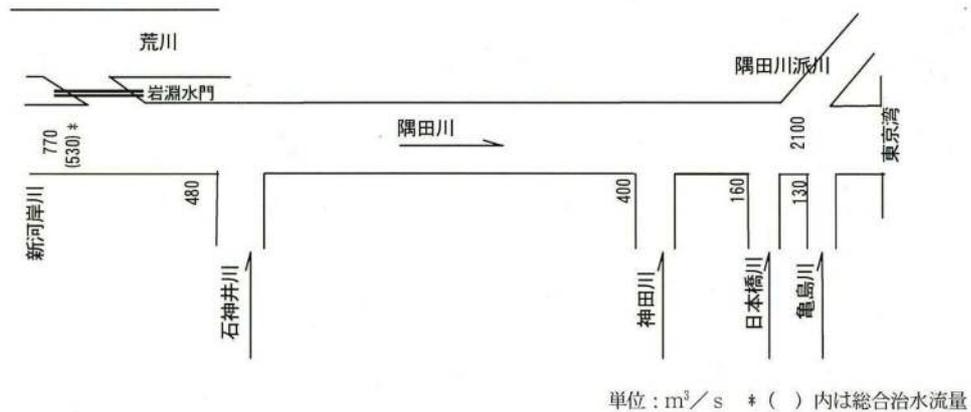


図-4.1 隅田川計画流量配分図

表-4.1 隅田川の計画諸元

項目	計画値	備考
平均干潮位	A. P. ±0.0 m	
朔望平均満潮位	A. P. +2.1 m	
計画高潮位	A. P. +5.1 m	
計画護岸高	A. P. +6.3 m	
河床勾配	LEVEL (A. P. -6.0 m)	河口～13.95kmの区間
	1/6,000	13.95km～上流端

表-4.2 地震水害の防止等に係る主要な河川工事の種類、施工の場所、
設置される河川施設等の機能等

工事の種類	河川名	設置される河川管理施設	施行場所
耐震対策	隅田川及び派川	テラス	図-4.2(その1) 参照
	旧綾瀬川	テラス	
	月島川	テラス	
スーパー堤防等整備	隅田川及び派川	スーパー堤防・緩傾斜型堤防	図-4.2(その2) 参照
	旧綾瀬川	スーパー堤防・緩傾斜型堤防	

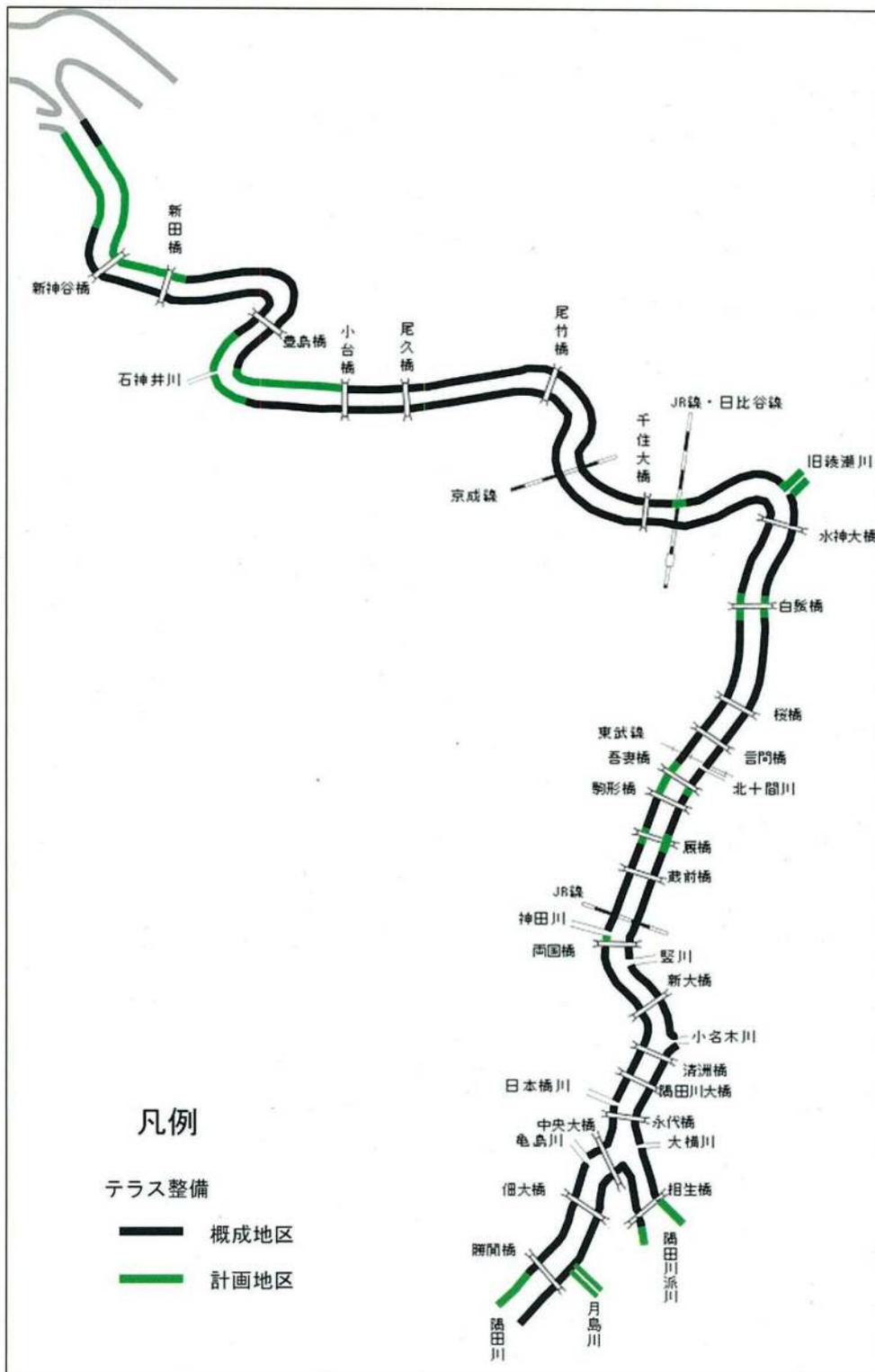


図-4.2 河川事業計画区間 (その1)

(平成17年3月末)

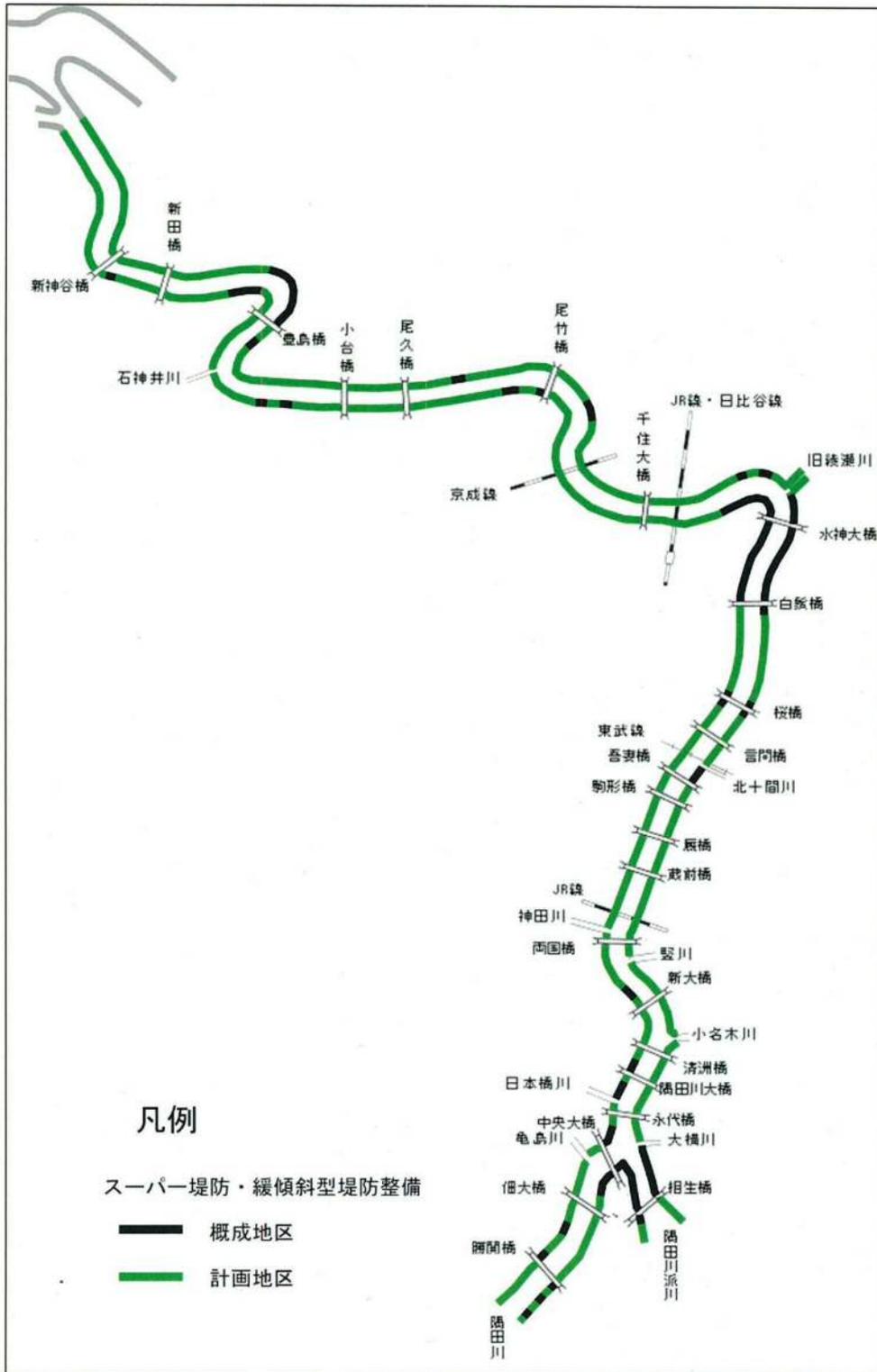
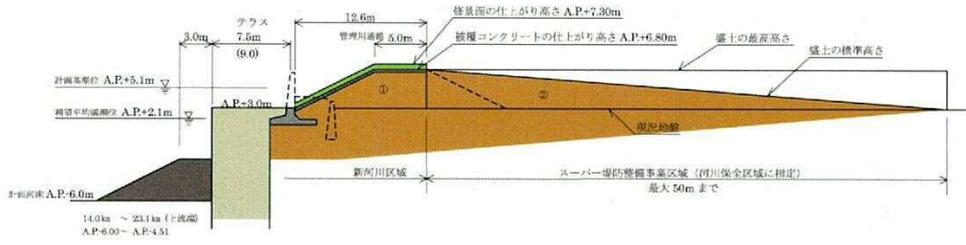


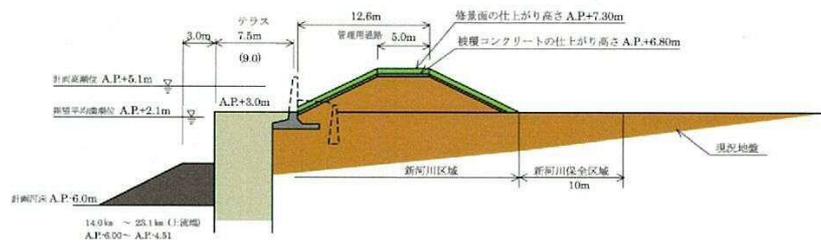
図-4.2 河川事業計画区間 (その2)

(平成17年3月末)

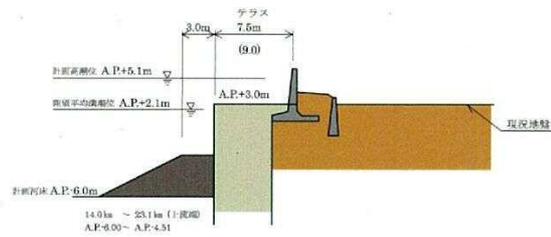
1. 隅田川スーパー堤防の基本断面図



2. 隅田川緩傾斜型堤防の基本断面図



3. 隅田川テラス護岸の基本断面図



4. 月島川テラス整備の基本断面図

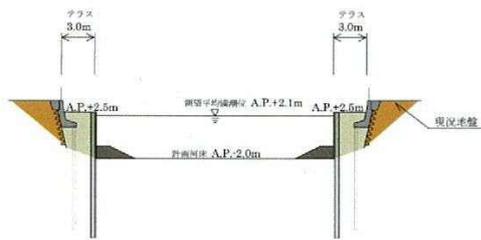


図-4.3 標準断面図

(2) 河川工事の種類

(スーパー堤防等整備)

背後地の再開発等と連携して整備ができる地区から、隅田川沿いをうるおいのある水辺環境にし、地震に対して安全性が大きく向上するスーパー堤防及び緩傾斜型堤防の整備を進める。

スーパー堤防の整備にあたっては、堤防背後地の大規模な市街地再開発や公園等と一体的に整備することにより、水辺を活かした地域づくりを進めていく。

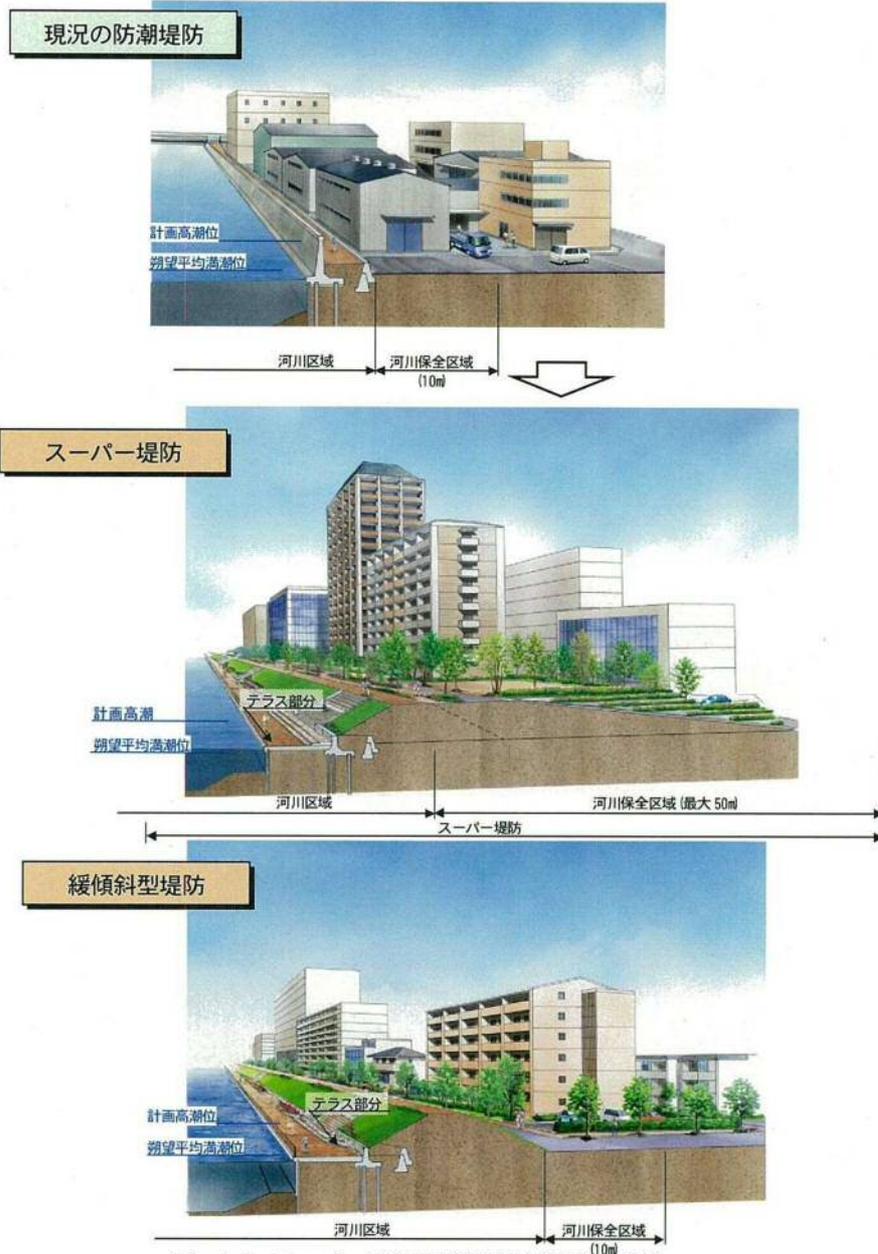


図-4.4 スーパー堤防及び緩傾斜型堤防の整備

(テラス整備)

テラスの整備にあたっては、生き物の生息や人の利用に配慮した整備を進めていく。

隅田川の沿川には荒川の高水敷やその他の公園・緑地等の自然が点在しており、これらの自然と面的なエコロジカル・ネットワークを形成していく。また、人の利用については、テラスにおける日常的な通行ができるように連続化を図るとともに、周辺地域とテラスの連続性を確保することで、まちとかわとを結ぶネットワークの形成を図る。

表-4.6 各類型区分の生き物の利用、人の利用

タイプ	類型区分	生き物の利用	人の利用
I	Aサンクチュアリー型	基本的にテラス全てが生き物の生息場となる。	原則として人の立ち入りはできない。(災害時の緊急用導線は確保する。)
	B環境教育利用型	生き物の生息場が主体となる。	生き物の生息が主体であり人は環境学習等の条件により立ち入りが許可される。
	C生き物・水・緑型	テラスの幅員の半分程度から大きな割合が水路や池、生き物の生息のための緑地となる。また、陸生昆虫等の生息場のための草地(乾燥地)がつくられる。	テラスの通行は可能だが、通行可能な幅員は必要最低限必要な幅員程度となる。
II	D小規模エコアップ型	テラスに部分的に生き物の生息場(水辺や緑地等)がつくられる。	人の通行を重視したテラス。
	E修景テラス型	水辺、緑地は修景的につくられる。	人の通行を主目的とし、修景として、水たまりや水の引き入れ、植栽を行う。
	F憩いと集いの水辺型	中木等の植栽、船着場下部の魚類のための生息空間の創出等により工夫する。	広場的な利用やネットワーク上の結節点、船着場等として利用され、水辺の賑わいの拠点となる。

出典：「隅田川テラス整備指針(案)類型配置計画」東京都建設局河川部

◆タイプⅠ



A. サンクチュアリー型



B. 環境教育利用型



C. 生き物・水・緑型

◆タイプⅡ



D. 小規模エコアップ型



E. 修景テラス型



F. 憩いと集いの水辺型

出典：「隅田川テラス整備指針(案) 類型配置計画」東京都建設局河川部

図-4.5 テラス整備イメージ

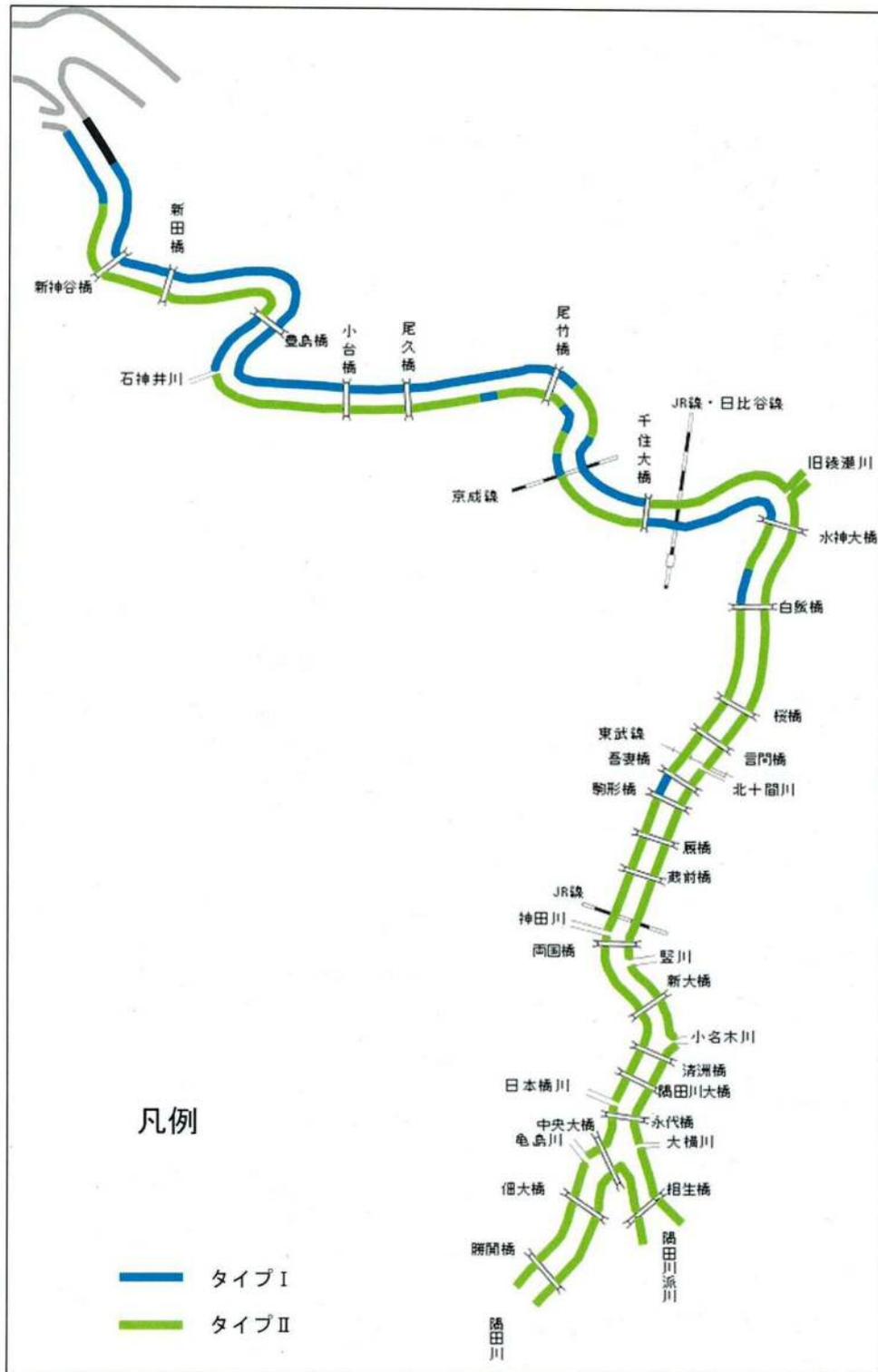


図-4.6 テラスのタイプ別配置計画図

(平成17年3月末)

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(1) 河川の維持目的

河川の維持管理については、事故の防止や河川の適正な利用、河川環境の整備と保全等の観点から、河川本来の機能が十分に発揮され、かつその目標が達成できるように適切な河川の維持管理を行う。

(2) 河川維持の種類及び施行場所

河川管理施設、河道の維持管理を行うとともに、関係機関と協力して適切な水面利用、水質の保全、事故防止のための啓発に努める。

河川維持を行う区間は、隅田川本川及び派川、旧綾瀬川、月島川を含めた法定管理区間とする。なお、河川の維持修繕及び維持管理等は、沿川自治体との適切な役割分担をして行っていく。

・河川管理施設

護岸、水門、テラス等の河川管理施設が、その機能を常に発揮しうるよう、日常的な河川巡視による異常の早期発見、状況把握に努めるとともに、必要に応じて対策を行っていく。

・水門等の管理

水門等の管理について、安全性、迅速性、確実性を向上させるため、遠隔監視制御方式を導入するとともに、導入したシステムについて、必要な維持管理を行う。

・河道の維持管理

定期的な河川巡視による河岸や河床の状況把握に努めるとともに、維持しゅん濇等船舶の航行や洪水流下能力の維持に配慮した適切な維持管理を行っていく。

表-4.7 高潮、洪水、地震水害の防止又は軽減に資する河川維持

主な河川管理施設等	河川名（施設名）
堤防等（テラス、スーパー堤防、緩傾斜型堤防、防潮堤、管理用通路等）	隅田川、隅田川派川、月島川、旧綾瀬川
水門	隅田川（源森川水門、竪川水門、新小名木川水門、大島川水門、亀島川水門、住吉水門、月島川水門）

表-4.8 河川管理情報の収集・提供に係る主要な施設等

主な施設等	施行する河川	施行の場所	摘要
水門管理システム	隅田川	源森川水門、竪川水門、新小名木川水門、大島川水門、亀島川水門、住吉水門、月島川水門	

・テラス等の利用促進

隅田川の水辺を利用したイベントをさらに展開できるよう、利用に関するしくみづくりを行うとともに、実施に向けた誘導を図っていく。

・案内標識の設置

テラスや階段・スロープ部分において、隅田川や周辺地域の自然・歴史・文化を感じながら散策が楽しめるよう、案内標識を設置していく。

・適切な水面利用の管理

防災船着場、係留施設については、関係機関と調整を図り維持・管理を行っていく。水上交通の支障となっている不法係留船については、河川監視の強化などにより適正化を図る。

また、必要に応じ係留施設等の整備を行っていく。河川の舟運機能を維持するため、定期的なしゅん漂を行う。

表-4.9 河川の舟運機能の維持に係る河川管理施設等の維持

主な河川管理施設等	河川名	施行の場所（名称）	摘要
防災船着場	隅田川、隅田川派川	9箇所（明石町、越中島、新川、箱崎町、浜町、両国、桜橋、千住、荒川遊園）	
航路の維持（しゅん漂）	隅田川、隅田川派川		

・水質の保全

水質については、現状で目標の環境基準（C類型）をほぼ満たしていることから、水質維持・向上を目的に河道しゅん漂を実施する。また、水質調査を関係機関と連携して定期的実施し、現状を把握するとともに、生活排水に関する啓発活動等、地域及び関係機関と協力連携を図ることで、水質の保全に努めていく。

・良好な河川環境の保全

動植物などに配慮した良好な河川環境の維持管理を図るために、関係機関、地域住民などと連携し、植栽管理や河川清掃などを実施するほか、河川水辺の国勢調査などにより、動植物などのモニタリングを実施し、その結果を施策に反映させる

第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川情報の提供に関する事項

多様化する流域住民のニーズに応えるため、河川に関する様々な情報についてインターネット、各種印刷物で発信したり、イベントを開催する等、河川整備に広く理解を得られるよう努めていく。また、沿川自治体等との連携によりサインの設置や散策マップの公開等、河川利用の推進に努める。

さらに、平成12年に発生した東海豪雨等の計画規模を上回る降雨による被害を最小限にいとめるため、浸水予想区域図や洪水ハザードマップ等による情報提供、水防情報伝達体制及び警戒避難体制の充実について、沿川自治体や関係機関と連携して推進する。

現在インターネットや携帯電話を通じて行っている雨量や河川水位といったリアルタイムの情報提供についてもさらなる充実を図り、より多くの流域住民への確かな情報提供が行えるよう努める。

第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項

河川環境を常に良好な状態に保ち治水・利水機能への意識の向上を図るため、河川に関わるイベント等を通じて、沿川住民の河川愛護の普及・啓発などに対する意識を高めていく。

また、河川に関する広報活動を強化し、治水、利水、環境に関する知識の周知に努める。さらに、不法投棄や油流出等の水質事故を発見した場合の円滑な原状回復について、沿川自治体や関係機関と連携して対応する。

既に発足している隅田川流域連絡会（平成13年9月設立）においては、地域住民と行政が積極的に意見交換を行っていく。これまで、流域連絡会の提言を受けてスタンプラリー、一斉清掃等の活動を実施してきた。今後とも住民からの提言を活かすとともに、イベントや清掃活動等において、住民活動と連携を図っていく。

テラス部において地域の人々による植栽活動（通称「花守さん」）が行われているが、このような住民参加による植栽や清掃活動を広く推進していくことにより、都民の水辺への親しみや愛着心を育てていく。

関係機関と連携し、震災・火災時の防災用水としての河川水の有効利用に努め、沿川の防災機能の強化を支援する。



図-5.1 隅田川流域連絡会状況写真



図-5.2 「花守さん」による植栽活動

(4) 2020年の東京

「2020年の東京」計画 全体概要

「10年後の東京」計画から「2020年の東京」計画へ

「10年後の東京」計画 (2007~2016)

- 2016年の東京の姿(8つの目標)と、それに向けた政策展開の方向性を明示した都市戦略

<10年後に向けた8つの目標>

- 目標1 水と緑の面で育まれた、美しいまち東京を復活させる
- 目標2 二環状道路により東京が生まれ変わる
- 目標3 世界で最も緑地負荷が少ない都市を実現する
- 目標4 災害に強い都市をつくり、首都東京の骨格を写る
- 目標5 安住できる女子高齢社会の都市モデルを創出する
- 目標6 都市の魅力や競争力で東京のプレゼンスを確立する
- 目標7 富める者もがチャレンジできる社会を創出する
- 目標8 スポーツを通じて次世代を担う子供たちに夢を与える

◆「10年後の東京」計画が折り返しの時期 ◆東日本大震災の発生

「2020年の東京」計画 (2011~2020)

都が目指す将来の東京の姿とそれに向けた政策展開を明らかにし、東京が大震災を乗り越え発展を続け、日本を牽引していく道筋を提示

- 「10年後の東京」計画に掲げた各施策を引き続き着実に推進
- 防災対策、エネルギー政策、国際競争力の向上策を特に強化

◆「2020年の東京」における8つの目標と「2020年の東京」を支える「12のプロジェクト」

◆東京から21世紀の都市モデルを発信し、世界に誇れる都市へと進化させる

「2020年の東京」計画における8つの目標

目標1 高度な防災都市を実現し、東京の安全性を世界に示す

- 緊急輸送道路の公道避難場所の徹底化完了
- 都独自の避難マーカーが制度により標準化を加速
- 木造地域7,000haの主要な都市計画道路の整備を完了
- 「防災博覧」の開催
- 毎世困難者対策に関する条例の制定
- 等

目標2 低炭素で高効率な自立・分散型エネルギー社会を創出する

- 100万戸級の高効率な天然ガス給湯所の設置
- ソージェネレーションシステムによる発電50万戸導入
- 住宅への太陽光発電30万戸導入
- スマートシティの実現に向けたリーディングプロジェクト
- 等

目標3 水と緑の回復で包まれた、美しいまち東京を復活させる

- 2016年に1,000haの緑地を、街路樹100万本を追加
- 新たに都市公園433ha整備
- 5万本の大規模木質バイオマス発電機を運用
- 水と緑のネットワーク化
- 東京スカイツリーを起爆剤とした「隅田川ルネサンス」の展開
- 等

目標4 陸と海と空を結び、東京の国際競争力を引き上げる

- 二環状道路の整備率92% (外環完成)
- 区部環状道路・多摩南北道路等の骨格幹線道路完成
- 羽田空港の発着時間帯における国際競争力の拡大
- 京浜東北線がアジアのハブ空港としての地位を確立
- 等

目標5 産業力と都市の魅力高め、東京を新たな成長軌道に乗せる

- 総合特区制度などの活用により外国企業を誘致し、アジアのヘッドクォーターを実現
- 成長が見込まれる産業の育成や中小企業がもつ成長の活用を推進
- 等

目標6 少子高齢社会における都市モデルを構築し、世界に範を示す

- 7万人分の保育サービス創出
- 「東京健康シルバークロウワー(仮称)」創設
- 高齢者見守りネットワークを全区市町村で構築
- 障害者雇用に新たに3万人増加
- 2014年度末までIT・ICTを3200Rに導入
- 等

目標7 誰もがチャレンジできる社会を創り、世界に羽ばたく人材を輩出する

- 「教育再生・東京再生会議」で幅広い視点から具体的な政策を発信
- 「はちのけ」には誰をさせまプロジェクト」で約1万人の若者の海外留学支援
- 若年者、非正規労働者等へのきめ細やかな就業支援
- 等

目標8 誰もがスポーツに親しみ、子供たちに夢を与える社会を創る

- 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を実現
- 神宮、旗手、聖海、武蔵野の表でスポーツマスターを養成
- 国際的なスポーツ大会の連続開催
- 「東京アスリート・キッズ」の形成
- 等

人口動向からみた「2020年の東京」

- 東京の人口・世帯は当面増加するも将来的に減少傾向へ
 - 人口：平成32(2020)年をピークに減少
 - 世帯：平成37(2025)年をピークに減少
- 生産年齢人口が減少する中、一人暮らし高齢者は急増し、超高齢社会へ突入
- 300万人を超える膨大な昼間人口の流入が続く東京

「2020年の東京」を支える12のプロジェクト

- 8つの目標達成のために、今後10年間で戦略的な取組を展開
- プロジェクトごとに、「2020年の姿」と「政策展開」を描く

「2020年の東京」への実行プログラム2012

「2020年の東京」計画の実現に向けた政策を、着実かつ迅速に実施するための3か年のアクションプラン

計画期間：平成24年度～平成26年度 総額：22兆円、370事業
事業費：3か年 約2.2兆円 平成24年度 約7,500億円

水と緑のネットワーク実現プロジェクト

東京スカイツリーの開業を起爆剤として、「隅田川ルネサンス」を展開する

- 地元自治体、民間事業者と一体となった隅田川ルネサンス推進協議会を中心に、賑わい創出事業を展開
- 民間事業者による常設の飲食店営業等、水辺活用の選択肢を広げる河川敷利用の規制緩和を活用

吾妻橋付近をはじめとした多くのエリアで、オープンカフェや、川沿いのビルから川に向けて開放された飲食店が数多く立地

年間2,000万人の観光客を呼び込む東京スカイツリー®の開業(平成24年5月)

水辺から伝統芸能や新たな文化・情報を発信

河川敷でコンサートやアート展など文化発信のイベントが日常的に開催

まちから川へのアプローチを、人を誘う魅力的な空間として再構築

水陸両用バス等、多彩な船による縦横無尽のネットワークが隅田川及び内部河川で形成

アーティストやクリエイターの創作活動・情報発信の場を誘導

対岸や川からの美しい眺めを形成するため、スカイラインの統一、色彩の調和等を図って水辺に顔を向けた建築物を誘導

親水空間を伴ってショッピング、宿泊、娯楽などが楽しめる商業施設や、コンサートホール、ミュージアム等、人が集う拠点を誘導

NPOなど多くの市民が隅田川に関わり、市民の川としての地位を確立

空の玄関口が舟運の起点に直結

幻想的なライトアップで、夜の賑わいを創出

テラスの連続化により回遊性が向上

凡例

- 主な浴着場
- 主な観光スポット
- 公園
- 主な舟運ルート
- テラス等整備済及び計画区間

目標 3

施策 8 人々が集い、賑わいが生まれる水辺空間を創出する

(3か年事業費
80億円)

2020年の東京の姿

- 水辺が一年を通して多くの人々に賑わうとともに、文化・情報の発信拠点として、若手アーティスト等が集い、新たな価値が創造されている。
- 水辺に商業施設等が誘導され、美しく整えられた景観が形成されるなど、水辺の魅力が向上している。

3年後の到達目標

- 地元区・観光団体等と協働してアートや舟運等の観点から水辺の賑わいを創出し、人々の水辺への関心を更に喚起
- 隅田川の賑橋下流(台東区側約200m 平成25年度完了)、白鬚橋下流(両岸約700m 平成27年度完了)のテラス整備や江東内部河川の親水空間の整備を行い、水辺でくつろげる環境を創出

これまでの主な取組と到達点

- ◇ 「隅田川ルネサンス推進協議会」の運営
- ◇ 防災船着場の利用拡大
 - ・越中島・明石町防災船着場の平常時の一般利用実証に加え、桜橋防災船着場を制限付きで開放
- ◇ 地域による先進的な取組を支援
 - ・地元区・関係団体等による水辺空間を活用した取組への支援を通じて水辺に新たな賑わいを創出
- ◇ 芸術文化の取組を推進
 - ・隅田川周辺で文化イベントを実施するなど、人々の水辺への関心を喚起する取組を推進
- ◇ テラスの連続化・修景の推進
 - ・隅田川の吾妻橋下流(台東区側約200m)のテラスを整備
 - ・小糸木川において、江戸情緒あふれる「嵐の道」の整備を推進
- ◇ 運河地域における賑わい創出
 - ・「運河ルネサンス推進地区」において、イベント等の支援などを通じ、地域主体の取組を支援

3か年の主要事業の展開

隅田川ルネサンスを展開し、新たな水と緑の都市文化を未来につなぐ

賑わいの創出に向けた取組を充実	舟運を活性化	水辺歩きの楽しさ倍増
<p style="text-align: center; background-color: #fff9c4; padding: 2px;">○ 隅田川周辺で新たな賑わいを創出する取組を促進</p> <p style="text-align: center; background-color: #fff9c4; padding: 2px;">取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月あぐりを活用した船主のサービスの充実 ・隅田川沿いの賑わい創出に向けた飲食店の多様な展開 ・「あぐら」を活かした隅田川周辺の夜間景観のイメージアップ <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center; font-size: x-small;"> <div>船カフェ(イメージ)</div> <div>水辺の飲食店(イメージ)</div> <div>夜の隅田川(東京の夜の隅田川)</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">天の川プロジェクト(江東区) 東京水辺の未来委員会</p> <p style="text-align: center; background-color: #fff9c4; padding: 2px;">○ 芸術文化の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントやアート作品により隅田川を中心に魅力的な水辺空間を演出 	<p style="text-align: center; background-color: #e0f0e0; padding: 2px;">○ 防災船着場のさらなる活用</p> <p style="text-align: center; background-color: #e0f0e0; padding: 2px;">○ 新たな舟運ルートの開発と、船着場にスロープを設置するなど水辺空間の魅力向上に向けた取組を支援</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">船着場での取組(イメージ)</p>	<p style="text-align: center; background-color: #e0f0e0; padding: 2px;">○ 親水テラス等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隅田川の賑橋下流や白鬚橋下流のテラス・江東内部河川(北十間川や横十間川)の親水空間を整備し、水辺散歩の回遊性を向上 <p style="text-align: center; font-size: x-small;">江東内部河川(横十間川)</p>
メディア戦略を強化		
<p style="text-align: center; background-color: #e0f0e0; padding: 2px;">○ 隅田川ルネサンスのロゴマークの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロゴマークを活用することにより、効果的なイメージ戦略を展開し、賑わい創出の気運を醸成 <p style="text-align: center; background-color: #e0f0e0; padding: 2px;">○ ホームページによる情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する多様な主体の取組など、隅田川に関する様々な情報をホームページで発信 		

地元区・観光団体等・都が一体となった隅田川ルネサンス推進協議会全体でその実現を目指す

(6) 東京都景観計画 (概要)

東京都景観計画の概要

: 景観法に基づく法定事項

<計画の目的>

「東京都景観計画」は、景観法の施行及び東京都景観審議会の答申(平成18年1月)を踏まえ、都市計画法や建築基準法に基づく諸制度、屋外広告物条例の活用も図り、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものである。

<基本理念>

東京では街並みが区市町村の区域を越えて連担しており、また、首都としての景観形成が重要であることから、景観法に定める基本理念に以下の事項を加えたものを、この計画の基本理念とする。

- (1) 都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成
良好な景観は、地域の魅力の向上に加えて、広域的に都市としての魅力を高めていくものであり、首都にふさわしい景観の形成に資するよう、都及び都民、事業者、区市町村等が連携し、その形成に向け一体的に取り組む必要がある。
- (2) 交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展
良好な景観は、国内外の人々の来訪を促し、交流を活発化させ、新たな産業、文化等の活動を創出するものであり、活力ある東京の発展につながるよう、その整備及び保全を図る必要がある。
- (3) 歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上
良好な景観の形成は、先人から受け継いだ自然、歴史、文化等の保全のみならず、都市づくり等を通じて、新たに美しく魅力あふれる景観を創出し、東京の価値を高めることを旨として、行う必要がある。

第1章 東京らしい景観の形成

第1 計画の対象範囲

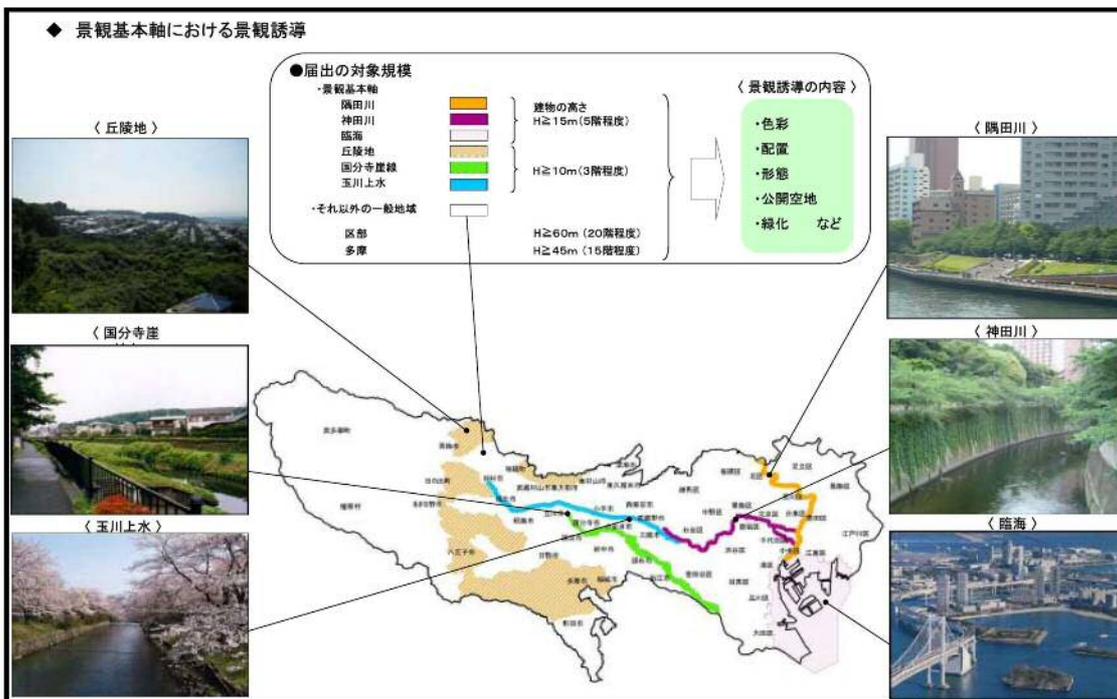
東京都全域を景観計画区域とする。

第2 東京の景観特性

- 1 センター・コア再生ゾーン
 - 台地と低地がつくる細やかな起伏や緑の帯
 - 東京の成り立ちを伝える街並みや建造物
 - 多様な個性と魅力をもつ地域の広がり
- 2 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン
 - 海辺に開かれたレクリエーション・エリア
 - 東京のシンボルとなる新しい景観
- 3 都市環境再生ゾーン
 - かつての下町と戦後都市化した市街地
 - 縦横に巡る水のネットワーク
 - 大規模な住宅団地と木造住宅密集地域
 - 地域の生活拠点を中心とするにぎわい
 - 雑木林や屋敷林、農地が残る東京の原風景
 - 駅周辺の新しい街並みと歴史的な資源
- 4 核都市広域連携ゾーン
 - 丘陵地の豊かな緑と連続する武蔵野の面影
 - 計画的な都市づくり
- 5 自然環境保全・活用ゾーン
 - 山岳や渓谷などの自然美
 - 地域に根ざした民家や生活文化
 - 植林地が広がる山並み
 - 美しい海岸線など、豊かな自然の宝庫
 - それぞれの島に伝わる歴史と文化

第3 施策の体系

<p>第4 良好な景観の形成に関する方針</p> <p>1 区部</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都心部を中心とする風格のある景観の形成 ○ 水辺を生かした魅力的な都市空間の創出 ○ 水や緑と調和した潤いのある住宅地の形成 <p>2 多摩</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 武蔵野の面影と調和した潤いのある住宅地の形成 ○ 丘陵地の豊かな緑を背景にした市街地の形成 ○ 渓谷など自然美の保全と観光資源としての活用 <p>3 島しょ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな自然を生かした伊豆諸島の景観形成 ○ 世界自然遺産登録を目指す小笠原諸島の景観形成 <p>第2章 景観法の活用による新しい取組</p> <p>第1 届出制度による景観形成</p> <p>1 景観基本軸</p> <p>東京の景観構造の主要な骨格となる地域で、2以上の区市町村にまたがり、東京の景観形成において、特に重要と考えられる地域</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨海景観基本軸 (2) 隅田川景観基本軸 (3) 神田川景観基本軸 (4) 玉川上水景観基本軸 (5) 国分寺崖線景観基本軸 (6) 丘陵地景観基本軸 <p>2 景観形成特別地区</p> <p>文化財や歴史的な施設などの景観要素をもつ地域、他とは性格の異なる景観や観光資源をもつ一定の広がりのある地域など</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財庭園等景観形成特別地区 (2) 水辺景観形成特別地区 (3) 小笠原（父島二見港周辺）景観形成特別地区 <p>3 その他の地域（一般地域）</p> <p>4 建築物等における色彩の基準</p> <p>5 屋外広告物の表示等の制限</p>	<p>第2 景観重要建造物 景観重要建造物の指定の方針</p> <p>第3 景観重要公共施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 景観重要道路 2 景観重要都市公園 3 景観重要河川 4 国民公園 <p>第3章 都市づくりと連携した景観施策の展開</p> <p>第1 都市開発諸制度などの活用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度 2 大規模建築物等景観形成指針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国会議事堂、迎賓館、絵画館、東京駅丸の内駅舎の眺望の保全に関する景観誘導 (2) 文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導 (3) 水辺からの眺望に配慮した景観誘導 (4) 皇居周辺の風格ある景観誘導 <p>第2 公共施設の整備による都市空間の質の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共事業を通じた景観形成 2 幹線道路の整備に合わせた沿道景観の形成 <p>第3 歴史的建造物の保存等による景観形成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都選定歴史的建造物 2 歴史的景観の形成
--	--



◆ 文化財庭園等景観形成特別地区

<対象区域の事例：新宿御苑>

① 周辺200m程度：高さ20m以上の建築物を対象
 ・色彩や広告の規制
 ・形態、高さ、意匠の誘導

② 周辺1km：大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度を適用
 ◆庭園内の主要な眺望地点からのシミュレーションを義務付け
 (色彩、広告表示、高さの配慮、緑化などを許可の条件)

◆屋上広告物の禁止
 今後禁止
 既存不適格広告物の設置は一定期間に限定

■ 指定地区

1 浜離宮恩賜庭園 特別史跡・特別名勝 (国指定)	2 旧芝離宮恩賜庭園 名勝 (国指定)	3 清澄庭園 名勝 (都指定)	4 新宿御苑 国民公園	5 小石川後樂園 特別史跡・特別名勝 (国指定)	6 六義園 特別名勝 (国指定)	7 旧岩崎邸庭園 重要文化財 (国指定)	8 旧古河庭園 名勝 (国指定)
---------------------------------	---------------------------	-----------------------	----------------	--------------------------------	------------------------	----------------------------	------------------------

◆ 水辺景観形成特別地区

<対象区域>

■ 水辺を生かした景観形成

■ 屋外広告物の規制

屋上広告物の禁止
 壁面広告物の規制
 赤・黄色の光、光の点滅を禁止
 [既存不適格広告物の設置は一定期間に限定]

◆ 小笠原(父島二見港周辺)景観形成特別地区

① 海や山からの眺望に配慮



屋根の色彩・形状 外壁の色彩 基準化

③ 公共公益施設による先導



都道の無電柱化

② 小笠原らしさの創出

自然素材を活かした看板



観光地にふさわしい自販機



気候・風土に合った植栽



タマナ プータンピリア ホウオウボク

【景観形成特別地区の指定区域】



◆ 景観重要公共施設

良好な景観の形成上重要な公共施設について、公共施設の管理者と協議し、その同意のもとに、整備や管理に関する方針・計画を定め、地域のまちづくりや観光都市づくりなどと連携して、効果的に良好な景観を形成する。

<景観重要公共施設の例>

1 道路(景観重要道路)

<行幸通り>



<青山通り>



出典：国土交通省関東地方整備局東京国道事務所（青山通り景観整備イメージ）

<甲州街道(高尾地区)>



2 都市公園(景観重要都市公園)

<日比谷公園>



<上野恩賜公園>



<国営昭和記念公園>



3 河川(景観重要河川)

<隅田川>



<神田川>



<多摩川>



4 国民公園

<皇居外苑>



<新宿御苑>



第2章 届出制度による景観形成の概要						
区域名称	景観基本軸					
	臨海景観基本軸	隅田川景観基本軸	神田川景観基本軸	玉川上水景観基本軸	国分寺崖線景観基本軸	丘陵地景観基本軸
区域の範囲	海域：羽田沖・中央防波堤沖、葛西海浜公園沖を含む海域 陸域：水際から50mの陸域及び葛西沖開発土地区画整理事業によって埋め立てられた区域	隅田川と隅田川の両側から50m	神田川と神田川の両側から30m及び日本橋川	玉川上水の中心から両側100m	低地側：崖線からおおむね360m 台地側：崖線からおおむね80m	丘陵地の山裾からおおむね500m
届出対象	建築物の新築、改築など	高さ15m又は延べ面積3,000㎡以上	高さ15m又は延べ面積1,000㎡以上	高さ15m又は延べ面積1,000㎡以上	高さ10m以上又は延べ面積1,000㎡以上	高さ10m以上
	工作物の新設、模様替など	高さ15m以上、築造面積3,000㎡以上 【橋梁等】すべて	高さ15m以上、築造面積1,000㎡以上 【橋梁等】すべて	高さ15m以上、築造面積1,000㎡以上 【橋梁等】すべて	高さ10m以上 【橋梁等】すべて等	高さ10m以上 等
	開発行為（土地区画形質の変更）	面積3,000㎡以上	面積3,000㎡以上	面積3,000㎡以上	面積3,000㎡以上	面積3,000㎡以上
	土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立てなど	【水面の埋立て】 面積15ha以上	—	—	—	面積3,000㎡以上
景観形成の目標	臨海部は、東京湾の海の上に歴史や空間を積み重ねてきた地域であることを踏まえ、海辺の自然と共生しながら、各地域の特性を生かした新しい時代にふさわしい景観形成を図る。	隅田川やその周辺の地域が蓄積してきたにぎわいある文化や歴史的建造物を生かしながら、都市再生を進める中で、豊かな都市文化と調和した隅田川らしい景観形成を図る。	神田川周辺の江戸情緒漂う歴史的な街並みや昭和初期に作られた橋梁などの景観資源を生かしながら、東京の象徴にふさわしい河川景観の形成を図る。	玉川上水や河川沿いの水と緑を帯状に連続させ、親水空間の拡張を図るとともに、季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図る。	国分寺崖線の広域的に連続する緑の帯や湧水などの自然環境、歴史的・文化的資源を保全し、これらと調和した景観形成を図る。	丘陵地の特性である尾根筋の緑や里山景観を保全しながら、都市開発によりつくられていく新しい景観を丘陵地の景観特性に調和したものとなるよう形成を図る。
景観形成の基準	<ul style="list-style-type: none"> 水域に面して圧迫感を軽減する配置 壁面の連続性や隣接間隔の確保など、周辺の街並みに配慮 色彩基準に適合 など 	<ul style="list-style-type: none"> 水域に面して圧迫感を軽減する配置 川沿いの建築物と調和した規模、形態・意匠 色彩基準に適合 など 	<ul style="list-style-type: none"> 水域に面して圧迫感を軽減する配置 川沿いの建築物と調和した規模、形態・意匠 色彩基準に適合 など 	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水沿いの自然環境に配慮し、開放性のある視界を確保 色彩基準に適合 玉川上水と一体的な緑化空間の創出 など 	<ul style="list-style-type: none"> 国分寺崖線の緑の景観が連続するような配置 崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインと調和 色彩基準に適合 など 	<ul style="list-style-type: none"> 丘陵地の山裾から丘陵地への眺望を妨げないような配置 色彩基準に適合 丘陵地の緑と連続させる緑化空間の創出 など

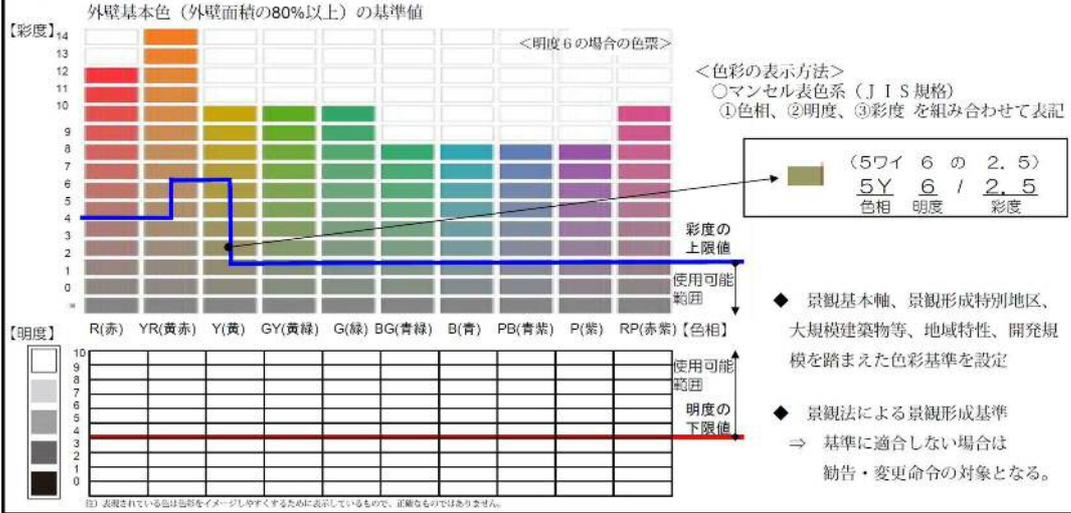
区域名称	景観形成特別地区			その他の地域
	文化財庭園等景観形成特別地区	水辺景観形成特別地区	小笠原(父島二見港周辺)景観形成特別地区	一般地域
区域の範囲	浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、清澄庭園、新宿御苑、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、旧古河庭園の各施設の外周線からおおむね100～300m	臨海景観基本軸、隅田川景観基本軸の区域内で特に重点的に取り組む区域	小笠原諸島の父島二見港周辺に広がる大根山、西町、東町、宮之浜道、清瀬、奥村及び屏風谷地区のうち、国立公園区域、保安林及び小笠原諸島森林生態系保護地域を除く区域	東京都の区域で、景観基本軸及び景観形成特別地区以外の区域
届出対象	建築物の新築、改築など	高さ20m以上	水域に面する建築物（道路・公園などを介して水域に面する場合も含む）及び環2沿道に面する建築物 届出規模は、臨海景観基本軸及び隅田川景観基本軸と同じ	【23区】高さ60m又は延べ面積30,000㎡以上 【その他】高さ45m又は延べ面積15,000㎡以上
	工作物の新設、模様替など	高さ20m以上	同上 (建築物を工作物に読替え)	煙突等高さ6m超 他
	開発行為（土地区画形質の変更）	—	—	面積500㎡以上
	土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立てなど	—	—	土地開墾 面積1,000㎡以上、土石堆積 面積2,000㎡以上、水面埋立 面積1,000㎡以上
景観形成の目標	国際的な観光資源としてふさわしい、庭園からの眺望景観を保全し、歴史的・文化的景観を次世代へ継承する。	水辺の散策路などにおいて魅力的で連続性のある景観を形成する。観光施策等と連携し、東京を訪れる人に魅力的な景観形成を進める。	悠久の時がつくりあげた自然環境との関係を重視し、空や海の深い青み、森林の豊かな緑と調和した、年間を通じて温暖な亜熱帯の島を印象づける景観を形成する。	広域的な景観に大きな影響を与える行為について、景観への配慮を求める。
景観形成の基準	<ul style="list-style-type: none"> 庭園からの眺望の開放感を阻害しないよう隣接間隔を確保 庭園からの眺望を阻害しない規模や高さの検討 色彩基準に適合 庭園の緑との連続性を確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> 水上や対岸などからの眺望に配慮 水辺沿いや主要道路沿道に連続性のある景観形成 水辺の開放感が得られるよう隣接間隔を確保 色彩基準に適合 水辺空間に開かれたオープンスペースを設置 など 	<ul style="list-style-type: none"> 海への見通しや開放感に配慮 壁面線の統一など街並みの連続性に配慮 色彩基準に適合し、周辺の自然環境等との調和 3寸から5寸の勾配屋根を原則 植栽により小笠原らしさを創出 など 	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の位置の連続性や適切な隣接間隔確保など、周辺の街並みに配慮 周辺の建築物群のスカイラインと調和 色彩基準に適合 周辺の緑との連続性を確保 など

◆ 建築物等における色彩の基準

【色彩基準の考え方】

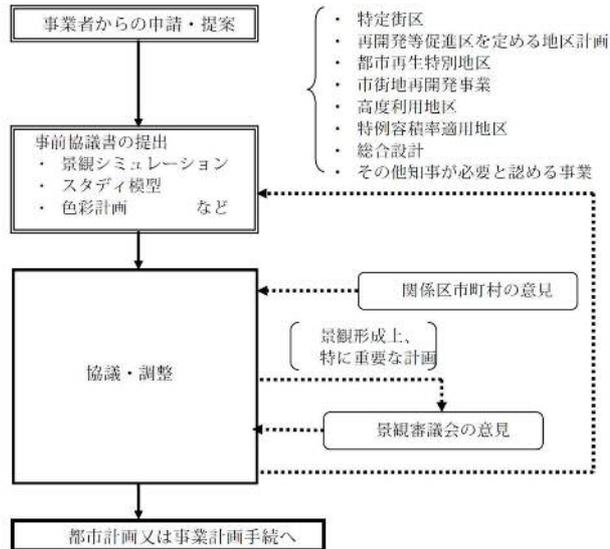
- ① 原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい、暖色系で低彩度の色彩を基本とする。
- ② 水辺を生かした景観形成を図る地域や庭園や公園周辺の緑が景観の構成要素として重要な地域では、地域の景観特性を踏まえた基準を定め、色彩の誘導を図る。
- ③ 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合や石材などの地域固有の自然素材を使用する場合については、これを尊重する。

【色彩基準のイメージ：一般地域の場合】



<参考> 第3章 大規模建築物等の建築等に係る事前協議制度の概要

都市開発諸制度などを活用する建築計画等を対象に、都市計画決定等の手続きに先行して、事前協議を義務付ける制度を創設し、事業の企画・提案段階から景観に関する協議を進めることにより、周辺市街地の景観と調和した建築物等を誘導



◆ 首都東京の象徴性を意図して造られた建築物の眺望の保全に関する景観誘導

○保全対象建築物



国会議事堂



迎賓館(赤坂離宮)

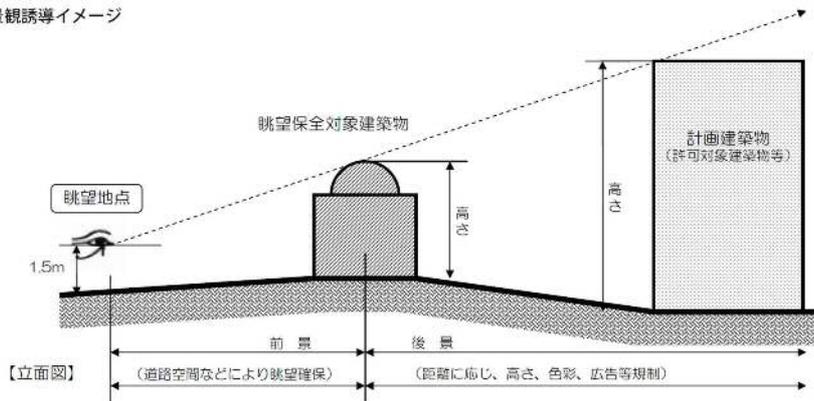


明治神宮聖徳記念絵画館



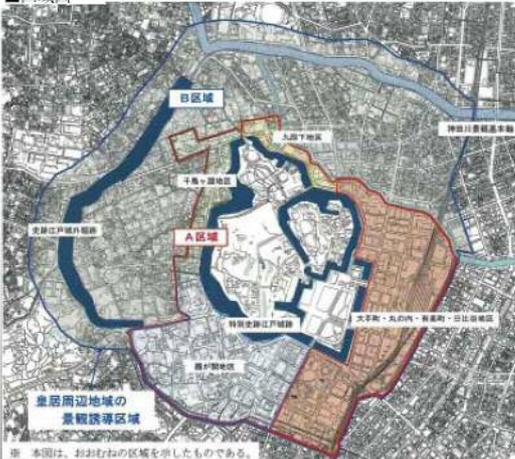
東京駅丸の内駅舎
(復元後のイメージ)

○景観誘導イメージ



◆ 皇居周辺の風格ある景観誘導

■ 区域図



■ 景観誘導イメージ ～緑と調和した眺望景観への配慮～



■ 施策の体系

— 皇居周辺における景観誘導の目標 —
首都東京の顔としてふさわしい世界に誇れる景観の形成

○景観形成方針（5原則）

1. 歴史・文化を生かし首都の風格を際立たせる
2. 皇居の緑や水辺と調和した眺望景観を保全する
3. 国の中枢を形創る
4. 優れたデザインで首都の顔づくりに貢献する
5. 場所ごとの街並みの連続性、一体性を充実させる

○景観形成基準等

地区別の景観形成基準

- 下記のとおり地区について、地区別の景観形成基準を設定
- ・ A区域（大手町・丸の内・有楽町・日比谷、霞が関、九段下、千鳥ヶ淵）
 - ・ B区域全域

建築物のデザイン評価指針

- ・ 首都にふさわしい優良な建築物のデザインを創出するため、評価項目を設定

(7) 設置要綱

平成25年7月 1日制定

平成25年8月23日改訂

新たな水辺整備のあり方 検討会 設置要綱

「名称」

第1条

この検討会の名称は、「新たな水辺整備のあり方検討会」（以下「検討会」という）とする。

「目的」

第2条

検討会は以下の項目について検討することを目的とする。

- ・にぎわい創出に向けた河川空間を中心とした社会基盤の整備や活用のあり方
- ・隅田川を中心とした水辺整備の基本方針、拠点計画、整備メニュー等
- ・河川沿川の社会基盤の事業連携（道路・公園・河川・都市づくり等）
- ・制度や運営の仕組み（規制緩和、施設運営、地域合意、利用調整手法等）
- ・国の制度との連携（かわまちづくり支援制度等）

「構成」

第3条

検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

「組織」

第4条

- 1 検討会に座長と副座長を置くものとする。
- 2 座長と副座長は委員の互選により定める。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職を代理する。

「会議」

第5条

- 1 会議は、座長が招集する。座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。
- 2 会議は非公開とする。

「事務局」

第6条

検討会に事務局を置く。事務局は、東京都建設局河川部計画課とし、検討会の事務を処理するものとする。

「その他」

第7条

この要綱に定めるもののほか、検討会運営に必要な事項、その他必要な事項は、検討会で定める。

附則

この要綱は、平成25年7月1日より施行する。

(8) 検討経緯

日付	検討会	検討項目
平成25年7月1日	第1回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会概要、スケジュールの確認 ➤ 隅田川を中心とした水辺の現状および最近の動向
平成25年8月23日	第2回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水辺整備を取り巻く状況の整理 ➤ 準則活用の先行事例の紹介 (台東区、品川区、渋谷区) ➤ 新たな水辺整備の基本的な考え方 ➤ 隅田川をモデルとした施策展開 <ul style="list-style-type: none"> ・隅田川を中心とした水辺の位置付け ・重点的な施策展開手法 ➤ 中間とりまとめ
平成25年11月25日	第3回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 隅田川をモデルとした施策展開 <ul style="list-style-type: none"> ・全体構想：隅田川と周辺エリアの関係 ・拠点プラン：具体施策 ・仕組み：準則活用、エリア運営 ・その他：照明コンセプト ➤ かわまちづくり支援制度との連携
平成26年2月6日	第4回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 最終とりまとめ

(9) 委員名簿

学識委員（座長）	岸井 隆幸	日本大学教授
学識委員（副座長）	守田 優	芝浦工業大学教授
行政委員	宮本 恭介	中央区 環境土木部長
行政委員	上野 俊一	台東区 土木担当部長
行政委員	渡辺 茂男	墨田区 都市整備部長
行政委員	作田 純一	江東区 土木部長
行政委員	松代 忠徳	品川区 防災まちづくり事業部長
行政委員	須藤 憲郎	渋谷区 渋谷駅周辺整備担当部長
行政委員	福田 至 (前任：佐藤 伸朗)	東京都 都市整備局 企画担当部長
行政委員	相場 淳司 (前任：中島 高志)	東京都 建設局 企画担当部長
行政委員	川合 康文 (前任：加藤 昌宏)	東京都 建設局 道路保全担当部長
行政委員	加藤 昌宏 (前任：佐野 克彦)	東京都 建設局 道路建設部長
行政委員	滝澤 達 (前任：町田 誠)	東京都 建設局 公園緑地部長
行政委員	中島 高志 (前任：邊見 隆士)	東京都 建設局 河川部長
オブザーバー	渥美 雅裕 (前任：金尾 健司)	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長

